

テハ會社ハ之ヲ經費トシテ經理スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ

第二十二條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五條若ハ第二十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制定若ハ變更シタル準則ニ依ルノ外社員ニ對シ退職金ヲ支給スルコトヲ得ズ

第二十六條 主務大臣ハ役員又ハ社員ノ給與及其ノ支給方法ノ適正ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ役員若ハ社員ノ給與ノ金額若ハ支給方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ役員雜給與、役員退職金、第二十五條各號ニ掲グル社員手當若ハ社員退職金ノ準則ノ制定、變更若ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得(一)

第二十三條 會社ハ社員ノ全部若ハ大部分又ハ社員數當時三十人以上ヲ有スル事務所、工場若ハ事業場ニ付其ノ所屬社員ノ全部若ハ大部分ニ對シ時期ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ

第二十七條 罰則(一)

第二十四條 本令施行ノ際本章ノ規定ノ適用ヲ受ケル會社ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ開令ノ定ムル所ニ從ヒ本令施行ノ際ニ於ケル役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當及社員退職金ノ準則ヲ主務大臣ニ報告スベシ

第二十八條 本章ノ規定ハ裁判所ガ決定ヲ以テ定メタル報酬ニハ之ヲ適用セズ

第二十五條 會社ハ役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當又ハ社員退職金ノ準則ヲ制定シ又ハ變更セントスルトキハ

第四節 經費及資金

リ資本金百萬圓以上ト爲リタル會社又ハ同年九月十六日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年九月三十日)以前設立セラレタル資本金百萬圓以上ノ會社若ハ資本増加ニ因リ資本金百萬圓以上ト爲リタル會社ニシテ同日以前其ノ設立後若ハ資本増加後決算確定シタル事業年度ナキ會社ハ開令ノ定ムル所ニ依リ機密費等ノ基準月額ヲ定メ主務大臣ノ承認ヲ受ケベシ(一)

第二十九條 昭和三十六年九月十六日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年九月三十日)現在ニ於テ資本金百萬圓以上ノ會社(第二項後段ノ會社ヲ除ク)ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ開令ノ定ムル所ニ從ヒ機密費、交際費、接待費又ハ廣告宣傳費其ノ他之と同様ノ性質ヲ有スル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム以下機密費等ト稱ス)ノ基準月額ヲ主務大臣ニ報告スベシ(一)

資本百萬圓以上ノ會社ハ機密費等ノ基準月額ヲ増額セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ(二)

第三十條 主務大臣ハ會社ノ經費ノ支出ヲ適正ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ之ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

資本百萬圓以上ノ會社ハ毎事業年度ニ於テ支出セントスル機密費等ノ合計金額ガ前四項ノ規定ニ依リ報告シ、承認ヲ受ケ、増額シ又ハ減額シタル基準月額ニ當該事業年度ノ月數曆ニ從ヒ計算シ一月未満ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月ニ切上グ)ヲ乘ジテ得ベキ金額ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ(一)

第三十一條 會社ハ開令ノ定ムル所ニ依リ固定資産ノ償却ヲ爲スベシ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

資本金百萬圓以上ノ會社ハ毎事業年度ニ於テ支出セントスル機密費等ノ合計金額ガ前四項ノ規定ニ依リ報告シ、承認ヲ受ケ、増額シ又ハ減額シタル基準月額ニ當該事業年度ノ月數曆ニ從ヒ計算シ一月未満ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月ニ切上グ)ヲ乘ジテ得ベキ金額ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ(一)

第三十二條 主務大臣ハ會社ノ經理上必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ資産ノ償却ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

資本金百萬圓以上ノ會社ハ毎事業年度ニ於テ支出セントスル機密費等ノ合計金額ガ前四項ノ規定ニ依リ報告シ、承認ヲ受ケ、増額シ又ハ減額シタル基準月額ニ當該事業年度ノ月數曆ニ從ヒ計算シ一月未満ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月ニ切上グ)ヲ乘ジテ得ベキ金額ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ(一)

第三十三條 會社ハ開令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事

資本金百萬圓以上ノ會社ハ毎事業年度ニ於テ支出セントスル機密費等ノ合計金額ガ前四項ノ規定ニ依リ報告シ、承認ヲ受ケ、増額シ又ハ減額シタル基準月額ニ當該事業年度ノ月數曆ニ從ヒ計算シ一月未満ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月ニ切上グ)ヲ乘ジテ得ベキ金額ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ(一)

第三十三條 會社ハ開令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事

資本金百萬圓以上ノ會社ハ毎事業年度ニ於テ支出セントスル機密費等ノ合計金額ガ前四項ノ規定ニ依リ報告シ、承認ヲ受ケ、増額シ又ハ減額シタル基準月額ニ當該事業年度ノ月數曆ニ從ヒ計算シ一月未満ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月ニ切上グ)ヲ乘ジテ得ベキ金額ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ(一)

第三十三條 會社ハ開令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事

資本金百萬圓以上ノ會社ハ毎事業年度ニ於テ支出セントスル機密費等ノ合計金額ガ前四項ノ規定ニ依リ報告シ、承認ヲ受ケ、増額シ又ハ減額シタル基準月額ニ當該事業年度ノ月數曆ニ從ヒ計算シ一月未満ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月ニ切上グ)ヲ乘ジテ得ベキ金額ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ(一)

第三十三條 會社ハ開令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事

項ニ付主務大臣ノ許可ヲ受クベシ
 一 有價證券ノ取得又ハ處分
 二 特許權、營業權又ハ漁業權ノ取得又ハ處分
 三 資金ノ貸付又ハ借入
 主務大臣ハ會社ニ對シ借入金ノ限度ヲ指定スルコトヲ得
 前項ノ指定ヲ受ケタル會社ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザ
 レバ其ノ指定ヲ受ケタル限度ヲ超エテ資金ノ借入ヲ爲スコト
 ヲ得ズ
第三十四條 主務大臣ハ會社ノ經理ヲ適正ナラシムル爲必要アリ
 ト認ムルトキハ會社ニ對シ餘裕資金ノ運用ニ關シ必要ナル
 制限ヲ爲スコトヲ得

第五章 經理 検査

第三十五條 主務大臣ハ會社ノ資産負債及損益ノ内容、利益金
 ノ處分其ノ他經理ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依
 リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務
 ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得
 前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於
 テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ
第三十六條 會社ハ開令ノ定ムル所ニ依リ財産目録、貸借對照
 表、損益計算書及原價計算ニ關スル書類ヲ作成スベシ

前項ノ財産目録ニ記載スベキ財産ハ開令ノ定ムル所ニ依リ之
 ヲ評價スベシ
 會社ハ第一項ノ規定ニ依リ作成スベキ書類ノ調製ニ必要ナル
 帳簿ヲ備ヘ整然且明瞭ニ之ガ記帳ヲ爲スベシ

第三十七條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ勘
 定科目及帳簿組織ヲ指定シ之ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ
 得
第三十八條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シ
 テ決算ニ關シ當該官吏ノ監査ヲ受クベキコトヲ命ズルコトヲ
 得

前項ノ規定ニ依リ決算ニ關シ監査ヲ受クベキ命令ヲ受ケタル
 會社ハ當該官吏ノ監査ヲ受ケタルコトノ證明ヲ受ケタル後ニ
 非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十八條ノ二 本令ニ依リ許可又ハ承認ニシテ開令ヲ以テ定
 ムルモノニ付申請書ノ提出アリタル場合ニ於テ開令ヲ以テ定
 ムル期間内ニ其ノ申請ニ關シ會社ニ對シ指令、照會又ハ通知
 ノ文書ヲ發セザルトキハ其ノ期間滿了ノ日ニ於テ當該申請ニ
 付許可又ハ承認アリタルモノト看做ス(一)

第三十八條ノ三 會社ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ本令ニ
 基テ制限ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ(二)
第三十八條ノ四 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社、事
 項及期間ヲ定メテ本令ニ基テ制限ヲ解除シ又ハ本令ニ基テ義

第六章 雜 則

第三十九條 第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第
 十八條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、
 第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條若ハ第
 三十八條ノ規定ニ依リ許可若ハ承認ニ關スル處分若ハ指定、
 命令若ハ制限ニシテ事案ノ重要ナルモノ又ハ前條ノ規定ニ依
 ル制限ノ解除若ハ義務ノ免除(第三十三條ノ規定ニ依ル制限
 ニ關スルモノヲ除ク)ハ會社經理審査委員會ノ議ヲ經ベシ(一)
 會社經理審査委員會ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第四十條 第三十三條ノ規定ニ依リ許可ニ關スル處分若ハ指定
 ニシテ事案ノ重要ナルモノ又ハ第三十八條ノ四ノ規定ニ依ル
 制限ノ解除ニシテ第三十三條ノ規定ニ依ル制限ニ關スルモノ
 ハ臨時資金調整法第十二條ノ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經ベ
 シ(二)

第四十一條 本令ニ於テ主務大臣トアルハ左ノ各號ニ該當スル
 場合ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依ルノ外總テ大藏大臣トス
 一 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニ在リテハ當該會
 社ヲ監督スル所管大臣
 二 取引所法、瓦斯事業法、保險業法、自動車製造事業法、
 工作機械製造事業法、製鐵事業法、輕金屬製造事業法、石

附錄 會社經理統制關係法令集

油業法、人造石油製造事業法、大正十五年勅令第九號又ハ
 產金法第三條ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテ
 ハ商工大臣

三 電氣事業法、航空機製造事業法又ハ造船事業法ノ適用ヲ
 受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ逓信大臣但シ造船事
 業法施行令第二十九條ノ規定ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營
 ム會社ニ在リテハ逓信大臣及商工大臣

四 地方鐵道法、軌道法又ハ自動車交通事業法ノ適用ヲ受ク
 ル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ鐵道大臣
 五 會社ノ營ム事業ノ一部ニ付第二號、第三號又ハ第四號ニ
 掲グル法令ノ適用ヲ受クル會社ニ在リテハ當該所管大臣及
 大藏大臣

六 第三十三條ノ規定ニ依リ許可ニ關スル處分又ハ指定ニ付
 テハ前各號ノ規定ニ拘ラズ大藏大臣及商工大臣
 大藏大臣ハ第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十
 八條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第
 二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條、第三
 十八條又ハ第三十八條ノ四ノ規定ノ施行ニ關スル重要事項ニ
 付關係各大臣ニ協議スベシ(一)
 大藏大臣以外ノ主務大臣ハ前項ニ掲グル規定ノ施行ニ關スル
 重要事項ニ付大藏大臣及關係各大臣ニ協議スベシ

第四十二條 大藏大臣ハ前條第一項第一號乃至第四號ニ掲グル

會社以外ノ會社ニ關スル本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ財務局長又ハ財務局出張所長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得(一) 大藏大臣ハ財務局長若ハ財務局出張所長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ財務局長、財務局出張所長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得(二)

第四十三條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十四條 本令中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス但シ日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行及朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ營業所ヲ有シ銀行法又ハ貯蓄銀行法ノ適用ヲ受クル銀行並ニ南洋拓殖株式會社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

本令中閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

第三十九條及第四十條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ之ヲ適用セズ

第四十五條 朝鮮總督ハ本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ朝鮮總督府稅務監督局長又ハ朝鮮總督府稅務署長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

朝鮮總督ハ朝鮮總督府稅務監督局長若ハ朝鮮總督府稅務署長

ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ朝鮮總督府稅務監督局長、朝鮮總督府稅務署長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得 臺灣總督ハ本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ臺灣總督府州知事又ハ臺灣總督府廳長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得 臺灣總督ハ臺灣總督府州知事若ハ臺灣總督府廳長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ臺灣總督府州知事、臺灣總督府廳長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得 臺灣總督府州知事ハ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル事務ヲ稅務出張所ヲシテ分掌セシムルコトヲ得

附 則

第四十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

第四十七條 會社利益配當及資金融通令及昭和十四年勅令第九十四號ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ會社利益配當及資金融通令ハ前項ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年十一月四日迄、會社職員給與臨時措置令ハ同令附則第二項ノ規定ニ拘ラズ昭和十

五年十一月四日迄仍其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第四十八條 會社ノ直前ノ事業年度ノ利益配當ガ會社利益配當及資金融通令第二條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケテ基準配當率ヲ超ユル率ニ依リ爲シタルモノニシテ當該利益配當ノ率ノ中主務大臣ガ其ノ許可ヲ爲スニ際シ基準配當率ニ算入セザル旨ヲ定メタル部分アルトキハ其ノ部分ヲ除キタル率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第四十九條 本令施行前合併ヲ爲シタルニ因リ會社利益配當及資金融通令第三條第一項第三號ノ規定ニ依リ基準配當率ニ付主務大臣ノ認定ヲ受ケタル會社ガ當該合併後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキハ當該基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第五十條 資本金二十萬圓未滿タリシ會社ニシテ本令施行前ノ資本増加ニ因リ資本金二十萬圓以上ト爲リタルニ因リ會社利益配當及資金融通令第三條第一項第四號ノ規定ニ依リ其ノ基準配當率ニ付主務大臣ノ認定ヲ受ケタル會社ガ當該資本増加後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキハ當該基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

附 錄 會社經理統制關係法令集

第五十一條 會社利益配當及資金融通令第四條ノ規定ニ依リ其ノ基準配當率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケタル會社ガ指定後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキハ其ノ指定ヲ受ケタル基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第五十二條 第三條第二項第一號ノ規定ハ第四十九條乃至前條ノ場合ニ於テ主務大臣ガ基準配當率ノ認定又ハ指定ヲ爲スニ際シ當該認定又ハ指定後ノ最初ノ利益配當ニ關シ會社利益配當及資金融通令第二條第一號ノ規定ヲ適用セザル旨ヲ定メタルトキハ當該利益配當ニ關シテハ之ヲ適用セズ

前項ニ規定スル場合ヲ除クノ外第三條第二項第一號及第四號ノ規定ハ第四十八條乃至前條ノ規定ニ依リ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做サレタル率ニ付テモ亦之ヲ適用ス

附 則 (昭和十六年九月十六日勅令第八五九號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス(一)

本令施行前從前ノ第二十九條第一項ノ規定ニ依リ本令施行後最初ニ終了スル事業年度ニ付同項第一號ニ掲グル支出ノ豫定額ヲ報告シタル會社ガ當該事業年度ニ於テ其ノ豫定額ノ範圍内ニ於テ爲ス機密費等ノ支出ニハ第二十九條第五項ノ改正規定ハ之ヲ適用セズ(二)

會社經理統制令精義

本令施行前會社が従前ノ第二十九條第一項ノ規定ニ依リ本令施行後最初ニ終了スル事業年度ニ付爲シタル同項第二號ニ掲グル支出ノ豫定額ノ報告ハ之ヲ第二十九條ノ二第一項ノ改正規定ニ依リ爲シタル報告ト看做ス(一)

會社經理統制令施行規則

(昭和十五年十月十九日) 閣令第十三號

改正(一)昭和十六・九・一七閣令第三三號 (三)昭和十七・二・二六閣令第一號 (四)昭和十七・二・二八閣令第四號

第一章 利益配當及積立金

第一條 會社經理統制令(以下單ニ令ト稱ス)第三條第一項及第二項ノ自己資本ハ當該事業年度中ニ於ケル左ノ各號ニ掲グル金額ノ日割平均額ノ合計金額ヨリ繰越損金額ノ日割平均額ヲ控除シタル金額トス但シ當該決算確定前課税ノ決定ヲ受ケタル最終ノ事業年度末ニ於ケル固定資産償却ノ累計金額中課税上損金ニ算入セラレザリシ金額ニ付稅務署長ノ證明ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ハ之ヲ當該事業年度ノ自己資本ニ加算スルコトヲ得

- 一 拂込資本金額
二 積立金其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ會社ガ各事業年度ノ利

益金額中利益金處分ニ依リ留保シタル金額但シ退職積立金及退職手當法ニ依リ積立テタル退職手當積立金及税金引當金ヲ除ク
三 前號ニ該當スルモノヲ除クノ外額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合ニ於テ其ノ額面ヲ超ユル金額中積立テタル金額

四 第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外合併ニ因リ生ジタル差益金又ハ資本減少ニ因リ生ジタル差益金中積立テタル金額
五 第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外主務大臣ノ命令ニ依リ積立テタル金額

主務大臣ガ引當金トシテ必要ナルモノト認定シタル金額又ハ償却ノ不足、評價ノ不適正其ノ他ノ事由ニ因リ會社資産ニ缺陷アルモノト認定シタル金額ハ之ヲ前項ノ金額ヨリ控除スルモノトス

第二條 令第三條第一項ノ規定ニ依リ利益配當ヲ爲スニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第一號様式ニ依リ許可申請書ニ當該事業年度ノ貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三條 令第五條ノ規定ニ依リ合併後最初ノ事業年度ノ利益配當ノ率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケントスル會社ハ別表第二號様式ニ依リ指定申請書ニ當該事業年度ノ貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類並ニ合併前ノ各會社ノ合併前

三事業年度ノ貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ(一)

第四條 令第六條第二項ノ規定ニ依リ積立金ノ使用ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第三號様式ニ依リ許可申請書ニ最近ニ於ケル總勘定元帳残高表ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二章 役員及社員給與

第五條 令第十二條ニ於ケル當該事業年度ノ月數ト異ル月數ノ事業年度ノ金額ハ其ノ事業年度ニ付支給シタル役員報酬又ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員報酬ノ合計金額ヲ其ノ事業年度ノ月數ヲ以テ除シテ得タル金額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乘ジテ得タル金額トス(二)

第六條 令第十二條ノ規定ニ依リ役員報酬ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第四號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第七條 令第十三條第一項第一號ノ當該事業年度ノ純益金ハ當該事業年度ノ會社ノ決算上總益金ヨリ總損金ヲ控除シテ得タル金額トス
左ノ各號ニ掲グル金額ハ之ヲ前項ノ總益金ニ算入セザルモノ

附錄 會社經理統制關係法令集

トス
一 直前ノ事業年度ヨリ繰越シタル益金又ハ積立金ヨリ戻入レタル金額

二 額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合ニ於テ其ノ額面ヲ超ユル金額
三 合併ニ因リ生ジタル差益金
四 資本減少ニ因リ生ジタル差益金

左ノ各號ニ掲グル金額ハ之ヲ第一項ノ總損金ニ算入セザルモノトス
一 直前ノ事業年度ヨリ繰越シタル損金
二 會社ガ當該事業年度ニ於テ納付シタル又ハ納付スベキ法人稅、臨時利得稅、第一種所得稅、第一種所得稅附加稅及當該事業年度ノ利益金處分ニ基キ資産償却ニ充テタル金額ハ之ヲ第一項ノ總損金ニ算入ス

第八條 令第十三條第一項第一號ノ割合ハ會社ノ當該事業年度ニ於ケル拂込資本金額ノ日割平均額ニ應ジ左ニ掲グル割合トス

Table with 2 columns: 拂込資本金額 (Amount) and 割合 (Percentage). Rows include amounts like 二十萬圓以下, 二十萬圓超エ三十萬圓, 三十萬圓超エ五十萬圓, 五十萬圓超エ.

拂込資本金五十萬圓ヲ超エ七十萬圓以下ナルトキ	百分ノ	七・四〇
拂込資本金七十萬圓ヲ超エ百萬圓以下ナルトキ	百分ノ	六・七〇
拂込資本金百萬圓ヲ超エ五百五十萬圓以下ナルトキ	百分ノ	六・〇〇
拂込資本金二百五十萬圓ヲ超エ二百萬圓以下ナルトキ	百分ノ	五・五〇
拂込資本金二百萬圓ヲ超エ三百萬圓以下ナルトキ	百分ノ	四・九五
拂込資本金三百萬圓ヲ超エ四百萬圓以下ナルトキ	百分ノ	四・五五
拂込資本金四百萬圓ヲ超エ五百萬圓以下ナルトキ	百分ノ	四・三〇
拂込資本金五百萬圓ヲ超エ七百萬圓以下ナルトキ	百分ノ	三・九〇
拂込資本金七百萬圓ヲ超エ千萬圓以下ナルトキ	百分ノ	三・五五
拂込資本金千萬圓ヲ超エ二千五百萬圓以下ナルトキ	百分ノ	三・一五
拂込資本金二千五百萬圓ヲ超エ二千五百萬圓以下ナルトキ	百分ノ	二・九〇
拂込資本金二千五百萬圓ヲ超エ三千萬圓以下ナルトキ	百分ノ	二・七五
拂込資本金三千萬圓ヲ超エ四千萬圓以下ナルトキ	百分ノ	二・六〇
拂込資本金三千萬圓ヲ超エ四千萬圓以下ナルトキ	百分ノ	二・四〇

拂込資本金四千萬圓ヲ超エ五千萬圓以下ナルトキ	百分ノ	二・二五
拂込資本金五千萬圓ヲ超エ七千萬圓以下ナルトキ	百分ノ	二・〇五
拂込資本金七千萬圓ヲ超エ一億圓以下ナルトキ	百分ノ	一・八五
拂込資本金一億圓ヲ超エ一億五千圓以下ナルトキ	百分ノ	一・六五
拂込資本金一億五千圓ヲ超エ二億圓以下ナルトキ	百分ノ	一・五五
拂込資本金二億圓ヲ超エ二億五千圓以下ナルトキ	百分ノ	一・四五
拂込資本金二億五千圓ヲ超エ三億圓以下ナルトキ	百分ノ	一・四〇
拂込資本金三億圓ヲ超エ四億圓以下ナルトキ	百分ノ	一・二五
拂込資本金四億圓ヲ超エ五億圓以下ナルトキ	百分ノ	一・二〇
拂込資本金五億圓ヲ超ユルトキ	百分ノ	一・〇〇

第九條 令第十三條第一項第二號ニ於ケル當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ニ於ケル金額ハ直前ノ事業年度ニ付支給シタル役員賞與ノ合計金額ヲ直前ノ事業年度ノ月數ヲ以テ除シテ得タル金額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乘ジテ得タル金額トス

第五條第二項ノ規定ハ前項ノ月數ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第十條 令第十三條第一項ノ規定ニ依リ役員賞與ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第五號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十一條 令第十四條第一號ノ限度ハ會社ガ退職金ヲ支給セントスル當該退職役員ニ對シ其ノ退職前一年間ニ支給シタル報酬金額ニ當該退職役員ノ在職年數(會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ退職金支給後ニ於ケル在職年數)ノ二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額トス

第十二條 令第十四條第二號ノ規定ニ依リ役員ノ退職金ノ準則ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第六號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員ノ退職金ノ準則ヲ變更セントスル會社ニ付亦同ジ

第十三條 令第十四條ノ規定ニ依リ退職シタル役員ニ對スル退職金ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第七號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十四條 令第十五條ノ規定ニ依リ役員ニ對スル臨時ノ給與ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第八號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十五條 令第十八條ノ限度ハ別表ニ掲グル金額ヲ月額(年俸者ニ付テハ年俸額ノ十二分ノ一、週給者ニ付テハ週給額ノ七

分ノ三十、日給者ニ付テハ日給額ノ三十倍トス以下同ジ)トシタル金額トス但シ左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル金額トス

一 特別ノ經歷若ハ技能又ハ特別ノ學歷ヲ有スル者ニ付其ノ初任基本給料ノ準則ニ關シ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ金額

二 轉職者ニ付前職ニ於テ最後ニ受ケタル役員報酬、社員基本給料又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與ノ月額ノ百分ノ百ニ相當スル金額ガ別表ニ掲グル金額ヲ超ユルトキハ其ノ金額但シ前號ニ該當スル場合ヲ除ク(一)

第十六條 前條第一號ノ規定ニ依リ特別ノ經歷若ハ技能又ハ特別ノ學歷ヲ有スル者ノ初任基本給料ノ準則ニ付主務大臣ノ承認ヲ受ケントスル會社ハ別表第九號様式ニ依ル承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十七條 令第十九條ノ規定ニ依リ轉職者又ハ特別ノ經歷若ハ技能ヲ有スル者ノ初任基本給料ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第九號ノ二様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ(一)

第十八條 令第十九條ノ規定ハ各昇給期ニ於ケル昇給該當者(令第十九條第二項各號ノ昇給該當者ヲ除ク以下同ジ)ノ基本給料月額ノ昇給額ノ總額ニ付各昇給該當者ノ當該昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ各昇給該當者ノ直前ノ昇給日(初メテ

昇給スル者ニ付テハ採用ノ日ニ後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乗ジテ得タル金額ノ合計金額ニ平均昇給率百分ノ七ヲ乗ジテ得タル金額トス(一)

第二十條 令第二十條第八號ノ手當ハ左ノ各號ニ掲グル手當トス
一 傷病手當
二 休職者ニ對スル手當
三 應召者又ハ入營者ニ對スル手當
四 集金手當、出納手當、出札手當等金錢取扱ニ對スル手當
五 特殊地域通勤手當
六 交通業ニ従事スル社員ニ對スル無事故手當又ハ乗務手當
七 電力供給業又ハ瓦斯供給業ニ従事スル社員ニ對スル電力又ハ瓦斯ノ盗用防止手當
八 保険料ノ補給
九 繼續シテ利用セシムル住居其ノ他ノ施設又ハ便益
十 其ノ他前各號ニ準ズルモノ

第十七條ノ二 令第十九條第二項第二號ノ金額ハ別表ニ掲グル金額ヲ月額トシタル金額トス(二)

第二十一條 令第二十一條第一項ノ限度ハ會社方當該賞與期間ニ於テ社員ニ支給シタル基本給料ノ合計金額ノ四分ノ三ニ相當スル金額トス

第十八條 令第十九條ノ規定ニ依リ社員ノ基本給料ノ増加支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十二條 令第二十一條第一項ノ賞與期間ハ各事業年度ノ期間トス但シ會社方之ノ異ル期間ヲ定メテ主務大臣ニ届出デタルトキハ其ノ期間ニ依ル

第十九條 令第二十條第四號ノ家族手當ハ社員ニ對シ其ノ扶養家族一人ニ付月三圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額ヲ超エザル金額ニ依リ支給スルモノニ限ル(四)

第二十三條 前條但書ノ届出ハ本令施行ノ際第三章ノ規定ノ適用ヲ受クル會社ニ在リテハ本令施行後三十日以内ニ其ノ他ノ會社ニ在リテハ令第三章ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル

前項ノ扶養家族ハ左ニ掲グル者ニシテ主トシテ當該社員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ヲ謂フ

- 一、配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)
- 二、滿六十歳以上ノ直系尊屬ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者(四)
- 三、滿十八歳未滿ノ直系卑屬ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者
- 四、不具廢疾者ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者(四)

(丙) (甲)又ハ(乙)ニ規定スルモノノ外主務大臣ノ承認ヲ受ケタル方法(一)
二 主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ
前項第一號(丙)ノ規定ニ依リ主務大臣ノ承認ヲ受ケントスル會社ハ別表第十二號様式ニ依リ承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

後三十日以内ニ別表第十一號様式ニ依リ届書ヲ主務大臣ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

(丙) (甲)又ハ(乙)ニ規定スルモノノ外主務大臣ノ承認ヲ受ケタル方法(一)
二 主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ
前項第一號(丙)ノ規定ニ依リ主務大臣ノ承認ヲ受ケントスル會社ハ別表第十二號様式ニ依リ承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

會社ハ前條ノ賞與期間ヲ變更セントスルトキハ別表第十一號様式ニ依リ届書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十四條 令第二十一條第一項但書ノ場合ハ左ノ各號ニ掲グル場合トス

一、當該賞與及手當ノ合計金額申令第二十一條第一項ノ限度ヲ超ユル部分ヲ左ノ方法ニ依リ支給スルトキ但シ其ノ超過金額ハ當該賞與期間中ニ於ケル基本給料ノ支給總額ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十五條 前條第一項第二號ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十三號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

(甲) 國債證券、貯蓄債券若ハ報國債券ヲ以テ支給シ又ハ郵便貯金、銀行ヘノ預金若ハ信託會社ヘノ金錢信託ト爲サシ

第二十六條 令第二十一條第二項但書ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十四號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

メ當該會社ニ於テ當該國債證券、貯蓄債券若ハ報國債券又ハ當該郵便貯金、銀行預金若ハ金錢信託ノ通帳若ハ證書ヲ本人又ハ家族ノ病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由ヲ生ジタル場合ノ外當該社員ノ退職ニ至ル迄保管スルモノ(二)

第二十七條 令第二十三條ノ規定ニ依リ社員ニ對スル臨時ノ給與ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十五號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

(乙) 當該會社ニ於ケル國民貯蓄組合ノ斡旋ニ依リ貯蓄(國債證券、貯蓄債券若ハ報國債券ノ買入又ハ郵便貯金、銀行ヘノ預金若ハ信託會社ヘノ金錢信託ニシテ組合規約ノ定ムル所ニ依リ當該國債證券、貯蓄債券若ハ報國債券ノ賣却又ハ當該郵便貯金、銀行預金若ハ信託シタル金錢ノ拂戻ニ付組合長ノ承認ヲ要スルモノニ限ル)ト爲サシムルモノ(一)

第二十八條 令第二十四條第一項ノ規定ノ適用ヲ受クル會社ハ本令施行後三十日以内ニ別表第十六號様式、第十七號様式又ハ第十八號様式ニ依リ役員雜給與、社員手當又ハ社員退職金ノ準則ノ報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

組合長ノ承認ヲ要スルモノニ限ル)ト爲サシムルモノ(一)

第二十九條 令第二十四條第二項ノ規定ノ適用ヲ受クル會社ハ別表第十六號様式、第十七號様式又ハ第十八號様式ニ依リ役員雜給與、社員手當又ハ社員退職金ノ準則ノ承認申請書ヲ主

務大臣ニ提出スベシ

第三十條 令第二十五條ノ規定ニ依リ役員雜給與、社員手當又ハ社員退職金ノ準則ノ制定又ハ變更ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十六號様式、第十七號様式又ハ第十八號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三章 經費及資金

第三十一條 令第二十九條第一項ノ基準月額トハ昭和十六年九月十六日以前最終ニ決算確定シタル二事業年度(同日以前決算確定シタル事業年度ニ以上ナキ會社ニ在リテハ)一事業年度(ニ於テ支出シタル機密費等ノ合計金額ヲ其ノ二事業年度(同日以前決算確定シタル事業年度ニ以上ナキ會社ニ在リテハ)一事業年度)ノ月數ヲ以テ除シテ得タル金額トス(一)前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ(二)

令第二十九條第一項ノ規定ニ依リ機密費等ノ基準月額ヲ主務大臣ニ報告スベキ會社ハ昭和十六年十月十六日迄ニ別表第九號様式ニ依リ報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ(一)

第三十二條 令第二十九條第二項ノ規定ニ依リ機密費等ノ基準月額ニ付主務大臣ノ承認ヲ受ケテキ會社ハ昭和十六年九月十七日以後設立セラレタル會社又ハ合併ニ因リ設立セラレタル會社ニ在リテハ其ノ設立又ハ合併後、資本増加又ハ合併ニ因

リ資本金百萬圓以上ト爲リタル會社ニ在リテハ其ノ資本増加又ハ合併後三十日以内ニ、同月十六日以前設立セラレタル會社若ハ合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ資本増加若ハ合併ニ因リ資本金百萬圓以上ト爲リタル會社ニシテ同日以前其ノ設立後、資本増加後又ハ合併後決算確定シタル事業年度ナキ會社ニ在リテハ同年十月十六日迄ニ別表第二十號様式ニ依リ承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ(一)

第三十三條 令第二十九條第三項ノ規定ニ依リ機密費等ノ基準月額ノ増額ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ(一)

第三十四條 令第二十九條第五項ノ規定ニ依リ同項ノ規定スル金額ヲ超ユル機密費等ノ支出ヲ爲スニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十一號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ(一)

第三十四條ノ二 令第二十九條ノ二第一項ノ規定ニ依リ寄附金等ノ豫定額ヲ主務大臣ニ報告スベキ會社ハ每事業年度開始ノ三十日前迄(設立又ハ合併ニ因リ設立後最初ノ事業年度ニ在リテハ其ノ事業年度開始後三十日以内)ニ別表第二十二號様式ニ依リ報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ但シ昭和十六年八月十九日以後同年十一月十六日以前ニ開始スル事業年度(同年九月十七日以後ノ設立又ハ合併ニ因リ設立後最初ノ事業年度ヲ除ク)ニ關スル報告書ハ同年十月十六日迄ニ之ヲ提出スベ

シ(一)

會社ガ前項ノ報告ヲ爲シタル後當該事業年度終了前他ノ會社ヲ合併シタル爲寄附金等ノ豫定額ニ變更ヲ生ジタル場合ニ於テ合併後三十日以内ニ變更シタル豫定額ヲ別表第二十二號様式ニ依リ主務大臣ニ報告シタルトキハ其ノ變更シタル豫定額ヲ以テ前項ノ規定ニ依リ報告シタル金額ト看做ス(二)

第三十四條ノ三 令第二十九條ノ二第二項ノ規定ニ依リ報告額ヲ超ユル寄附金等ノ支出ヲ爲スニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十三號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ(一)

第三十五條 資本金二十萬圓以上ノ會社ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ令第三十三條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ

- 一、額面總額五萬圓以上ノ外國ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ取得シ又ハ處分セントスルトキ
- 二、株數二萬株以上ノ株式ヲ取得シ又ハ處分セントスルトキ
- 三、一會社ノ總株數ノ三分ノ一以上ニ相當スル株式ヲ取得セントスルトキ
- 四、株式ノ取得ニ因リ會社ノ現ニ所有スル株式ト合シテ一會社ノ株數ノ三分ノ一以上ニ相當スル株式ヲ所有スルニ至ルベキトキ
- 五、一會社ノ總株數ノ三分ノ一以上ニ相當スル株式ヲ所有ス

ル場合ニ於テ當該株式ノ處分ニ因リ會社ノ所有スル株數ガ當該會社ノ總株數ノ三分ノ一以下トナルベキトキ

前項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

- 一 特別ノ法令ニ依リ設立セララルル會社ノ株式ノ引受ヲ爲サントスルトキ
- 二 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受ケタル會社ノ發起人トシテ株式ノ引受ヲ爲ストキ
- 三 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ資本増加ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受ケタル會社ノ株式ヲ所有スル場合ニ於テ當該資本増加ニ依リ株式ノ割當ヲ受ケタルトキ
- 四 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ合併ノ認可ヲ受ケタル會社ノ株式ヲ所有スル場合ニ於テ當該合併ニ因リ合併ニ因リテ設立シタル會社又ハ合併後存続スル會社ノ株式ノ割當ヲ受ケタルトキ
- 五 合併ニ因リ自己ノ株式ヲ取得スルトキ
- 六 株式ノ消却ヲ爲ス爲自己ノ株式ヲ取得スルトキ
- 七 債權ノ實行ニ因リ會社ガ當該債權ノ擔保タル株式ヲ取得スルトキ
- 八 株式ノ取得又ハ處分ニ付特別ノ法令ニ依リ行政官廳ノ認可、許可若ハ承認ヲ受ケ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ株式ヲ

取得シ又ハ處分スルトキ
 九 清算中ノ會社ガ株式ヲ處分スルトキ
 會社ハ其ノ株式總數ノ半數以上ヲ所有スル株主タル他ノ會社
 ノ株式ヲ取得セントスルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ主務大
 臣ノ許可ヲ受クベシ
 第一項及前項ノ規定ハ左ノ各號ニ掲グル會社ニ付テハ之ヲ適
 用セズ

- 一 銀行
 - 二 信託會社
 - 三 保險會社
 - 四 無盡會社
 - 五 有價證券引受業法第一條ノ規定ノ適用ヲ受クル會社
 - 六 有價證券取締法第一條ノ規定ノ適用ヲ受クル會社
 - 七 有價證券ノ賣買取引ヲ業務トスル取引所
 - 八 有價證券ノ賣買取引ヲ業務トスル取引所ノ會員又ハ取引
 員タル會社
 - 九 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社
- 第三十六條** 前條ノ規定ニ依リ株式ヲ取得又ハ處分ニ付許可ヲ
 受ケントスル會社ハ別表第二十四號様式ニ依リ許可申請書ヲ
 日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
 一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

前項ノ規定ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニ付テハ
 之ヲ適用セズ

第三十八條 前條ノ規定ニ依リ無體財產權ノ取得又ハ處分ニ付
 許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十五號様式ニ依リ許可申
 請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
 一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
 二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表
 三 無體財產權ノ取得ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論
 見書

第三十九條 令第三十三條第三項ノ規定ニ依リ資金ノ借入ニ付
 主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十六號様式ニ
 依リ許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ
 提出スベシ
 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
 一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
 二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表
 三 資金ノ借入ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書
 四 會社ノ現在借入金ノ借入先、種類、金額、使途其ノ他ニ
 關スル明細書

第四章 諸 報 告

附錄 會社經理統制關係法令集

二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表
 三 會社ノ所有スル有價證券ノ種類、數量及價額ニ關スル明
 細書

第三十七條 資本金二十萬圓以上ノ會社ハ特許權、營業權又ハ
 漁業權(以下無體財產權ト總稱ス)ヲ取得シ又ハ處分セント
 スルトキハ令第三十三條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可
 ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラ
 ズ
 一 取得シ又ハ處分セントスル無體財產權ノ價額ガ一件五萬
 圓未滿ナルトキ
 二 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ會社ノ設立、資本増
 加又ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付行政官廳ノ認可又ハ許
 可ヲ受ケタル場合ニ於テ當該拂込株金田資金又ハ現物出資
 ニ依リ無體財產權ヲ取得スルトキ
 三 社債收入金ニ依リ無體財產權ヲ取得スルトキ
 四 行政官廳ノ認可、許可、若ハ免許ヲ受ケ又ハ行政官廳ノ
 命令ニ依リ無體財產權ヲ取得シ又ハ處分スルトキ
 五 行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケ又ハ行政官廳ノ命
 令ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル場
 合ニ於テ當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付必
 要ナル無體財產權ヲ取得スルトキ
 六 清算中ノ會社ガ無體財產權ヲ處分スルトキ

第四十條 資本金二十萬圓以上ノ會社又ハ資本金二十萬圓未滿
 ノ相互會社ハ本令施行後十五日以内ニ別表第二十七號様式ニ
 依リ會社概況報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

前項ニ於テ本令施行後十五日以内トアルハ本令施行後設立セ
 ラレタル會社、本令施行後合併ニ因リ設立セラレタル會社又
 ハ本令施行後資本増加若ハ合併ニ因リ資本金二十萬圓以上ト
 ナリタル會社ニ在リテハ設立、合併又ハ資本増加後三十日以
 内トス

第四十一條 本令施行ノ際現ニ資本金十五萬圓以上二十萬圓未
 滿ノ會社(相互會社ヲ除ク)ハ本令施行後三十日以内ニ別表
 第二十八號様式ニ依リ會社概況報告書ニ最終ノ貸借對照表ヲ
 添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第四十二條 資本金二十萬圓以上ノ會社又ハ資本金二十萬圓未
 滿ノ相互會社ハ本令施行後三十日以内ニ別表第二十九號様式
 ニ依リ其ノ旅費規程ヲ主務大臣ニ報告スベシ
 前項ニ於テ本令施行後三十日以内トアルハ本令施行後設立セ
 ラレタル會社、本令施行後合併ニ因リ設立セラレタル會社又
 ハ本令施行後資本増加若ハ合併ニ因リ資本金二十萬圓以上ノ
 會社トナリタル會社ニ在リテハ設立、合併又ハ資本増加後三
 十日以内トス
 前二項ノ會社旅費規程ノ變更ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ
 旨ヲ主務大臣ニ報告スベシ但シ變更シタル部分ガ旅費規程ノ

大部分ニ互ルトキハ變更後ノ旅費規程ヲ別表第二十九號様式ニ依リ主務大臣ニ報告スベシ

第四十三條 令第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當スル會社ハ毎事業年度ノ決算確定後三十日以内ニ別表第三十號様式ニ依ル會社經理狀況報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ
前項ノ會社經理狀況報告書ニハ左ノ各號ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 別表第三十一號様式ニ依ル自己資本計算書
- 二 別表第三十二號様式ニ依ル利益配當金及給與狀況調査書
- 三 別表第三十三號様式ニ依ル特殊支出調査書
- 四 財産目録、貸借對照表、損益計算表及利益金處分ニ關スル書類

第四十三條ノ二 左ノ各號ニ掲グル許可又ハ承認ニ付テハ許可認可等行政事務處理簡捷令第二條第一項前段ノ期間ハ之ヲ十日トス

- 一 令第二十四條第二項ノ規定ニ依ル承認ニシテ令第二十條第四號又ハ第二十條第一號乃至第三號ニ掲グル手當ノ準則ニ關スルモノ
- 二 令第二十五條ノ規定ニ依ル許可ニシテ令第二十條第四號又ハ第二十條第一號乃至第三號ニ掲グル手當ノ準則ノ制定又ハ變更ニ關スルモノ

第五章 雜 則

第四十四條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シ其ノ本令ニ依リ提出スベキ許可、指定若ハ承認ノ申請書、報告書又ハ届書及之ニ添付スベキ書類ニ關シ別段ノ指示ヲ爲スコトヲ得

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シ本令ニ定ムルモノノ外必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第四十五條 本令(第三十六條、第三十八條及第三十九條ヲ除ク)ニ依リ會社ノ提出スベキ申請書、報告書又ハ届書ハ左ノ各號ニ該當スル場合ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依ルノ外之ヲ三
通作成シ會社ノ本店又ハ主タル事務所ノ所在地ヲ所轄スル財務局出張所ヲ經テ提出スベシ

- 一 令第四十一條第一號第一號第二號、第三號又ハ第四號ニ該當スル會社ハ之ヲ一通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ
- 二 令第四十一條第一號第五號ニ該當スル會社ハ之ヲ同號ニ定ムル主務大臣連名宛ニ主務大臣ノ數ニ相當スル通數作成シ同條第一項第二號、第三號又ハ第四號ニ掲グル主務大臣(同條第一項第二號、第三號又ハ第四號ニ掲グル主務大臣ニ以上アルトキハ會社ノ營業事業ノ中主タルモノニ關スル主務大臣)ニ直接提出スベシ
- 三 前號ノ場合ヲ除クノ外銀行、信託會社、保險會社、無盡

會社、取引所及有價證券引受業法ノ證券引受會社ハ之ヲ一通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ

- 四 前三號ニ掲グル會社以外ノ會社ニシテ資本金五百萬圓以上ノモノ又ハ主務大臣ノ指定シタルモノハ之ヲ二通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ
- 五 前四號ニ掲グル會社以外ノ會社第三十一條乃至第三十四條ノ三ノ規定ニ依リ報告書又ハ申請書ヲ提出セントスルトキハ之ヲ二通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十六年九月十七日閣令第二十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前ニ爲シタル行為ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附 則 (昭和十六年十二月二十六日閣令第三十號)
本令ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十七年一月二日閣令第一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十七年二月二日閣令第四號)

本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

官吏ノ臨檢證票様式指定ノ件

(昭和十六年四月二十八日
大藏省告示第五百五十五號)

會社經理統制令第三十五條ノ規定ニ基ク臨檢證票ノ様式左ノ通定ム臨檢證票様式 (用紙寸法縦五寸五分)

表	官 氏 名
裏	會社經理統制令第三十五條ノ規定ニ基ク 臨檢之章 大 藏 省 官大印
第 號	昭和 年 月 日交付

第四號様式ノ二 (第六條)

事業年度	區分	事業年度		其ノ他參 考事項		
		最近事業年度 自 至	第 期 自 至			
當該事業年度 前終了シタル最近ノ三 (15)	平均拂込資本金					
	役員數					
	役員給與	報酬總額				
		賞與總額				
		雜給與總額				
		臨時ノ給與總額				
		計				
		施行規則第七條ノ純益金				
		法定賞與額				
		配當率				
	合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前二 (16)	會社名				
		事業年度				
		區分	第 期	第 期	第 期	第 期
			自 至	自 至	自 至	自 至
		平均拂込資本金				
役員數						
役員給與		報酬總額				
		賞與總額				
		雜給與總額				
		臨時ノ給與總額				
		計				
		施行規則第七條ノ純益金				
		法定賞與額				
		配當率				
合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トノ役員及役員報酬比較對照 (17)						

第四號様式ノ一 (第六條)

役員報酬支給許可申請書

大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込) 圓 圓	
	代表者氏名(4)	(印)	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會社ノ營ム 主タル事業(5)	工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ケ ルノ有無 (6)		
當該報酬ノ屬スル事 業年度	第 期 自 至	年 月 日 現 在 役員數(8) 社員數(8)	
申請報酬額(9)		會社ノ定ニ依ル 最高限度額(10)	
不要許可額(11)		不要許可額ノ屬 スル事業年度(12) 第 期 自 至	
報酬 支給 内 譯 (13)	區分	當該事業年度	不要許可額ノ屬スル事業年度
	役 名	員 數	金 額
			貯蓄額
			員 數
			金 額
			貯蓄額
計			
備 考 (社員兼務役員) 給與			
申請理由(14)			

第五號樣式ノ二 (第十條)

區分	事業年度		當該事業年度	第 期 自 至	第 期 自 至	第 期 自 至
	當該事業年度	前事業年度				
平均拂込賞本金						
役員數						
報酬總額						
賞與總額						
雜給與總額						
臨時給與總額						
計						
施行規則第七條ノ純益金						
法定賞與額						
配當率						
合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前ニ						
區分	事業年度		當該事業年度	第 期 自 至	第 期 自 至	第 期 自 至
	當該事業年度	前事業年度				
平均拂込賞本金						
役員數						
報酬總額						
賞與總額						
雜給與總額						
臨時給與總額						
計						
施行規則第七條ノ純益金						
法定賞與額						
配當率						
合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トノ役員及役員賞與比較對照 (16)						
其參項ノ項他事						

(日本標準規格 B5 182×257 種)

第五號樣式ノ一 (第十條)

役員賞與支給許可申請書							
大臣 殿	會社ノ本店ノ所在場所 (1)						
	商 號 (2)						
	資 本 金 (3)		(拂込) 圓		圓		
	代表者氏名 (4)		ⓐ				
	電 話 番 號		擔當者氏名				
	會 社 設 立 年 月 日						
會社ノ營業主タル事業		工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 (6)					
當該賞與ノ屬スル事業年度	第 期 自 至	賞與支給豫定期	期末現在役員數	期末現在社員數			
申請賞與額 (7)			會社ノ定ニ依ル最高限				
純益金ニ對スル申請額ノ割合			同上ノ定ノ拔萃 (9)				
不可要額 (10)	法定賞與額		算出ノ基礎				
	前期賞與額		算出ノ基礎				
	令第十三條第二項ノ規定ニ依ル金額		算出ノ基礎				
當該事業年度ノ純益金計算 (11)		會社ノ決算上ノ利益金			差引純益金		
賞與支給內譯 (12)	區 分	當該事業年度		直前事業年度			
		員 數	金 額	貯蓄額	員 數	金 額	貯蓄額
	役 名						
申事由 (13)							

(日本標準規格 B5 182×257 種)

第七號様式 (第十三條)

役員退職金支給許可申請書				
大臣 殿 昭和 年 月 日	会社/本店/ 所在場所 (1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)	(拂込) 圓		
	代表者氏名(4)	印		
	電 話 番 號	擔當者 氏 名		
	會 社 / 設 立 年 月 日			
會 社 / 營 主 主 タ ル 事 業 (5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 (6)			
退職金ノ支給ヲ受クル者	役 名			
	氏 名			
	年 齡			
	在 職 年 數 (7)			
	退職前一年間ノ報酬支給額			
	不要許可額(8)			
	申 請 額 (9)			
	在職中ノ報酬支給額 (10)			
	在職中ノ賞與支給額 (10)			
	支給ノ方法、時期及支出科目 (11)			
申 請 ノ 事 由 (12)				
其ノ他参考事項 (13)				

(日本標準規格 B5 152×257 耗)

附録 會社經理統制關係法令集

三六一

第六號様式 (第十二條)

役員退職金準則(變更)許可申請書				
大臣 殿 昭和 年 月 日	会社/本店/ 所在場所 (1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)	(拂込) 圓		
	代表者氏名(4)	印		
	電 話 番 號	擔當者 氏 名		
	會 社 / 設 立 年 月 日			
會 社 / 營 主 主 タ ル 事 業 (5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 (6)			
最近與支給内譯於ケル役員報酬 (11)	受給者ノ資格(7) 支給ノ條件(8)	既 往 ノ 賞 績 (13)		
		退職役員氏名		
	金 額 又 ハ 割 (9)	退職當時ノ役名		
	支給ノ方法(10)	在 職 中	役名別	
	支給ノ時期		役名別勤続年數	
	賞 與 報 酬 分 員 數 金 額 員 數 金 額	報 酬 金 額	報酬總額	
			賞與總額	
	支 給 金 シ ャ ル 退	金 額	報酬總額及賞與總額ノ合計	
			支給年月日	
	備 考 (12)	其ノ他参考事項 (14)		

(日本標準規格 B5 152×257 耗)

會社經理統制令精義

三六〇

第九號様式 (第十六條)

社員初任基本給料準則承認申請書

大臣 殿 昭和 年 月 日	会社ノ本店ノ 所在場所 (1)	
	商 號 (2)	
	資 本 金 (3)	圓 (拂込) 圓
	代表者氏名 (4)	印
	電 話 番 號	擔當者 氏 名
	會 社 ノ 設 立 年 月 日	
會社ノ營ム 主タル事業 (5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 (6)	
經歷、技能、學歷	申請 初任基本給料	職務 (7)
		現在人員 (8)
		現在人員ノ初 任基本給料 (9)
申請ノ事由 (10)		
其ノ他參考事項		

附錄 會社經理統制關係法令集

三六三

第八號様式 (第十四條)

役員臨時給與支給許可申請書

大臣 殿 昭和 年 月 日	会社ノ本店ノ 所在場所 (1)			
	商 號 (2)			
	資 本 金 (3)	圓 (拂込) 圓		
	代表者氏名 (4)	印		
	電 話 番 號	擔當者 氏 名		
	會 社 ノ 設 立 年 月 日			
會社ノ營ム主 タル事業 (5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 (6)			
當該臨時ノ給與ノ 屬スル事業年度	第 期 自	年 月 日 現在		
		役員數 (7) 社員數 (7)		
申 請 額	支給豫定時期			
支 給 内 課 (8)	區 分 役 員 數	受 給 額	申請ノ月ノ前月以前 一年間ニ支給シタル 報 酬 賞 與	備 考
支給ノ方法及 支 出 科 目 (9)				
申請ノ事由 (10)				
既任ニ於ケル類似ノ臨時給與ノ支給年月日、金額及支給ヲ受ケタル役員ノ職名及員數				
其ノ他參考事項				

會社經理統制令精義

三六一

第十號様式ノ一 (第十八條)

社員昇給許可申請書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)		
	商 號 (2)		
昭和 年 月 日	資 本 金 (3)	圓 (拂込) 圓	
	代表者氏名 (4)	Ⓣ	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會社ノ營ム 主タル事業 (5)			工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有 無 (6)
許ル昇給 ヲ受ケ ントス (7)	昇給金額	既昇 往給 一實 年蹟 間ノ (8)	昇給期
	昇給限度		昇給金額
	昇給前ノ 基本給料		昇給前ノ 基本給料
	昇給人員		昇給人員
	昇給豫定期		
區 分	昇 給 前		員 數
	基本給料月額一人當平均		
	昇 給 後		
	基本給料月額一人當平均		
昇給セザル者			
昇給該當者			
計			
申由 申請ノ 事 (9)			
其ノ他 参考事項			

(日本標準規格 B5 182×257 純)

第九號ノ二様式 (第十六條ノ二)

社員初任基本給料支給許可申請書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)		
	商 號 (2)		
昭和 年 月 日	資 本 金 (3)	圓 (拂込) 圓	
	代表者氏名 (4)	Ⓣ	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會社ノ營ム 主タル事業 (5)			工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有 無 (6)
社者 初任基本給料ノ 支給ヲ受クル	役 職 名 (7)		
	氏 名 (8)		
	年 齡 (9)		
	學 歴 (10)		
	前 勤 務 先 (11)		
	職 最後ニ受ケタル報酬 又ハ基本給料 (12)		
	特 別 ノ 經 歴 又 ハ 技 能		
	申 請 初 任 基 本 給 料 (13)		
	前ト對照 ト給與 ト採用 後比較 (14)		
	其ノ他 事項 參		

(日本標準規格 B5 182×257 純)

第十一號樣式 (第二十三條)

附錄 會社經理統制關係法令集

賞與期間(變更)屆書					
大區 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)				
	商 號(2)				
	資 本 金(3)		圓 (拂込)		圓
	代表者氏名(4)		◎		
	電 話 番 號		擔當者 氏 名		
會 社 ノ 設 立 年 月 日					
會 社 ノ 營 業 主 要 事 業 (5)		役 員 年 月 日 現 在 及 社 員 數 (6)		社 員	
會社ノ定メ タル賞與期 間及支給期 (7)	期 別	第 一 期	第 二 期	第 三 期	第 四 期
	賞與期間				
	支 給 期				
變更前ノ賞 與期間及支 給期 (8)	賞與期間				
	支 給 期				
備 考 (9)					

(日本標準規格 B5 182×257 純)

第十號樣式ノ二 (第十八條)

會社經理統制令精義

社員ノ學歷年齡別員數(10)		二十歲未 滿	二十歲 以上	二十五 歲以上	三十歲 以上	三十五 歲以上	四十歲 以上	四十五 歲以上	五十歲 以上	五十五 歲以上	計
官立大學	技術										
	事務										
私立大學	技術										
	事務										
官立專門學校	技術										
	事務										
私立專門學校	技術										
	事務										
甲種工業學校	技術										
	事務										
乙種工業學校	技術										
	事務										
甲種商業學校	技術										
	事務										
乙種商業學校	技術										
	事務										
中 學 校											
高 等 女 學 校											
國民學校 高等科											
國民學校 初等科											
其ノ他											
計											
備 考											

(日本標準規格 B5 182×257 純)

第十五號様式 (第二十七條)

附錄 會社經理統制關係法令集

社員臨時給與支給許可申請書			
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)		
	商 號 (2)		
	資 本 金 (3)	圓 (拂込) 圓	
	代表者氏名 (4)	氏名 ⑧	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
會社ノ主たる事業 (5)		工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)	
支 給 ノ 條 件 (7)		支 給 額 ノ 決 定 方 法 (8)	
支 給 人 員		支 給 金 額	
受給者ノ勤務場所 (9)		申請ノ月ノ前月中ニ支給 シタル受給者ノ基本給料	
受給者ト同一場所ニ 勤務スル社員數 (10)		同 上 ニ 對 ス ル 支 給 金 額 ノ 割 合	
會社ノ社員數 (11)		申請ノ月ノ前月以前一年 間ニ受給者ニ支給シタル 賞與手當ノ合計額 (12)	
支 給 ノ 豫 定 時 期		當該臨時ノ給與ノ 屬スル事業年度	
支 給 ノ 事 由 (13)			
支 給 ノ 方 法 及 支 出 科 目 (14)			
既往ニ於ケル臨時 給與支給ノ有無 (15)		支 給 支 給 年 月 日 事 由	支 給 ヲ 受 ケ 支 給 額 基 本 給 料 (イ) / (ロ) ニ タ ル 員 數 (イ) 月 額 (ロ) 對 ス ル 割 合

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

三七一

第十四號様式 (第二十六條)

會社經理統制令精義

社員賞與經費支出許可申請書			
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)		
	商 號 (2)		
	資 本 金 (3)	圓 (拂込) 圓	
	代表者氏名 (4)	氏名	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
會社ノ主たる事業 (5)		工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)	
當該賞與 期 間	自 至	第 期 自 至	年 月 日 現在 役員數(7) 社員數(7)
令第二十一條ノ限度 (8)		經費トシテ經理 セントスル額 (10)	
限 度 超 過 額 (9)		賞與期間中ニ於ケル 基本給料支給總額	
經テルル 賞與ノ事 ト理由由 シニア	賞 與 期 間	當該賞與期間 自 至	自 至
當該手當ノ 賞與ノ 期間ノ 及 其 賞 法 (12)	賞 與		
	手 當		
	賞與手當ノ合計		
	同上金額中經費トシテ 經理シタル金額 (イ)		
	基本給料 (ロ)		
(イ) / (ロ) = 對スル 割合			
賞與手當ノ 事 業 年 度	當該事業年度 自 至	第 期 自 至	第 期 自 至
平均拂込資本金			
利 益 率			
配 當 率			
留 保 率			
其 參 考 事 項 他			

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

三七〇

第十七號様式 (第三十八、三十九條)

社員手當準則 報 告 書 承認申請書 制定變更許可申請			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込) 圓	
	代表者氏名(4) ㊟		
	電 話 番 號	擔當者氏名	
昭和 年 月 日	會社ノ 設立年月日		
	社 員 數(7) (年 月 日現在)		
會社ノ營ム主 タル事業(5)	工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無(6)		
區 分	手當ノ種類(8)		
	手當ノ名簿(9)		
支給ノ條件(10)			
金 額、數 量 又ハ割 合(11)			
支 給 ノ 時 期			
制定又ハ變更スル ノ要アル事由(12)			
報告又ハ申請ノ時 ノ受給人員(13)			
備 考			

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

附錄 會社經理統制關係法令集

三七三

第十六號様式 (第三十八、三十九條)

役員雜給與準則 報 告 書 承認申請書 制定變更許可申請	
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)
	商 號(2)
	資 本 金(3) (拂込) 圓
	代表者氏名(4) ㊟
	電 話 番 號 擔當者氏名
昭和 年 月 日	會社ノ 設立年月日
會社ノ營ム 主タル事業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有 無(6)
雜給與ノ 種 類(7)	
標 準	
受給資格又ハ 支給ノ條件(8)	
金 額、數 量 又ハ割 合(9)	
支 給 ノ 時 期	
制定又ハ變更 スルノ要 アル事由(10)	
報告又ハ申請ノ 時ノ受給人員(11)	
備 考	

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

會社經理統制令精義

三七二

第十九號様式 (第三十一條)

機密費等基準月額報告書					
大 區 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)				
	商 號 (2)				
	資 本 金 (3)		圓 (拂込)		圓
	代表者氏名 (4)		印		
	昭和 年 月 日	電 話 番 號	擔當者 氏 名		
會社ノ營業 主タル事業 (5)		工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)			
決算確定シタル二事業年度ノ實績 (7) 昭和十六年九月十六日以前最終ニ	事業年度	第 期 自 至	第 期 自 至	基準月額 (8)	基準月額算 出ノ基礎 (9)
	區 分			其ノ他參考事項	
	機 密 費				
	交 際 費				
	接 待 費				
	廣 告 宣 傳 費				
	其 ノ 他				
計					
期末拂込資本金					
支店、工場等 及其ノ所在地 (10)	名 稱	所 在 地	名 稱	所 在 地	

附錄 會社經理統制關係法令集

第十八號様式 (第二十八號)

社員退職金準則 報告書		
大 區 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)	
	商 號 (2)	
	資 本 金 (3)	圓 (拂込) 圓
	代表者氏名 (4)	印
	昭和 年 月 日	電 話 番 號 擔當者 氏 名
會社ノ營業 主タル事業 (5)		工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)
區 分	受給者ノ 資格 (7)	
	支給ノ 件 數 (8)	
金額又ハ割合 (9)		
支給方法 (10)	支給時期	
制定又ハ 變更ノ 事由 (11)		
備 考		

會社經理統制令精義

第二十一號様式 (第三十四條)

附錄 會社經理統制關係法令集

機密費等基準月額超過支出許可申請書				
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)			
	商 號 (2)			
	資 本 金 (3)	圓 (拂込) 圓		
	代表者氏名 (4) 印			
	電 話 番 號	擔 當 者 氏 名		
昭 和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日			
會社ノ營 ム主タル 事業 (5)	工場又ハ事業場ニ 付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有 無 (6)			
當該事業年度 第 期 自 至	不 要 許 可 額 (8)			
申 請 額 (7)	同 上 算 出 ノ 基 礎 (9)			
基 準 月 額				
申 請 額 ノ 內 譯 (10)	機 密 費	申 請 ノ 事 由 (11)		
	交 際 費			
	接 待 費			
	廣 告 宣 傳 費			
	其 ノ 他			
計				
當 前 該 二 事 業 年 度	區 分	事 業 年 度 第 期 自 至	第 期 自 至	其 ノ 他 參 考 事 項
	機密費等ノ支出實績			
	期末拂込資本金			
利 益 率 (12)				

(日本標準規格 B5 152×257 種)

三七七

第二十號様式 (第三十三條)

會社經理統制令精義

機密費等基準月額承認申請書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)		
	商 號 (2)		
	資 本 金 (3)	圓 (拂込) 圓	
	代表者氏名 (4)		
	電 話 番 號	擔 當 者 氏 名	
昭 和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會社ノ營 ム主タル 事業 (5)	工場又ハ事業場ニ 付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有 無 (6)		
申請ノ日ノ屬スル 事業年度 第 期 自 至	申 請 基 準 月 額 (8)		會 社 ノ 經 歴 (7)
申請當時ノ基準月額(9)			
申 事 請 由 ノ (10)			
支 店、工 場 等 及 (11)	名 稱	所 在 地	名 稱 所 在 地
合 併 前 各 會 社	會 社 名		
	事業年度 第 期 自 至	第 期 自 至	第 期 自 至
	基準月額		
	期末拂込 資 本 金		

(日本標準規格 B5 152×257 種)

三七六

第二十三號様式 (第三十四條ノ三)

寄附金等豫定超過支出許可申請書				
大臣 殿 昭和 年 月 日	会社ノ本店ノ 所在場所 (1)			
	商 號 (2)			
	資 本 金 (3)	圓 (拂込) 圓		
	代表者氏名 (4)	Ⓜ		
	電 話 番 號	擔當者 氏 名		
	會 社 ノ 設 立 年 月 日			
会社ノ營ム主 タル事業 (5)			工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)	
支出ノ屬スル事業年度		第 期	自	至
申 請 額 (7)		不 要 許 可 額 (8)		
寄附金ノ種類 (9)	豫定額 (10)	豫定超過額	計	豫定額ヲ超エテ支出 ヲ爲スノ要アル事由
計				
經理ノ方法	經費支出			
	利益金處分			
	其ノ他 (11)			
其参考ノ事項 他項				

附錄 會社經理統制關係法令集

第二十二號様式 (第三十四條ノ二)

寄附金等支出豫定額 (變更) 報告書				
大臣 殿 昭和 年 月 日	会社ノ本店ノ 所在場所 (1)			
	商 號 (2)			
	資 本 金 (3)	圓 (拂込) 圓		
	代表者氏名 (4)	Ⓜ		
	電 話 番 號	擔當者 氏 名		
	會 社 ノ 設 立 年 月 日			
会社ノ營ム主 タル事業 (5)			工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)	
支 出 豫 定 額		豫定額ノ屬ス ル事業年度 (8)		第 期 自 至
支 主 出 ナ 豫 ル 定 モ 額 ノ 中 (7)	寄 附 先	金 額	寄附ヲ爲スノ要アル事由 (9)	
事業年度 區 分	豫定額ノ屬スル 事業年度 (8)	報告ノ日ノ屬ス ル事業年度 (10)	其ノ他参考事項 (12)	
經理ノ方法	經 費 支 出			
	利 益 金 處 分			
	其ノ他 (11)			
計				

會社經理統制令精義

第二十四様式 (第三十六條)

株式所得分

大藏大臣 殿 本店ノ
商工大臣 殿 商代
昭和 年 月 日提出

附録 會社經理統制關係法合集

取得分セントスル株式ニ關スル事項				取得分セントスル
銘柄(1)		合計		商
一株ノ額面金額				住
一株ノ拂込金額				資本金
取得分ノ數量				最近
取得分ノ價額(2)				申請者及
株式總數ニ對スル割合(3)				申請者
會社ノ記帳價額(4)				借入金
取得分ノ方法(5)				申請者
				主タル
				生産高
				高
譲受先ニ關スル事項(6)				株式取
氏名又ハ名稱	住 所	申請者ト取得分ノ關係(7)	株式及數量	株式處
取得分ヲ必要トスル事由				

(日本標準規格 B4 257×364 用)

可申請書

所在場所 資本金
號 拂込資本金
表 者 電話番号 (擔當者)

會社經理統制令精義

ントスル株式ヲ發行スル會社ニ		申請者ニ關スル事項	
事項		事業ノ概要(13)	
號			
所			
(内拂込)			
配當率			
ノ所有			
所有率(8)			
ヨリノ			
現在高			
ニ對スル			
現在高			
トノ關係(9)			
事業(10)		所有株式總額(14)	
又ハ賣上(11)		昭和 年	直前事業
		月 日現在(15)	年度末
得ニ要スル資金ノ調達方法		子會社及親會社ノ株式(16)	
分ニ因リテ得タル資金ノ用途(12)		其ノ他ノ株式	
		合計	
		其ノ他參考事項(17)(18)	

第二十五號様式 (第三十八條)

特許業權
 漁業業權
 取得分許

附錄 會社經理統制關係法令集

大藏大臣 殿 本店ノ
 商工大臣 殿 商代
 昭和 年 月 日提出

取得分許 無體財産權		
種 類 (1)	無體財産權ノ内容 (2)	取得分ノ價額
無體財産權ノ取得ニ伴フ事業計畫ノ大要 (3)		
取得分ヲ必要トスル事由		

(日本標準規格 B4 257×364)

可 申 請 書

所在場所 資本金
 號 拂込資本金
 表 者 電話番号 (擔當者)

會社經理統制令精義

讓 渡	受 渡	先 先
氏名又ハ商號	住 所	申請者トノ關係
無體財産權ノ取得ニ要スル資金ノ調達方法 無體財産權ノ處分ニ因リテ得タル代リ金ノ使途		
申請者ノ營ム事業ノ概要		
其ノ他參考事項 (4) (5)		

第二十六號様式 (第三十九條)

資 金 借 入

大 蔵 大 臣 殿 本店ノ
商 工 大 臣 殿 商
昭和 年 月 日提出 代

附 録 會 社 經 理 統 制 關 係 法 令 集

借入ニ關スル事項		借入先ニ關	
借入先ノ 氏名又ハ名稱(1)		住 所	
借入金額(1)(2)		資 本 金	
借入ノ時期		最近ノ事業年度ニ於 ケル利益金及配當率	
借入ノ方法(1)(2)		申請者トノ關係	
利 率		事 業 ノ 概 要	
返 済 ノ 時 期 及 返 済 ノ 方 法(3)			
擔 保 其 ノ 他 ノ 條 件 (4)			
借入金ノ用途(5)(6)(7)(8)		借入ヲ必要	
事業設備資金ノ借入ナルトキハ設備ノ新設 擴張又ハ改良ニ關スル許可ノ有無及許可ノ 年月日		其ノ他參	

三 八 五

(日本標準規格 B4 257×364 純)

許 可 申 請 書

所在場所 資本金
號 拂込資本金
表 者 電話番號 (擔當者)

會 社 經 理 統 制 令 精 義

スル事項(9)	申請者ニ關スル事項	
(拂込資本金)	事 業 ノ 概 要	
	資 産 及 資 本 構 成 (10)	
	昭和 年 月 日現在	直前事業年度末
	固 定 資 産	
	流 動 資 産	
	投 資 資 産	
	其 ノ 他	
	株 主 資 本	
	外 部 資 本	
	固定資産ノ株主資 本ニ對スル割合	% %
	借 入 金 ノ 總 額 (11)	
	昭和 年 月 日現在	直前事業年度末
	金 融 機 關 コ リノ借入金(12)	
	其 ノ 他	
	合 計	
	主務大臣ノ指定ヲ受ケタ ル借入金ノ限度	

考 事 項

三 八 四

第二十八號様式 (第四十一條)

會社概況報告書(乙)

大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)					
	商 號(2)					
	資 本 金(3)	(拂込)	圓	圓		
	代表者氏名(4)	Ⓣ				
	電 話 番 號	擔當者 氏 名				
	會 社 ノ 設 立 年 月 日					
會社ノ營ム 主タル事業(5)	工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)					
役員其ノ他從業者數(7)		支拂給與(8)				
區 分	男	女	計	報酬、給料、賃金 月額		
役員	機關 モノ 其ノ他			手當及賞與年額		
社 員	技術者					
	事務者 囑託者等 (4)					
勞務者						
年 月 日現在		年 月分	年 月以前一年分			
主 タ ル 株 主 二 十 名 日 現 在 (10)	氏 名	株式數	氏 名	株式數	氏 名	株式數
			計			
			總株式數=對ス ル割合			

附錄 會社經理統制關係法令集

(日本標準規格 B5 182 257 耗)

第二十七號様式 (第四十條)

會社概況報告書(甲)

大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)					
	商 號(2)					
	資 本 金(3)	(拂込)	圓	圓		
	代表者氏名(4)	Ⓣ				
	電 話 番 號	擔當者 氏 名				
	會 社 ノ 設 立 年 月 日					
會社ノ營ム主タル事業(5)	役員其ノ他從業者數(年月日在現)(7)					
	區 分	男	女	計		
	役員	機 關				
		其ノ他				
	社員	技術者				
		事務者 囑託者等(8)				
工場又ハ事業場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有 無(6)	船 員					
	勞務者					
最近三年間 ニ於ケル資 本金異動(9)						
主 タ ル 株 主 二 十 名 日 現 在 (10)	氏 名	株式數	氏 名	株式數	氏 名	株式數
			計			
			總株式數=對ス ル割合			

會社經理統制令精義

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第三十三號様式 (第四十三條)

商號		特殊支出調書(第 期自 至)			
機 密 費 等					
區 分	基準月額 (1)	基準月額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乘ジテ得ベキ金額 (2)	當該事業年度支出實額	直前事業年度支出實額	備 考 (3)
金額					
經理ノ方法	經費支出				
	利益金處分				
	其ノ他 (4)				
寄 附 金 等					
區 分	寄附金支出額 (5)	當該事業年度支出實額	直前事業年度支出實額	備 考	
金額					
經理ノ方法	經費支出				
	利益金處分				
	其ノ他 (4)				
福利施設費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出					
區 分	當該事業年度支出實額	直前事業年度支出實額	備 考		
金額					
經理ノ方法	經費支出				
	利益金處分				
	其ノ他 (4)				
研究費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出					
區 分	當該事業年度支出實額	直前事業年度支出實額	備 考		
金額					
經理ノ方法	經費支出				
	利益金處分				
	其ノ他 (4)				
其參考事項					

(日本標準規格 B5 182 257 規)

第一號様式 (利益配當許可申請書) 記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所 相互會社ニ在リテハ主タル事務所ノ所在場所ヲ記載スルコト
- (2) 商號 相互會社ニ在リテハ其ノ名稱ヲ記載スルコト
- (3) 資本金 合名會社、合資會社及有限會社ニ在リテハ出資總額、株式會社ニ在リテハ株金總額、株式合資會社ニ在リテハ出資總額及株金總額ノ合計額、相互會社ニ在リテハ基金額ヲ記載スルコト
- (4) 代表者氏名 會社ニ於ケル役名ヲモ記載スルコト
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
 - (イ) 會社ガ現實ニ經營スル事業ニシテ其ノ主タルモノヲ主タルモノノ順ニ記載スルコト
 - (ロ) 物品販賣ヲ主タル事業トスルモノニ在リテハ主タル取扱商品名ヲ明ナラシムルコト
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 陸軍ノ管理ヲ受クルモノアルトキハ「陸」ト記載シ海軍ノ管理ヲ受クルモノアルトキハ「海」ト記載シ陸軍海軍雙方ノ管理ヲ受クルモノアルトキハ「陸、海」ト記載シ何レノ管理モナキトキハ「無シ」ト記載スルコト
- (7) 豫定配當率、豫定配當金 當該事業年度ニ於テ許可ヲ受ケテ配當セントスル配當率及配當金ヲ記載スルコト
- (8) 自己資本 第一號様式ノ二自己資本計算ノ差引合計ノ金額ト一致セシムルコト
- (9) 一號配當率 令第三條第一項第一號ノ配當率ヲ記載スルコト
- (10) 二號配當率 令第三條第一項第二號ノ配當率ヲ記載スルコト
- (11) 申請ノ事由 許可ヲ受ケテ配當ヲ爲スノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ之ヲ別紙ニ記載ノ上添附スルコト
- (12) 平均拂込資本金 當該事業年度ニ於ケル拂込資本金額ノ日割平均額ヲ記載スルコト
- (13) 利益率 利益金(前期繰越金及積立金ヨリ戻入レタル金額並ニ利益金處分ニ依ル資産償却金及税金引當金ヲ含マザルモノトス)ノ平均拂込資本金ニ對スル割合ヲ年率ニテ記載スルコト
- (14) 留保率 (13)ノ利益金ヨリ利益金處分ニ依リ社外ニ流出シタル金額ヲ差引タル金額ノ(13)ノ利益金ニ對スル割合ヲ記載スルコト
- (15) 會社ノ經歷 設立年月日、最近三年間ニ於ケル資本ノ増加又ハ減少、合併、商號變更等ヲ簡記スルコト
- (16) 科目
 - (イ) 會社ノ勘定科目ニ依リ記載スルコト
 - (ロ) 稅務署長ノ證明ヲ受ケタル金額 第一條但書ノ規定

- (16) 依リ固定資産償却累計金額中稅務署長ノ證明ヲ受ケテ自己資本ニ加算シタル金額ヲ記載スルコト
- (17) 第一條第二項ノ認定金額 第一條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ガ自己資本ヨリ控除スベキモノト認定シタル金額ヲ記載スルコト

- (18) 當該事業年度中ニ於ケル日割平均額ヲ記載スルコト
- (19) 直前事業年度ノ利益金處分ニ依ル積立金ハ當該事業年度初ヨリ計算スルコト
- (20) 計算基礎 16及17ニ記載シタル金額ノ中當該事業年度中ニ於テ金額ニ異動ヲ生ジタル科目ニ付テ其ノ異動後ノ金額及日數ヲ併記シテ日割計算ヲ明ニスルコト
- (21) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二號様式(配當率指定申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

- (7) 豫定配當率、豫定配當金 當該事業年度ニ於テ指定ノ受ケテ配當セントスル配當率及配當金ヲ記載スルコト
- (8) 自己資本 第二號様式ノ二自己資本計算ノ差引合計ノ金額ト一致セシムルコト
- (9) 一號配當率 令第三條第一項第一號ノ配當率ヲ記載スルコト
- (10) 申請ノ事由 豫定配當率ニ依ルベキ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添附スルコト
- (11) 被合併會社名 合併ニ因リ解散シタル會社ノ商號又ハ名稱ヲ記載スルコト
- (12) 拂込資本金以外ノ株主資本 拂込資本金以外ニ株主其ノ他之ニ準ズベキ者ニ歸屬スベキ資産價額ノ合計額ヲ記載スルコト
- (13) 合併ニ因ル受入計算
- (14) 受入資産ノ價額 合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ合併後存続スル會社ガ合併ニ際シ繼承シタル純資産價額ヲ記載スルコト
- (15) 交付株式ノ拂込金額及金錢ノ總額 合併ニ因リ解散シタル會社ノ株主又ハ之ニ準ズベキ者ニ割當テラレタル株式ノ拂込金額及之ニ交付セル金錢ノ總額ヲ記載スルコト(合併ニ因リ解散シタル會社ノ利益配當金ニ相當スル部分アルトキハ其ノ金額ヲ内書スルコト)

第四號様式(役員報酬支給許可申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
- (7) 積立金ノ現在額
- (8) 令第六條ノ規定ニ依ル積立金 令第六條ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命令ニ依リ積立金ヲ記載スルコト
- (9) 其他ノ積立金ハ會社ノ勘定科目ニ依リ記載スルコト
- (10) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

- (11) 合併差益金 (イ)ノ受入資産ノ價格ヨリ(ロ)ノ交付株式ノ拂込金額及金錢ノ總額ヲ差引キタル殘額ヲ記載スルコト
- (12) 合併慰勞金等 合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ合併後存続スル會社ガ合併契約ニ依リ解散手當、退職金、慰勞金其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ合併ニ際シ社外ニ支出シタル金額(ロ)ノ交付セル金額ノ額ヲ含マザルモノトス)ヲ記載スルコト(合併ニ因リ解散シタル會社ガ合併契約ニ依リ合併前ニ於テ此等ノ支出ヲ爲シタル場合ハ其ノ他參考事項欄ニ其ノ金額ヲ記載スルコト)

- (13) 合併前ノ各會社ノ合併直前事業年度ノ利益率、配當率、留保率 利益率及留保率ハ夫々第一號様式記載心得(13)及(14)ニ依リ記載スルコト
- (14) 自己資本計算 第一號様式記載心得(16)乃至(18)ニ依リ記載スルコト
- (15) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第三號様式(積立金使用許可申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金

- (9) 申請報酬額 當該事業年度ニ付支給セントスル報酬ノ總額ヲ記載スルコト(事業年度ノ中途ヨリ増額支給セントスルモノナルトキハ事業年度ノ初ヨリ増額支給スルモノト假定シタル場合ノ金額及其ノ計算ノ基礎ヲ其ノ他參考事項欄ニ記載スルコト)
- (10) 會社ノ定ニ依ル最高限度額 定款、株主總會ノ決議等ニ依リ定メタル最高限度ノ金額ヲ記載スルコト
- (11) 不要許可額 令第十二條第一號ノ最高報酬額ヲ記載スルコト
- (12) 不要許可額ノ屬スル事業年度 不要許可額ノ屬スル事業年度ニ上アルトキハ最終ノ事業年度ヲ記載スルコト
- (13) 報酬支給内譯
 - (イ) 役名 社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ役名別ニ記載スルコト但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスル者アルトキハ之ヲ區分スルコト
 - (ロ) 貯蓄額 規約貯金、組合貯金、賞與國債支給運動ニ依ル報酬ヨリ天引シテ貯蓄セシメ又ハ國債ヲ支給スル金額ヲ記載スルコト
 - (ハ) 備考(社員兼務役員ノ社員給與) 當該事業年度又ハ不要許可ノ屬スル事業年度ニ於テ役員ニシテ社員ヲ兼務シ社員トシテノ給與ヲ受クル者アルトキハ其ノ事業年度別ニ其ノ各役員ノ役名、社員トシテノ役職名及社員トシテ受ケタル給與ノ種類別金額(當該事業年度ニ付テハ豫定額)ヲ記載スルコト
 - (ニ) 申請ノ事由 報酬ヲ増額スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添附スルコト
 - (イ) 當該事業年度前終了シタル最近ノ三事業年度ノ平均拂込資本金 第一號様式記載心得(12)ニ依リ記載スルコト
 - (ロ) 役員數 期末現在ニ依リ記載スルコト
 - (ハ) 雜給與總額 金錢ニ依ル給與ノミヲ記載スルコト
 - (ニ) 合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前二事業年度 合併後最初ノ事業年度ノ役員報酬ニ付許可ヲ受ケントスル會社ノ外ハ記載スルニ及バズ
 - (イ) 合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トノ役員及役員報酬比較對照 合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トニ付各役員ヲ合併ニ際シ退職シタル者、留任シ又ハ引續キ合併後ノ會社ノ役員ト爲リタル者及新ニ就任シタル者ニ區分シテ其ノ役名及役員報酬額(事業年度ノ一部ニ付支給スルモノナルトキハ事業年度ノ全部ニ付支給スルモノト假定シタル場合ノ金額及其ノ計算ノ基礎ヲ附記スルコト)ヲ記載スルコト
 - (イ) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第五號様式(役員賞與支給許可申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 申請賞與額 當該事業年度ニ付支給セントスル賞與ノ總額ヲ記載スルコト
- (8) 會社ノ定ニ依ル最高限度額 定款、株主總會ノ決議等ニ依リ定メタル最高限度ノ金額ヲ記載スルコト
- (9) 同上ノ定ノ拔萃 定款、株主總會ノ決議等ノ要點ヲ記載スルコト
- (10) 不要許可額
 - (イ) 法定賞與額 第六條ノ規定ニ依ル純益金ニ第八條ノ率ヲ乘ジテ得タル金額ヲ記載スルコト
 - (ロ) 算出ノ基礎 右ノ計算ノ手續ヲ記載スルコト
 - (ハ) 前期賞與額 當該事業年度ノ月數方直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ハ第九條ノ規定ニ依リ算出セラルル金額ヲ記載スルコト
- (11) 算出ノ基礎 右ノ計算ノ手續ヲ記載スルコト
- (ニ) 當該事業年度ノ純益金計算 會社ノ決算上ノ利益ヨリ第七條第二項又ハ第三項ニ掲グル項目ヲ加減シテ純益金ノ計算ヲ示スコト
- (イ) 役名 社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ役名別ニ記載スルコト但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスル者アルトキハ之ヲ區分スルコト
- (ロ) 貯蓄額 規約貯金、組合貯金、賞與國債支給運動ニ依ル國債支給等支給スル賞與ヨリ天引シテ貯蓄セシメ又ハ國債ヲ支給スル金額ヲ記載スルコト
- (イ) 申請ノ事由 令第十三條ノ限度ヲ超エテ役員賞與ヲ支給スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添附スルコト
- (イ) 當該事業年度及其ノ前三事業年度ノ平均拂込資本金 第一號様式記載心得(12)ニ依リ記載スルコト

- (ロ) 役員數 期末現在ニ依リ記載スルコト
- (ハ) 雜給與總額 金錢ニ依ル給與ノミヲ記載スルコト
- (15) 合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前二事業年度 合併後ノ最初ノ事業年度ノ役員賞與ニ付許可ヲ受ケントスル會社ノ外ハ記載スルニ及バズ
- (16) 合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トノ役員及役員賞與比較對照 合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トニ付各役員ヲ合併ニ際シ退職シタル者留任シ又ハ引續キ合併後ノ會社ノ役員ト爲リタル者及新ニ就任シタル者ニ區分シテ其ノ役名及役員賞與額(事業年度ノ一部ニ付支給スルモノナルトキハ事業年度全部ニ付支給スルモノト假定シタル場合ノ金額及其ノ計算ノ基礎ヲ附記スルコト)ヲ記載スルコト
- (17) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第六號様式(役員退職金準則(變更)許可申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 受給者ノ資格 社長、副社長、專務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ別ニ依リ支給條件ヲ異ニスルトキハ其ノ資格ノ別ヲ記載スルコト
- (8) 支給ノ條件 役員退職金支給ノ有無又ハ其ノ金額若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
- (9) 金額又ハ割合 退職金ノ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載スルコト
- (10) 支給ノ方法 一時金、年金、分割拂等ノ別及現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別ヲ記載スルコト
- (11) 最近一年間ニ於ケル役員報酬、賞與支給内譯
- (イ) 役名 社長、副社長、專務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ役名別ニ記載スルコト但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスルモノアルトキハ之ヲ區分スルコト
- (ロ) 金額 最近一年間ニ於テ支給シタル金額ヲ記載スルコト但シ其ノ金額ガ役員ノ事業年度中途ヨリノ就任等ノ事由ニ依リ一年間ニ付支給シタルモノニ非ザルトキハ之ヲ一年間ニ付支給スルモノト假定シタル場合ノ金額及其ノ基礎ヲ備考欄ニ記載スルコト
- (12) 備考
- (イ) 會社ガ役員退職金ニ關シ内規ヲ有シ會社職員給與臨

時措置令施行規則第五條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告シタルモノアルトキハ其ノ旨記載スルコト

- (ロ) 主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員退職金ノ準則ヲ變更セルトスルトキハ變更ノ事由ヲ記載スルコト此ノ場合ニ在リテハ變更前ノ準則ト變更後ノ準則トヲ傍線、括弧其ノ他適宜ノ方法ニ依リ對照セシムルコト
- (13) 既往ノ實績
- (イ) 退職役員氏名 最近十年間ニ於テ退職シタル役員ノ氏名(甲、乙、丙、丁等ノ假稱ヲ以テ代フルコトヲ得)ヲ記載スルコト
- (ロ) 退職當時ノ役名 退職シタル役員ノ退職當時ノ役名ヲ記載スルコト
- (ハ) 在職中各種ノ役員ニ就任シタルトキハ各種ノ役名(社長、副社長、專務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ別)ヲ記載スルコト
- (ニ) 二回以上役員退職金ノ支給ヲ受ケタル者ニ付テハ各支給期毎ニ記載スルコト
- (14) 其ノ他參考事項 功勞顯著ナル等ノ事由ニ依リ特ニ多額ノ退職金ヲ支給シタル者ニ付テハ其ノ事由ヲ記載スルコト
- (15) 役員退職金準則許可申請書ナルトキハ(變更)ヲ抹消シ役員退職金準則變更許可申請書ナルトキハ括弧ヲ抹消スルコト

第七號様式(役員退職金支給許可申請書)記載心得

- (16) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 在職年數 會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支給シタルトアル場合ハ其ノ退職金支給後ニ於ケル在職年數トスルコトアル場合ハ其ノ規定ニ依リ算出セラルル金額又ハ第十二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル準則ニ依リ算出セラルル金額ヲ記載スルコト
- (9) 申請額 支給セントスル退職金ノ金額ヲ記載スルコト
- (10) 在職中ノ報酬、支給額、在職中ノ賞與支給額 在職中ニ當該退職役員ニ支給シタル報酬又ハ賞與ノ累計金額ヲ記載スルコト但シ會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支給シタルトアル場合ハ其ノ支給後ニ於ケルモノヲ記載スルコト
- (11) 支給ノ方法、時期及支出科目 一時金、年金、分割拂等ノ別、現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別及

- 當期ノ經費トシテ支出スルカ利益金處分ヨリ支出スルカ退職積立金ヨリ支出スルカ等ノ別ヲ記載スルコト
- (12) 申請ノ事由 許可ヲ受ケテ支給スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト
- (13) 其ノ他參考事項 會社ガ役員退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ支給ヲ受ケタル役員ノ氏名(甲、乙、丙、丁等ノ假稱ヲ以テ代フルコトヲ得) 其ノ在職中就任シタル役名別勤続年數、在職中ノ報酬總額及賞與總額並ニ支給シタル退職金及其ノ支給年月日ヲ記載スルコト
- (14) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第八號様式(役員臨時給與支給許可申請書) 記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 役員數、社員數 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (8) 支給内譯 役名ハ社長、副社長、專務取締役、常務取締

- 役、取締役、監査役等ノ別ニ記載スルコト但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスル者アルトキハ之ヲ區分スルコト
- (9) 支給ノ方法及支田科目 現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別及當期ノ經費トシテ支出スルカ利益金處分ニヨリ支出スルカ積立金ヨリ支出スルカ等ノ別ヲ記載スルコト
- (10) 申請ノ事由 臨時ノ給與ノ支給ヲ爲スノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト
- (11) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第九號様式(社員初任基本給料準則承認申請書) 記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 特別ノ經歷若ハ技能又ハ學歷ヲ有スル者ノ就クベキ職務ヲ記載スルコト
- (8) 現在人員 申請當時ニ於テ特別ノ經歷若ハ技能又ハ學歷

- ニ該當スル者アルトキハ其ノ現在人員ヲ記載スルコト
- (9) 現在人員ノ初任基本給料 初任基本給料ニ差異アルトキハ各初任基本給料及各初任基本給料別ノ人員ヲ記載スルコト
- (10) 申請ノ事由 承認ヲ受ケテ社員初任基本給料準則ヲ定ムルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載スルコト
- (11) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第九號ノ二様式(社員初任基本給料支給許可申請書) 記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 役職名 當該初任基本給料ノ支給ヲ受クル時ノ役名(理事、參事、書記等ノ別) 及職名(支店長、部長、課長等ノ別)ヲ記載スルコト
- (8) 氏名 甲、乙、丙、丁等ノ假稱ヲ以テ代フルコトヲ得
- (9) 年齢 數ヘ年ニ依リ記載スルコト
- (10) 學歷 最後ニ卒業シタル學校名ヲ記載スルコト

附錄 會社經理統制關係法令集

- (11) 勤務先 勤務先並ニ其ノ勤務先ニ於ケル最後ノ役職名及勤務地ヲ記載スルコト
- (12) 最後ニ受ケタル報酬又ハ基本給料 前職ニ於テ最後ニ受ケタル役員報酬、社員基本給料又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與ノ月額ヲ記載スルコト
- (13) 申請初任基本給料 支給セントスル初任基本給料ヲ記載スルコト
- (14) 前職ト採用後トノ給與比較對照 前職ニ於ケル一定期間ノ給與ノ總額及種類別(基本給料、手當、賞與等)金額ト採用後ニ於ケル一定期間ノ給與ノ總額及種類別金額(豫定)ヲ比較對照スルコト但シ申請初任基本支給ヲ受クベキ社員ガ轉職者ニ非ザルトキハ記載スルニ及バズ
- (15) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第十號様式(社員昇給許可申請書) 記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

- (7) 許可ヲ受ケントスル昇給
 - (イ) 昇給金額 各昇給該當者ニ付昇給セシメントスル金額(月額)ノ合計金額ヲ記載スルコト
 - (ロ) 昇給限度 第十條ノ規定ニ依リ算出セラルル當該昇給期ニ於ケル限度ヲ記載スルコト
 - (ハ) 昇給前ノ基本給料 各昇給該當者ノ當該昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ各昇給該當者ノ直前ノ昇給日(初メテ昇給スル者ニ付テハ採用ノ日)後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金額ヲ記載スルコト
 - (ニ) 既往一年間ノ昇給実績
 - (イ) 昇給前ノ基本給料 (7)ノ(ハ)ニ依リ記載スルコト
 - (ロ) 昇給回数二回以上アルトキハ各昇給期毎ニ記載スルコト
 - (ハ) 令第十九條第二項各號ノ昇給ニ付テハ記載セザルコト
 - (九) 申請ノ事由 許可ヲ受ケテ昇給ヲ爲サシムルノ必要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト
 - (10) 社員ノ學歴年齢別員數
 - (イ) 各學歴區分ニ該當セザル者ハ其ノ他ノ欄ニ記載スルコト但シ其ノ數が多數ニ上ルトキハ適宜區分シテ記載スルコト

- (ロ) 年齢ハ數ヘ年ニ依リ記載スルコト
 - (ハ) 本表ハ過去一年間ニ於テ爲シタル昇給許可申請ニ際シ之ヲ提出シタルコトアルトキ又ハ昇給該當者數ガ全社員數ノ五分ノ一以下ナルトキハ提出スルニ及バズ本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第十一號様式〔賞與期間(變更)屆書〕記載心得**
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 - (2) 商號
 - (3) 資本金
 - (4) 代表者氏名
 - (5) 會社ノ營ム主タル事業
 - (6) 役員及社員數 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
 - (7) 會社ノ定メタル賞與期間及支給期 各曆年中最初ニ支給期ノ到來スル期間ヲ第一期トスルコト
 - (8) 變更前ノ賞與期間及支給期 賞與期間ノ變更ヲ爲サントスルモノノ外ハ記載スルニ及バズ
 - (9) 備考
 - (イ) 賞與期間ノ變更ヲ爲サントスルモノニ在リテハ變更ノ事由ヲ記載スルコト

- (ロ) 支給スベキ賞與金ノ計算方法ニ特別ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコト
- (10) 賞與期間屆書ナルトキハ(變更)ヲ抹消シ、賞與期間變更屆書ナルトキハ括弧ヲ抹消スルコト

第十二號様式(社員賞與支給方法承認申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 - (2) 商號
 - (3) 資本金
 - (4) 代表者氏名
 - (5) 會社ノ營ム主タル事業
 - (6) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(5)ニ依リ記載スルコト
- 第十三號様式(社員賞與支給許可申請書)記載心得**
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 - (2) 商號
 - (3) 資本金
 - (4) 代表者氏名
 - (5) 會社ノ營ム主タル事業
 - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

- (7) 役員數、社員數 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
 - (8) 不要許可限度
 - (イ) 施行規則第二十一條ノ限度 當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ノ四分ノ三ニ相當スル金額ヲ記載スルコト
 - (ロ) 施行規則第二十四條第一項第一號ノ限度 當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ記載スルコト
 - (ハ) 算出ノ基礎 不要許可限度計算ノ手續ヲ記載スルコト
 - (9) 申請額 支給セントスル賞與ト令第二十條各號ニ掲グル手當トノ合計金額ヲ記載スルコト但シ第二十四條第一項第一號ニ掲グル方法ヲ以テ支給スルモノアルトキハ其ノ金額ヲ内書スルコト
 - (10) 當該事業年度ノ貯蓄ノ方法 貯蓄セシムル金額ノ支給方法及其ノ管理方法ヲ記載スルコト
 - (11) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第十四號様式(社員賞與經費支出許可申請書)記載心得**
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 - (2) 商號

會社經理統制令精義

- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (8) 役員數、社員數 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (9) 令第二十一條ノ限度 當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給額ノ四分ノ三ニ相當スル金額ヲ記載スルコト
- (10) 限度超過額 當該賞與期間ノ賞與ト令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當トノ合計金額中令第二十一條ノ限度ヲ超過スル金額ヲ記載スルコト
- (11) 經費トシテ經理セントスル額 限度超過額中經費支出ヲ爲サントスル金額ヲ記載スルコト
- (12) 經費トシテ經理スルノ要アル事由 限度超過額ノ經費トシテ經理スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト
- (13) 當該賞與期間及其ノ前二賞與期間ノ賞與手當ノ經理ノ方法
- (14) 手當 令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當ノ當該賞與期間ニ於ケル支給總額ヲ記載スルコト
- (15) 基本給料 當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ヲ記載スルコト

額ヲ記載スルコト

- (16) 同上金額中經費トシテ經理シタル金額 當該賞與期間ニ付テハ許可アリタルモノト假定シタル場合ノ豫定ヲ記載スルコト
 - (17) 賞與手當ヲ經費トシテ經理セントスル事業年度及其ノ前二事業年度
 - (18) 平均拂込資本金 第一號様式記載心得(12)ニ依リ記載スルコト
 - (19) 利益率、留保率 第一號様式記載心得(13)及(14)ニ依リ記載スルコト
 - (20) 賞與手當ヲ經費トシテ經理セントスル事業年度ニ付テハ許可アリタルモノト假定シタル場合ニ於ケル豫定ヲ記載スルコト
 - (21) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第十五號様式(社員臨時給與支給許可申請書) 記載心得**
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 - (2) 商號
 - (3) 資本金
 - (4) 代表者氏名
 - (5) 會社ノ營ム主タル事業
 - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (8) 支給ノ條件 支給ヲ受クベキ者ノ範圍ニ關スル基準ヲ記載スルコト
- (9) 支給額ノ決定方法 各受給者ノ受クベキ臨時ノ給與ノ金額ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
- (10) 受給者ノ勤務場所 事務所、工場、事業場等勤務ノ場所ヲ限リ臨時ノ給與ヲ支給スル場合ニ於テ其ノ場所ノ種類及名稱ヲ記載スルコト
- (11) 受給者ト同一場所ニ勤務スル社員數 前號ニ該當スル場合ニ於テ申請當時ノ同一場所勤務社員數ヲ記載スルコト
- (12) 會社ノ社員數 申請ノ當時ニ於ケル社員總數ヲ記載スルコト
- (13) 申請ノ月ノ前月以前一年間ニ受給者ニ支給シタル賞與手當ノ合計額 算入スベキ手當ハ令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當トスルコト
- (14) 支給ノ事由
- (15) 臨時ノ給與ヲ支給スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト
- (16) 同一事由ニ依リ役員又ハ社員又ハ勞務者ニ臨時ノ給與ヲ支給スルトキハ其ノ旨附記スルコト
- (17) 支給ノ方法及支科目
- (18) 現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別及

附錄 會社經理統制關係法令集

- (19) 經費トシテ支出スルカ利益金處分ニ依リ支出スルカ積立金ヨリ支出スルカ等ノ別ヲ記載スルコト
 - (20) 臨時ノ給與ヲ支給セントガ爲既在事業年度ニ於テ積立金・引當金等ヲ留保シタル場合ハ當該積立金、引當金等ノ名稱及金額ヲ記載スルコト
 - (21) 既往ニ於ケル臨時給與支給ノ有無
 - (22) 許可ヲ受ケテ支給セントスル臨時ノ給與ト同様ノ事由ニ依リ既往ニ於テ支給シタルモノヲ記載スルコト
 - (23) 基本給料月額 當該臨時ノ給與ノ支給ヲ受ケタル者ニ對シ當該支給月ノ前月ニ於テ支給シタル基本給料月額ヲ記載スルコト
 - (24) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第十六號様式(役員雜給與準則) (報告・承認申請・制定・變更許可) 申請書) 記載心得**
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 - (2) 商號
 - (3) 資本金
 - (4) 代表者氏名
 - (5) 會社ノ營ム主タル事業
 - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
 - (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

- (7) 雜給與ノ種類 外國在勤手當其ノ他役員雜給與ノ種類ヲ記載スルコト
- (8) 受給資格又ハ支給ノ條件 支給ノ有無又ハ支給ノ金額、數量若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
- (9) 金額、數量又ハ割合 金錢ニ依リ支給スル場合ニ於テハ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載シ、現物ヲ以テ支給スル場合ニ於テハ其ノ數量及見積價額ヲ記載スルコト
- (10) 制定又ハ變更スルノ要アル事由 令第二十五條ノ規定ニ依リ役員雜給與ノ準則ノ制定又ハ變更ヲ爲サントスル會社ハ其ノ制定又ハ變更スルノ要アル事由ヲ記載スルコト其ノ他ノ會社ニ在リテハ記載スルニ及バズ
- (11) 報告又ハ申請ノ時ノ受給人員 第二十八條ノ規定ニ依ル報告書若ハ第二十九條ノ規定ニ依ル承認申請書提出ノ時ニ於テ當該役員雜給與ノ支給ヲ受ケ居ル員數又ハ第三十條ノ規定ニ依ル許可申請書提出ノ時ニ於テ當該役員雜給與ノ支給ヲ受クベキ員數ヲ記載スルコト尙役員中支給ヲ受ケザル者アルトキハ其ノ員數ヲ備考欄ニ記載スルコト
- (12) 役員雜給與準則報告書ナルトキハ「承認申請」制定變更許可申請」ヲ抹消シ、役員雜給與準則承認申請書ナルトキハ「報告」制定變更許可申請」ヲ抹消シ、役員雜給與準則制定又ハ變更許可申請書ナルトキハ夫々不要文字ヲ抹消スルコト

- (13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第十七號様式「社員手當準則」報告・承認申請・制定變更許可申請書」記載心得
 - (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 - (2) 商號
 - (3) 資本金
 - (4) 代表者氏名
 - (5) 會社ノ營業主タル事業
 - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
 - (7) 社員數 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
 - (8) 手當ノ種類
 - (イ) 手當ノ種類ハ令第二十條各號ノ區分ニ依リ第一號手當、第二號手當等ノ如ク區分スルコト
 - (ロ) 令第二十條第四號又ハ第二十條第一號乃至第三號ニ掲グル手當ニ對シ會社ガ附シタル名稱ハ之ヲ朱書スルコト
 - (9) 手當ノ名稱
 - (イ) 令第二十條各號ニ掲グル手當ニ對シ會社ガ附シタル名稱ヲ記載スルコト
 - (ロ) 令第二十條第四號又ハ第二十條第一號乃至第三號ニ掲グル手當ニ對シ會社ガ附シタル名稱ハ之ヲ朱書スルコト

コト

- (10) 支給ノ條件 支給ノ有無又ハ支給ノ金額、數量若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
- (11) 金額、數量又ハ割合 金錢ニ依リ支給スル場合ニ於テハ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載シ、現物ヲ以テ支給スル場合ニ於テハ其ノ數量及見積價額ヲ記載スルコト
- (12) 制定又ハ變更スルノ要アル事由 令第二十五條ノ規定ニ依リ令第二十條各號ニ掲グル手當ノ準則ノ制定又ハ變更ヲ爲サントスル會社ハ其ノ制定又ハ變更ヲ爲スノ要アル事由ヲ記載スルコト其ノ他ノ會社ニ在リテハ記載スルニ及バズ
- (13) 報告又ハ申請ノ時ノ受給人員 第二十八條ノ規定ニ依ル報告書若ハ第二十九條ノ規定ニ依ル承認申請書提出ノ時ニ於テ當該手當ノ支給ヲ受ケ居ル員數又ハ第三十條ノ規定ニ依ル許可申請書提出ノ時ニ於テ當該手當ノ支給ヲ受クベキ員數ヲ記載スルコト
- (14) 社員手當準則報告書ナルトキハ「承認申請」制定變更許可申請」ヲ抹消シ、社員手當準則制定許可申請書ナルトキハ「報告」制定變更許可申請」ヲ抹消シ、社員手當準則制定又ハ變更許可申請書ナルトキハ夫々不要文字ヲ抹消スルコト
- (15) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第十八號様式「社員退職金準則」報告・承認申請・制定變更許可申請書」記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
- (7) 受給者ノ資格 社員ノ資格ニ依リ社員退職金ノ支給條件ヲ異ニスルトキハ其ノ資格ノ別ヲ記載スルコト
- (8) 支給ノ條件 社員退職金支給ノ有無又ハ其ノ金額若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
- (9) 金額又ハ割合 退職金ノ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載スルコト
- (10) 支給ノ方法
 - (イ) 一時金、年金、分割拂等ノ別及現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別ヲ記載スルコト
 - (ロ) 在職中ノ社員ニ對シ退職金ニ相當スル金額ヲ前拂スルモノニ付テハ前拂ノ方法及前拂金ノ保管方法ヲ記載スルコト

- (11) 制定又ハ變更スルノ要アル事由 令第二十五條ノ規定ニ依リ社員退職金ノ準則ノ制定又ハ變更ヲ爲サントスル會社ハ其ノ制定又ハ變更ヲ爲スノ要アル事由ヲ記載スルコト其ノ他ノ會社ニ在リテハ記載スルニ及バズ
- (12) 社員退職金準則報告書ナルトキハ「承認申請」制定變更許可申請」ヲ抹消シ、社員退職金準則承認申請書ナルトキハ「報告」制定變更許可申請」ヲ抹消シ、社員退職金準則制定又ハ變更許可申請書ナルトキハ夫々不要文字ヲ抹消スルコト
- (13) 本様式ニ依リ難キトキハ別ニ記載スルコト

第十九號様式(機密費等基準月額報告書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 昭和十六年九月十六日以前最終ニ決算確定シタル二事業年度ノ實績
- (イ) 昭和十六年九月十六日以前決算確定シタル事業年度

第二十號様式(機密費等基準月額(承認申請・増額許可申請)書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 會社ノ經歷 最近三年間ニ於ケル資本ノ増加又ハ減少合

件等ヲ簡記スルコト

- (8) 申請基準月額 承認ヲ受ケントスル基準月額又ハ増額ノ許可ヲ受ケテ新ニ定メントスル基準月額ヲ記載スルコト
- (9) 申請當時ノ基準月額 基準月額ノ承認申請ナルトキハ記載スルニ及バズ
- (10) 申請ノ事由 當該金額ヲ基準月額ト爲スノ要アル事由又ハ基準月額ヲ増額スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添附スルコト
- (11) 支店、工場等及其ノ所在地 支店、工場、事業場等ニ付特ニ機密費等ノ支出ヲ要スル場合ニ於テ其ノ支店、工場、事業場等ノ中主ナルモノヲ記載スルコト
- (12) 合併前ノ各會社ノ合併前最終ノ事業年度
(イ) 申請ノ日ノ屬スル事業年度又ハ其ノ直前ノ事業年度ニ於テ爲サレタル合併ニ付記載スルコト
(ロ) 基準月額ナキ會社ニ在リテハ機密費等ノ支出ノ實績ヲ記載スルコト
- (13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十一號様式(機密費等基準月額超過支出許可申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號

二以上ナキ會社ニ在リテハ一事業年度ノ實績ヲ記載スルコト

- (ロ) 機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費等ノ區分不明ナルトキハ適宜之ヲ區分シテ記載スルコト
- (8) 基準月額 第三十一條第一項ノ基準月額ヲ記載スルコト
- (9) 基準月額算出ノ基礎 第三十一條第一項ノ基準月額計算ノ手續ヲ記載スルコト
- (10) 支店、工場等及其ノ所在地 支店、工場、事業場等ニ付特ニ機密費等ノ支出ヲ要スル場合ニ於テ其ノ支店、工場、事業場等ノ中主ナルモノヲ記載スルコト
- (11) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

資本金

- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 申請額 當該事業年度ニ於テ支出セントスル機密費等ノ合計金額ヲ記載スルコト
- (8) 不要許可額 基準月額ニ當該事業年度ノ月數(曆ニ從ヒ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月ニ切上グ)ヲ乘ジテ得ベキ金額ヲ記載スルコト
- (9) 同上算出ノ基礎 不要許可額計算ノ手續ヲ記載スルコト
- (10) 申請額ノ内譯 機密費、交際費、廣告宣傳費等ノ區分不明ナルトキハ適宜之ヲ區分シテ記載スルコト
- (11) 申請ノ事由 不要許可額ヲ超エテ機密費等ヲ支出スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添附スルコト
- (12) 利益率 第一號様式記載心得(13)ニ依リ記載スルコト
- (13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十二號様式(寄附金等支出豫定額(變更)報告書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號

- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 支出豫定額中主ナルモノ 寄附金等ノ支出先ノ豫定アル
モノノ主ナルモノニ付記載スルコト
- (8) 豫定額ノ屬スル事業年度 報告セントスル支出豫定額ノ
屬スル事業年度ヲ記載スルコト
- (9) 寄附ヲ爲スノ要アル事由
- (イ) 寄附先別ニ寄附金等ヲ爲スノ要アル事由ヲ記載スル
コト
- (ロ) 數事業年度ニ分割シテ支出スルモノアルトキハ其ノ
總額及支出濟額等ヲ附記スルコト
- (10) 報告ノ日ノ屬スル事業年度
- (イ) 報告書提出ノ日ノ屬スル事業年度ヲ記載スルコト
- (ロ) 報告書提出ノ日ノ屬スル事業年度ヲ豫定額ノ屬スル
事業年度ト同一ナル場合ハ記載スルニ及バズ
- (11) 其ノ他 資産中假勘定ニ計上スルモノ其ノ他資産ニ計上
スルモノヲ記載スルコト
- (12) 其ノ他參考事項 第三十四條ノ二第二項ノ規定ニ依リ寄
附額ノ變更報告ナルトキハ合併ニ因リ解散シタル會社ノ商

- 號又ハ名稱、本店又ハ主タル事務所ノ所在場所並ニ合併直
前ニ於ケル資本金及拂込資本金ヲ記載スルコト
- (13) 寄附金等支出豫定額報告書ナルトキハ(變更)ヲ抹消シ
寄附金等支出豫定額變更報告書ナルトキハ括弧ヲ抹消スル
コト
- (14) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十三號様式(寄附金等豫定額過支出許可申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 申請額 支出ノ屬スル事業年度ニ於テ支出セントスル寄
附金等ノ合計金額ヲ記載スルコト
- (8) 不要許可額 第三十四條ノ二第一項ノ規定ニ依リ報告シ
タル當該事業年度ノ寄附金等ノ豫定額又ハ同條第二項ノ規
定ニ依リ報告シタル當該事業年度ノ寄附金ノ變更豫定額ヲ
記載スルコト
- (9) 寄附金ノ種類 第三十四條ノ二第一項若ハ第二項ノ規定

- (イ) 依ル寄附金等ノ豫定額報告ノ際豫定シタル金額ヲ超エテ
支出セントスル寄附金等又ハ同條第一項若ハ第二項ノ規定
ニ依ル寄附金等ノ豫定額報告ノ際豫定セザリシ寄附金等ニ
付テハ一件毎ニ之ヲ記載シ其ノ他ノ寄附金等ニ付テハ一括
シテ之ヲ記載スルコト
- (11) 豫定額 第三十四條ノ二第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル
寄附金等ノ豫定額報告ノ際ノ豫定額ヲ記載スルコト
- (12) 其ノ他 資産中假勘定ニ計上スルモノ其ノ他資産ニ計上
スルモノヲ記載スルコト
- (12) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十四號様式(株式取得・處分許可申請書)記載心得

- 一、株式取得許可申請書ノ場合ニハ「處分」ヲ、株式處分許
可申請書ノ場合ニハ「取得」ヲ各抹消スルコト
- 二、取得處分セントスル株式ニ關スル事項
- (1) 「銘柄」ハ何々株式會社株式ノ如ク記載スルコト、同
一會社ノ株式ニシテ拂込金額ヲ異ニスル二種以上ノ株式
アル場合ニ於テハ舊株、第一新株、第二新株等ノ區分ヲ
記載シ優先株、後配株アル場合ハ優先株、普通株又ハ後
配株ノ區分ヲ記載スルコト
- (2) 「取得處分ノ價額」ハ取得又ハ處分セントスル總株式
ノ賣却又ハ買入價額ヲ記載スルコト、價額不明ナルモノ

- ハ大體ノ豫想價額ヲ記載シ價額ノ表示困難ナルモノニ付
テハ其ノ旨ヲ記載スルコト
- (3) 株式總數ニ對スル割合」ハ取得又ハ處分セントスル
株式ノ當該株式ヲ發行スル會社ノ總株式數ニ對スル割合ヲ
記載スルコト
- (4) 「會社ノ記帳價額」ハ株式ヲ處分セントスル場合ニ於
テ當該株式ノ最近ニ於ケル帳簿價額ヲ記載スルコト
- (5) 「取得處分方法」ハ仲介者ヲ經テ買入又ハ賣却スルモ
ノナリヤ、又其ノ仲介者ノ住所氏名、設立セララル會社
ノ株式ニ應募スルモノナリヤ、關係會社ヨリ又ハ關係會
社ニ對シ肩替リスルモノナリヤ、株主ニ對シ割當ツルモ
ノナリヤ、又其ノ割當ノ方法等ヲ記載スルコト
- 三、讓受先、讓渡先ニ關スル事項
- (6) 株式取得許可申請書ナル場合ハ「讓渡先」ヲ、株式處
分許可申請書ナル場合ニハ「讓受先」ヲ各抹消スルコ
ト
- (7) 「申請者トノ關係」ハ申請者ト讓渡先又ハ讓受先トノ
資本關係、役員關係、取引關係等ノ關係ヲ記載スルコト
- 四、取得處分セントスル株式ヲ發行スル會社ニ關スル事項

- (8) 「申請者ノ所有株式數及所有率」ハ當該會社ノ株式申請會社ノ所有株式數及其ノ當該會社ノ總株式數ニ對スル割合ヲ記載スルコト
- (9) 「申請者トノ關係」ハ當該會社ト申請會社トノ資本關係、役員關係、取引關係、最近ニ於ケル取引高等ヲ記載スルコト
- (10) 「主たる事業」ハ會社ノ定款ノ目的如何ニ拘ラズ會社ガ現ニ營ミツアル主たる事業ヲ記載スルコト
- (11) 「生産高又ハ賣上高」ハ最近ニ終了シタル事業年度ニ於ケルモノヲ記載スルコト
- 五、株式取得ニ要スル資金ノ調達方法、株式處分ニ因リテ得タル資金ノ使途
 - (12) 株式取得許可申請書ノ場合ニハ「株式處分ニ因リテ得タル資金ノ使途」ヲ、株式處分許可申請書ノ場合ニハ、「株式取得ニ要スル資金ノ調達方法」ヲ各抹消スルコト
 - 「株式取得ニ要スル資金ノ調達方法」ハ株式取得ニ要スル資金ヲ増資、株金拂込等ニ依ルモノナリヤ及増資、株金拂込等ノ金額並ニ之ニ關スル臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依ル許可ノ有無、許可ノ年月日、借入金ニ依ルモノナリヤ及其ノ金額、借入先、擔保ノ有無、利率其ノ他ノ條件、手許餘裕金ニ依ルモノナリヤ及其ノ金額ヲ記載スルコト
- 六、申請ニ關スル事項
 - (13) 「事業ノ概要」ハ會社ノ現ニ營ミツアル主たる事業ノ種類、主要生産品名、最近事業年度ニ於ケル生産高、販賣高、主要販賣先、主要設備ノ概要、其ノ他會社ノ營ム事業ノ種類及規模ノ概要ヲ知ルニ足ル事項ヲ記載スルコト
 - (14) 「所有株式總額」ハ單一金額(會社ノ帳簿價額)ノミヲ記載スルコト
 - (15) 所有株式數ノ現在高ハ最近ノ殘高ニ依ルコト
 - (16) 「子會社」ハ資本關係、役員關係等ニ依リ實質上會社ガ支配權ヲ有スル會社ヲ謂ヒ「親會社」ハ資本關係、役員關係等ニ依リ實質上會社ガ支配ヲ受クル會社ヲ謂フ

七、其ノ他參考事項

- (17) 外國株式ノ取得又ハ處分ナルトキハ外貨證券取得ニ關スル爲替管理上ノ許可ノ有無ヲ記載スルコト
- (18) 其ノ他許可ニ關シ調査上ノ參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト
- 八、記載事項ナキモノ又ハ記載困難ナルモノハ其ノ欄ヲ斜線ニ依リテ抹消スルコト
- 九、本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十五號様式(特許權・營業權・漁業權取得・處分・許可申請書)記載心得

- 一、一般ノ記載方法ニ付テハ第二十四號様式記載心得ニ準ズルコト
- 二、取得處分セントスル無體財產權
 - (1) 「種類」ハ特許權、營業權又ハ漁業權ノ内容ヲ表示スル名稱、種類ヲ記載スルコト
 - (2) 「無體財產權ノ内容」ハ如何ナル方法ニ依リ如何ナル製品ヲ製造スル特許權ナリヤ、營業權ノ設定地域、埋藏礦物ノ種類及推定數量、現在ノ出產量等ヲ詳細ニ記載スルコト
- 三、無體財產權ノ取得ニ伴フ事業計畫ノ大要
 - (3) 特許權、營業權等ヲ取得スルコトニ依リ實施スベキ事

第二十六號様式(資金借入許可申請書)記載心得

- 一、一般ノ記載方法ニ付テハ第二十四號様式記載心得ニ準ズルコト
- 二、借入ニ關スル事項
 - (1) 金融機關ヨリノ資金ノ借入ニ付許可ヲ申請スルモノナル場合ニ於テハ「借入先ノ氏名又ハ名稱」ノ欄ニ何々銀行何々支店ノ如ク營業所名ヲ記載シ「借入ノ方法」ノ欄ニ證書貸付、手形貸付又ハ當座貸越契約ニ依リ旨ヲ記載シ、當座貸越契約ニ依ル場合ニ於テハ「借入金額」ノ欄ニ極度金額ヲ記載スルコト

- (2) 數口ニ互リ借入ヲ爲ス場合ニハ「借入金額」ノ欄ニ借入總額ヲ「借入ノ方法」ノ欄ニ數口ニ互リ借入ルル旨及其ノ毎回ノ借入ノ豫定額ヲ記載スルコト
- (3) 「返済ノ時期及返済ノ方法」ニハ返済資金ノ調達ニ關スル見込ヲモ記載スルコト
- (4) 擔保其ノ他ノ條件ナキ場合ハ「擔保其ノ他ノ條件」ノ欄ニ「無シ」ト記載スルコト
- 三、借入金ノ使途
 - (5) 借入金ヲ以テ事業設備ノ新設、擴張等ヲ爲サントスルトキハ其ノ事業計畫ノ大要、所要資金ノ總額並ニ資金ノ調達方法、主要生産品名及豫想生産高等ノ大要ヲ記載スルコト
 - (6) 資金ガ借入金ノ返済ニ充當セラルルモノナル場合ニ於テハ返済先及其ノ金額等ヲ記載スルコト
 - (7) 運轉資金ニ充當スルモノナル場合ニハ單ニ其ノ旨ヲ表示スルコト
 - (8) 借入金ニ依リ有價證券ヲ取得セントスルモノナル場合ニハ取得セントスル有價證券ノ銘柄、數量、取得價額等ヲ記載スルコト
- 四、借入先ニ關スル事項
 - (9) 金融機關ヨリ借入ヲ爲サントスルモノナル場合ニ於テハ本欄ハ全部斜線ニ依リテ抹消スルコト

- 五、申請者ニ關スル事項
 - (10) 「資産及資本構成」ノ欄中
 - (イ) 「固定資産」ハ土地、建物、機械、輸送設備、什器等ヲ謂ヒ、建設勘定等ノ未働資産アルトキハ其ノ額ヲ之ニ加算シ特ニ其ノ旨内書スルコト
 - (ロ) 「流動資産」ハ會社ノ資産中「固定資産」以外ノモノヲ謂ヒ「投資資産」ハ所有有價證券、關係會社ニ對スル貸付金及預金現金ノ合計金額ヲ謂フコト
 - (ハ) 「株主資本」ハ最終ノ貸付對照表ニ於ケル拂込資本金ト諸積立金トノ合計金額ヲ謂ヒ「外部資本」ハ最終ノ貸借對照表ノ貸方ニ於ケル其ノ他ノ科目(當期利益金ヲ含マズ)ノ合計金額ヲ謂フコト
 - (11) 「借入金ノ總額」ハ借入金ト支拂手形トノ殘高ノ合計金額ニ依ルコト但シ假受金其ノ他ノ名義ニ依リ實質上關係會社等ヨリ資金ノ借入ヲ爲シ居ルモノニ付テハ之ヲ加算シ特ニ其ノ額ヲ内書スルコト
 - (12) 「金融機關」トハ銀行、信託會社、保險會社、商工組合中央金庫、産業組合中央金庫ヲ謂フ
- 六、本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第二十七號様式(會社概況報告書(甲))記載心得
 - (1) 會社ノ本店ノ所在場所

- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 役員其ノ他從業者數 最近ノ現在ニ依リ記載スルコト
- (8) 囑託者等 令第九條第二號ニ該當スル者ニ付記載スルコト
- (9) 最近三年間ニ於ケル資本金異動 公稱資本金ノ増加又ハ減少、其ノ年月、金額及其ノ事由ヲ記載スルコト
- (10) 主タル株主二十名
 - (イ) 報告ノ時ノ現在ニ依リ記載スルコト
 - (ロ) 最大ノ株主、出資者又ハ基金贈出者ヨリ順次二十名ニ付記載スルコト
 - (ハ) 氏名 合名會社、合資會社及有限會社ニ在リテハ社員名ヲ、株式合資會社ニ在リテハ株主及社員ノ氏名ヲ、相互會社ニ在リテハ基金贈出者ノ氏名ヲ記載スルコト
 - (ニ) 株式數 合名會社及合資會社ニ在リテハ出資金ヲ、株式合資會社ニ在リテハ出資金及株式拂込金額ヲ、有限會社ニ在リテハ出資ノ口數ヲ、相互會社ニ在リテハ贈出シタル基金額ヲ記載スルコト

- 第二十八號様式(會社概況報告書(乙))記載心得
 - (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 - (2) 商號
 - (3) 資本金
 - (4) 代表者氏名
 - (5) 會社ノ營ム主タル事業
 - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
 - (7) 役員其ノ他從業者數 最近ノ現在ニ依リ記載スルコト
 - (8) 支拂給與
 - (イ) 最近ノ現在ニ依リ記載スルコト
 - (ロ) 報酬、給料、賃金月額 最近ノ一月分ヲ記載スルコト
 - (ハ) 手當及賞與年額 過去一年間ニ支給シタル實蹟ヲ記載スルモノトシ手當中金錢以外ノモノニ依ル給與アルトキハ其ノ見積價額ヲ内書スルコト
 - (9) 囑託者等 令第九條第二號ニ該當スル者ニ付記載スルコト
 - (10) 主タル株主二十名 第二十七號様式記載心得(10)ニ依リ記載スルコト

第二十九號樣式(旅費規定報告書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ニ受クルノ有無
夫々第一號樣式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 資格 役員社員其ノ他資格又ハ階級ニ依リ支給スベキ旅費ニ差等アルトキハ其ノ區別ニ依リ記載スルコト
- (8) 地方別ニ日當、宿泊料ヲ定ムル場合ノ明細 關東州、滿洲國、支那ニ於ケル旅費其ノ他ノ外國旅費ニ關シ定アルトキハ之ヲ別紙ニ記載スルコト
- (9) 其ノ他參考事項 旅費規程ノ大部分ニ互ル變更ヲ爲シタルニ因リ其ノ變更後ノ旅費規程ヲ報告スルモノナルトキハ其ノ旨及其ノ變更事由ヲ記載スルコト
- (10) 本樣式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第三十號樣式(會社經理狀況報告書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號

- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ニ受クルノ有無
夫々第一號樣式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 主タル株主十名 第二十七號樣式記載心得(10)ニ準ジ記載スルコト但シ株主名簿ヲ添附シ之ニ代フルコトヲ得

第三十一號樣式(自己資本計算書)記載心得

- (1) 自己資本計算書 第一號樣式記載心得(16)乃至(18)ニ依リ記載スルコト

第三十二號樣式(利益配當金及給與狀況調查)記載心得

- (1) 利益配當金
 - (イ) 平均拂込資本金 第一號樣式記載心得(12)ニ依リ記載スルコト
 - (ロ) 當期利益金 第一號樣式記載心得(13)ノ利益金ヲ記載スルコト
 - (ハ) 配當金以外ノ社外流出金 配當金以外ノ利益金處分ニ依リ社外ニ流出シタル金額ヲ記載スルコト
 - (ニ) 社内留保金 第一號樣式記載心得(15)ノ利益金ヨリ利益金處分ニ依リ社外ニ流出シタル金額ヲ控除シタル金額

ヲ記載スルコト

- (ホ) 一號配當率 令第三條第一項第一號ノ配當率ヲ記載スルコト
- (ハ) 二號配當率 令第三號第一項第二號ノ配當率ヲ記載スルコト
- (ト) 固定資産償却金 會社ニ於テ計算シタル金額ヲ記載シ利益金處分ニ依ルモノハ之ヲ括弧内ニ内書(全額利益金處分ニ依ルモノナルトキハ全額括弧内ニ記載)スルコト
- (チ) 税金引當金 會社ニ於テ計算シタル金額ヲ記載シ利益金處分ニ依ルモノハ之ヲ括弧内ニ内書(全額利益金處分ニ依ルモノナルトキハ全額括弧内ニ記載)スルコト
- (2) 役員、社員其ノ他從業者數 當該事業年度中ノ日割平均人員ヲ記載スルコト
- (3) 社員給與 役員ニシテ社員ヲ兼務シ社員トシテノ給與ヲ受ケ居ル者ニ付テハ給與總額及内譯欄ニ夫々其ノ金額ヲ内書スルコト
- (4) 不要許可額 令第十二條第一號ノ最高報酬額ヲ記載スルコト
- (5) 法定賞與額 第七條ノ規定ニ依ル純益金ニ第八條ノ率ヲ乘ジテ得タル金額ヲ記載スルコト
- (6) 令第十三條第二項ノ金額 令第十三條第二項各號ノ一ニ

- (7) 同上算出ノ基礎 右ノ計算ノ手續ヲ記載スルコト
- (8) 報酬許可額 當該事業年度ノ役員報酬ノ支給ニ付許可ヲ受ケタルトキハ其ノ許可額ヲ記載スルコト
- (9) 賞與許可額 當該事業年度ノ役員賞與ノ支給ニ付許可ヲ受ケタルトキハ其ノ許可額ヲ記載スルコト
- (10) 純益金計算 會社ノ決算上ノ利益金ニ第七條第二項又ハ第三項ニ掲グル項目ヲ加減シテ純益金ノ計算ヲ示スコト
- (11) 賞與期間
 - (イ) 當該事業年度中ニ支給シタル賞與ノ屬スル賞與期間ヲ記載スルコト
 - (ロ) 賞與期間ニ以上アルトキハ之ヲ區分シテ記載スルコト
- (12) 賞與金
 - (イ) 當該事業年度中ニ支給シタル賞與金ヲ記載スルコト
 - (ロ) 支給回数二回以上アルトキハ各支給毎ニ區分シテ記載スルコト
- (13) 令第二十一條ノ限度超過額 第二十四條第一項第二號ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケテ支給シタル金額又ハ令第二十一條第二項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケテ支給シタル金額ハ夫々區分シテ記載スルコト
- (14) 界給

會社經理統制令精義

- (一) 昇給月日 當該事業年度中ノ昇給月日ヲ記載スルコト
- (ロ) 昇給額 基本給料月額ノ昇給額ヲ記載スルコト但シ許可ヲ受ケテ昇給シタル場合ハ許可ヲ受ケタル部分ヲ區分シテ記載スルコト
- (ハ) 基本給料積算額 各昇給者ノ當該昇給直前ノ基本給料月額ニ各昇給者ノ直前ノ昇給日(初メテ昇給シタル者ニ付テハ採用ノ日)後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乗ジテ得タル金額ノ合計額ヲ記載スルコト
- (ニ) 令第十九條第二項各號ノ昇給ニ付テハ記載セザルコト

第三十三號様式(特殊支出調書)記載心得

- (1) 基準月額 令第二十九條第一項乃至第四項ノ規定ニ依リ報告シ、承認ヲ受ケ、増額シ又ハ減額シタル基準月額ヲ記載スルコト
- (2) 基準月額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乗ジテ得ベキ金額月數ハ曆ニ從ヒ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月ニ切上グルコト
- (3) 備考 當該事業年度ノ支出ニ付令第二十九條第五項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ旨記載スルコト
- (4) 其ノ他 資産中假勘定ニ計上シタルモノ其ノ他資産ニ計

- (5) 上シタルモノヲ記載スルコト
- (5) 寄附金支出豫定報告額 令第二十九條ノ二第一項ノ規定ニ依リ報告シタル當該事業年度ノ豫定額ヲ記載スルコト
- (6) 備考 當該事業年度ノ支出ニ付令第二十九條ノ二第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ旨記載スルコト

◎許可認可等行政事務處理簡捷令

(昭和十六年十一月十四日勅令第九百六十九號)

第一條 行政廳ハ許可、認可等ノ申請アリタルトキハ避滞ナク之ヲ處理スベシ

第二條 國家總動員法(關東州國家總動員令及昭和十三年勅令第三百十七號ヲ含ム)及關令ヲ以テ指定スル法令ニ基キ許可認可、免許又ハ承認ヲ要スル事項(命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)ニ付テハ處分行政廳ニ他ノ行政廳ヲ經由セズシテ申請書ヲ提出スベキ場合ニ在リテハ處分行政廳ニ於テ、處分行政廳ニ他ノ行政廳ヲ經由シテ申請書ヲ提出スベキ場合ニ在リテハ經由行政廳(經由行政廳ニ以上アルトキハ最下級經由行政廳)ニ於テ申請書ヲ受取リタル日ノ翌日ヨリ起算シ三十日以内ニ處分行政廳又ハ經由行政廳其ノ申請ニ關シ申請者(其ノ承認人ヲ含ム以下同ジ)ニ對シ文書ニ依リ指令照會又ハ通知ヲ發セザルトキハ其ノ期間滿了ノ日ニ於テ許可、認可、免許

又ハ承認アリタルモノト看做ス處分行政廳又ハ經由行政廳照會ニ對スル文書ニ依リ回答ニ接シ又ハ文書ニ依リ通知ヲ發シタル日ノ翌日ヨリ起算シ三十日以内ニ其ノ申請ニ關シ文書ニ依リ指令、照會又ハ通知ヲ發セザルトキ亦同ジ
特別ノ事情ニ依リ必要アル場合ニ於テハ前項ノ期間ニ關シ命令ヲ以テ別段ノ定メ爲スコトヲ得

第三條 前條ノ許可、認可、免許又ハ承認ニ關スル處分ヲ爲スニ付關係行政廳間ノ協議(共管ノ場合ニ於ケル合議ヲ含ム以下同ジ)ヲ要スル場合(關令ヲ以テ定ムル場合ヲ除ク)ニ於テ甲行政廳ノ協議ニ關スル文書ノ乙行政廳ニ到達シタル日ノ翌日ヨリ起算シ十日以内ニ甲行政廳ニ於テ文書ニ依リ照會又ハ回答(合議ニ關スル文書ノ回付ヲ含ム)ニ接セザルトキハ甲行政廳ハ協議調ヒタルモノト看做スコトヲ得乙行政廳ヨリノ文書ニ依リ照會ニ對スル甲行政廳ノ回答書ノ乙行政廳ニ到達シタル日ノ翌日ヨリ起算シ十日以内ニ甲行政廳ニ於テ文書ニ依リ照會又ハ回答、合議ニ關スル文書ノ回付ヲ含ム)ニ接セザルトキ亦同ジ
特別ノ事情ニ依リ必要アル場合ニ於テハ前項ノ期間ニ關シ命令ヲ以テ別段ノ定メ爲スコトヲ得

第四條 經由行政廳ハ第二條ノ許可、認可、免許又ハ承認ノ申請書ヲ受取リタルトキハ受取リタル日ノ翌日ヨリ起算シ七日以内ニ(經由行政廳ニ於テ同期間内ニ申請者ニ對シ文書ニ依

ル照會ヲ發シタルトキハ之ニ對スル文書ニ依リ回答ニ接シタル日ノ翌日ヨリ起算シ七日以内ニ)申請書ヲ處分行政廳又ハ上級經由行政廳ニ發送スベシ
特別ノ事情ニ依リ必要アル場合ニ於テハ前項ノ期間ニ關シ命令ヲ以テ別段ノ定メ爲スコトヲ得

第五條 第二條ノ許可、認可、免許又ハ承認ノ申請者ハ行政廳ニ於テ申請書又ハ照會ニ對スル回答書ヲ受取リタルコトノ證明及ビ同條ノ規定ニ依リ許可、認可、免許又ハ承認アリタルモノト看做サレタル場合ニ於テハ許可、認可、免許又ハ承認ニ關スル證明ヲ受クルコトヲ得
前項ノ證明ニ關シテハ命令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

附 則

本令中第一條ノ規定ハ公布ノ日ヨリ、其ノ他ノ規定ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十七年一月一日ニ於テ又ハ第二條ノ規定ニ依リ法令ヲ指定スル關令施行ノ際現ニ申請書ヲ受取ラレアル事項ニ關シテハ第二條乃至第四條ノ期間ノ起算日ガ昭和十七年一月一日前又ハ第二條ノ規定ニ依リ法令ヲ指定スル關令施行前ナル場合ニ於テハ同條乃至第四條ノ期間ハ昭和十七年一月一日又ハ第二條ノ規定ニ依リ法令ヲ指定スル關令施行ノ日ヨリ之ヲ起算スルモノトス

◎原價計算規則 (昭和十七年四月一日明令)

- 第一條 價格等統制令第十條、會社經理統制令第三十六條第一項又ハ軍需品工場事業場検査令第四條ノ規定ニ依ル原價計算ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 原價計算ノ準則ハ別冊製造工業原價計算要綱ニ基キ業種別又ハ業種ノ經營規模別ニ主務大臣之ヲ定メ告示ス
- 第三條 原價計算ニ關シ提出セシムベキ報告書類ノ様式ハ前項ノ規定ニ依ル準則毎ニ主務大臣之ヲ定メ告示ス
- 第四條 主務大臣原價計算ヲ爲スベキ事業主ノ範圍及原價計算ヲ開始スベキ期日ヲ指定シタルトキハ當該事業主ハ前條ノ規定ニ依ル準則ニ基キ原價計算ヲ爲スベシ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ原價計算ノ開始ノ期日ヲ延期スルコトヲ得
- 第五條 事業主前條ノ規定ニ依リ原價計算ヲ爲サントスルトキハ第二條ノ規定ニ依ル準則ニ基キ原價計算ノ實施手續ヲ定メ原價計算開始ノ期日迄ニ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ
- 第六條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ原價計算ノ實施手續ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

附 則

- 第五條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第六條 軍需品工場事業場検査令施行規則中左ノ通改正ス

- 第一條 削除
- 第七條 海軍軍需品工場事業場検査令施行規則中左ノ通改正ス
- 第一條乃至第三條 削除
- 第八條 第三條ノ規定ニ依リ指定セラルル事業主以外ノ事業主ノ原價計算ニ付テハ前二條ノ規定ニ拘ラズ第三條ノ規定ニ依リ原價計算ヲ開始スベキ期日ノ前日迄ハ仍從前ノ例ニ依ル
- 第九條 陸軍大臣又ハ海軍大臣第三條ノ規定ニ依リ原價計算ヲ開始スベキ期日ヲ指定シタルトキハ其ノ指定期日ニ於テ從前ノ規定ニ依リ原價計算ヲ爲スベキ旨ヲ指定セラレタル事業主ハ第三條ノ規定ニ依リ指定セラレタルモノト看做ス

製造工業原價計算要綱

第一章 總 則

- 第一條 原價計算ノ目的
- 本要綱ニ依ル原價計算ハ製造工業ニ於ケル正確ナル原價ヲ計算シ以テ適正ナル價格ノ決定及經營能率ノ増進ノ基礎トラス
- 第二條 原價 (總原價)
- 本要綱ニ於テ原價トハ製品(半製品及部成品ヲ含ム以下同ジ)ノ生産(修理又ハ加工ヲ含ム以下同ジ)及販賣ノ爲ニ製品ノ

一定單位ニ關シテ費消セラルル經濟價值ヲ謂フ

第三 原價計算
本要綱ニ於テ原價計算トハ原價ヲ構成スル要素(以下原價要素ト稱ス)ヲ製品ノ一定單位ニ付計算スル手續ヲ謂フ
原價計算ハ原價ヲ其ノ實際ニ付計算スルモノトス但シ必要アル場合ニハ原價ノ一部ヲ豫定ヲ以テ計算スルコトヲ得豫定ハ過去ノ実績ヲ基礎トシ且將來ノ豫想等ヲ考慮シテ之ヲ適正ニ行フ

第四 原價計算ノ期間
原價計算ノ期間ハ一月トス業種ニ依リ已ムヲ得ザル場合ニハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

第五 原價ノ構成

原價ハ原則トシテ之ヲ製造原價ト一般管理及販賣費トニ區分ス製造原價トハ製品ノ生産ニ關シテ費消セラルル價值ヲ謂ヒ一般管理及販賣費トハ事業全體ノ管理及製品ノ販賣ニ關シテ費消セラルル價值ヲ謂フ
製造原價又ハ一般管理及販賣費ヲ構成スル要素ハ第六、第七、第十一、第十五、第二十二、定ムル分類ノ區分ニ依ルモ業種及

附錄 會社經理統制關係法令集

經營規模ニ依リ適當ノ變更ヲ加フルコトヲ得但シ同一ノ業種ニ屬スル事業ニシテ經營規模ノ同一ナルモノニ在リテハ已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外區分及名稱ハ之ヲ統一スルモノトス

第二章 原 價 要 素

第一節 製造原價ノ要素

第六條 製造原價ノ要素
製造原價ハ之ヲ材料費、勞務費及經費ニ區分ス
材料費トハ製品ノ生産ニ關シテ費消セラルル物品ノ價值ヲ謂ヒ勞務費トハ製品ノ生産ニ關シテ費消セラルル勞働給付ノ價值ヲ謂ヒ經費トハ製品ノ生産ニ關シテ費消セラルル價值ニシテ材料費及勞務費ヲ除キタルモノヲ謂フ

第一款 材 料 費

第七條 材料費ノ分類
材料費ハ之ヲ左ノ原價要素ニ區分ス
一 主要材料費(主要原料費)
主要材料費トハ製品ノ生産ニ關シテ直接ニ費消セラレ製品ノ基本體トナリテ再現スル物品ノ價值ヲ謂フ
二 部成品費
部成品費トハ其ノ儘製品ニ取付ケラレ其ノ組成部分トナル物品ノ費消價值ヲ謂フ

三 補助材料費

補助材料費トハ燃料、藥品、油類、雜品（釘、螺旋等）等製品ノ生産ニ關シテ補助的ニ費消セラルル物品ノ價值ヲ謂フ

四 消耗工具器具備品費

消耗工具器具備品費トハ耐用年數一年未滿又ハ相當價額未滿ノ工具、器具及備品ノ費消價值ヲ謂フ

五 事務用消耗品費

事務用消耗品トハ用紙、文房具其ノ他事務用ニ費消セララル消耗品ノ價值ヲ謂フ

第八 材料消費量ノ計算

材料消費量ノ計算ハ繼續記錄法ニ依リ繼續記錄法トハ出庫ノ都度其ノ數量ヲ材料ノ種類毎ニ記錄シ消費量ヲ計算スル方法ヲ謂フ

材料ニシテ其ノ消費量ヲ繼續記錄法ニ依リテ計算シ難キモノ又ハ其ノ必要ナキモノハ棚卸計算法ヲ適用スルコトヲ得棚卸計算法トハ定期ニ材料ノ種類毎ニ實地棚卸ヲ行ヒ棚卸量ヲ繰越量及買入量ノ合計ヨリ差引キテ當該期間ノ消費量ヲ綜合的ニ計算スル方法ヲ謂フ

材料ニシテ其ノ消費量ガ製品ノ生産量ニ略比例シテ増減スルモノニ付テハ逆計算法ヲ適用スルコトヲ得逆計算法トハ製品ノ一定單位ニ要スル材料ノ標準消費量ヲ定メ製品ノ生産量ヨ

リ逆ニ材料ノ消費量ヲ推定計算スル方法ヲ謂フ

第九 材料ノ購入原價

材料ノ購入原價ハ材料ノ買入代價ニ買入手數料、引取運賃、荷役費、保險料、關稅等買入ニ要シタル引取費用ヲ加算シタルモノトス但シ輕微ナル引取費用ハ之ヲ經費トシテ處理スルコトヲ得

材料購入ニ際シテ割引、値引又ハ割戻ヲ受ケタルトキハ原則トシテ之ヲ材料ノ購入原價ニ算入セズ

材料ノ購入事務、檢收、整理、選別、手入、保管等ニ要シタル費用ハ之ヲ材料ノ購入原價ニ算入セズ但シ業種ニ依リ必要アル場合ニハ材料ノ購入原價ニ算入スルコトヲ得

一 材料ノ消費價格

材料ノ消費價格ハ購入材料ニ在リテハ實際ノ購入原價ヲ以テ計算シ自家生産材料ニ在リテハ實際ノ製造原價ヲ以テ計算ス同種材料ヲ異ル價格ヲ以テ購入シタル場合ニハ其ノ消費價格ハ左ノ方法ニ依リテ計算ス

一 繼續記錄法ニ在リテハ原則トシテ買入順法又ハ移動平均價格法ニ依リテ計算ス買入順法トハ購入材料ヲ購入日別ニ區分シ購入日附早キ口ノ單價ヲ該口ノ數量ノ盡クル迄其ノ材料ノ消費價格トシテ採用スル方法ヲ謂フ移動平均價格法トハ單價ノ相違スル材料ヲ購入スル毎ニ加重平均單價ヲ算出シ之ヲ材料ノ消費價格トシテ採用スル方法ヲ謂フ

二 棚卸計算法又ハ逆算法ニ在リテハ平均購入原價ヲ以テ計算ス

同種ノ自家生産材料ニシテ其ノ製造原價ノ異ル場合ニハ其ノ消費價格ノ計算ハ前項ニ準ズ

材料ノ消費價格ハ必要アル場合ニハ一定期間ニ適用セラルベキ豫定價格ヲ以テ計算スルコトヲ得

第二款 勞務費

第十一 勞務費ノ分類

勞務費ハ之ヲ左ノ原價要素ニ區分ス

一 賃金

賃金ハ基本賃金ノ外加給金（時間外其ノ他ノ割増賃金）ヲ含ム

二 給料

雜給

雜給トハ人夫賃其ノ他之ニ準ズルモノヲ謂フ

第十二 消費賃金ノ計算

消費賃金ハ原則トシテ作業時間又ハ作業量（出來高）ニ賃率ヲ乘ジテ之ヲ計算ス作業時間、作業量及賃率ノ計算ハ左ノ方法ニ依ル

- 一 作業時間又ハ作業量ハ出勤票、作業時間報告書又ハ出來高報告書ニ依リ計算ス
- 二 賃率ハ時間拂賃金制度ニ在リテハ實際ノ平均賃率ニ依リ

附錄 會社經理統制關係法令集

出來高拂賃金制度ニ在リテハ實際ノ出來高賃率ニ依ル平均賃率ハ一部門又ハ一職場ニ於ケル一定期間ノ賃金總額ヲ同

一期間ノ作業時間總數ヲ以テ除シ計算ス

消費賃金ハ必要アル場合ニハ豫定ヲ以テ計算スルコトヲ得

第十三 從業員賞與手當

從業員賞與手當（退職金ヲ含ム以下同ジ）ハ之ヲ經費トシテ處理ス但シ業種ニ依リ必要アル場合ニハ勞務費ニ算入スルコトヲ得

第十四 勞務副費

從業員募集費、從業員訓練費並ニ工場法、健康保險法、退職積立金及退職手當法等ニ依ル事業主負擔額等從業員ノ管理及福利ニ關スル費用ハ之ヲ勞務費ニ算入セズ但シ工場法、健康保險法、退職積立金及退職手當法等ニ依ル事業主負擔額ハ業種ニ依リ必要アル場合ニハ勞務費ニ算入スルコトヲ得

第三款 經費

第十五 經費ノ分類

製造原價ヲ構成スル經費ハ之ヲ左ノ原價要素ニ區分ス

- 一 從業員賞與手當
- 二 健康保險料負擔金等
 - 工場法、健康保險法、退職積立金及退職手當法等ニ依ル事業主負擔額ニシテ工場ノ從業員ニ對スルモノヲ謂フ
- 三 厚生費

工場従業員ノ醫務衛生、保健、慰安、修養等ノ爲ニ支拂フ費用ヲ謂フ

四 福利施設負擔額

學校、病院等福利施設ヲ獨立會計ト爲シタル場合ニ於ケル工場ノ負擔額ヲ謂フ

五 減價償却費

イ 建物減價償却費

ロ 構築物減價償却費

ハ 機械裝置減價償却費

ニ 船舶減價償却費

ホ 車輛運搬具減價償却費

ヘ 工具器具備品減價償却費

ト 特許權、實用新案權、意匠權等減價償却費

チ 試驗研究費、試作費、減價償却費

六 地代家賃

工場ノ敷地及建物ノ賃借料ヲ謂フ

七 機械裝置運搬具等賃借料

八 特許權使用料

九 保險料

工場ノ建物、機械、貯藏物品等ノ火災保險料其ノ他ノ損害保險料ヲ謂フ

自家保險料ハ支拂保險料ニ相當スル金額ノ限度ニ於テ之ヲ

經費トス

十 支拂修繕料

十一 支拂電力料

十二 支拂瓦斯代

十三 支拂水道料

十四 支拂運賃

十五 支拂保管料

十六 租稅課金

地租、家屋稅及同附加稅、車輛稅等ノ租稅及公共的出費タル課金ニシテ工場ニ賦課セラルルモノハ之ヲ經費トス

十七 旅費交通費

十八 通信費

十九 交際費

交際費(接待費機密費ヲ含ム以下同ジ)ハ種類及金額ニ於テ正當ノモノニ限ル

二十 棚卸減耗費

棚卸減耗費ハ正當ノモノニ限ル棚卸減耗費トハ材料、半製品、部分品等ノ保管又ハ運搬中ニ生ズル破損、腐敗、漏洩蒸發、變質等ニ因ル減耗費ヲ謂フ

二十一 仕損費

仕損費ハ正當ノモノニ限ル

仕損方補修ニ依リテ恢復セラルル時ハ之ニ要スル費用ヲ仕

損費トス

仕損品ガ賣却價值又ハ利用價值ヲ有スル場合ニハ其ノ見積金額ヲ仕損品ノ原價ヨリ控除シタルモノヲ仕損費トス

二十二 外注加工賃

外注加工賃ハ之ヲ經費トス但シ材料費ト併セテ之ヲ主要材料費又ハ部分品費トシテ處理スルコトヲ妨グズ外注加工賃トハ他人ニ材料ヲ供給シテ加工セシメ半製品又ハ部分品トシテ之ヲ引取ル場合ニ於ケル支拂加工賃ヲ謂フ

二十三 雜費

工場第三章第一節第一款ニ定ムル補助部門費計算ヲ爲ス場合ニハ經費ハ概ネ之ヲ前項第一號乃至第二十三號ニ掲グル要素ニ區分ス

工場第三章第一節第一款ニ定ムル補助部門費計算ヲ爲サザル場合ニハ動力發生、用水、運搬、材料ノ購入及保管、修繕、検査、従業員募集、従業員訓練、福利施設、試驗研究等ニ關スル特別ノ費用トシテ容易ニ捕捉シ得ル諸原價要素ヲ複合シテ動力費、用水費、運搬費、材料保管費、修繕費、検査費、従業員募集費、従業員訓練費、福利費、試驗研究費等ノ複合費ヲ設定シ之ヲ第一項第一號乃至第二十三號ニ掲グル經費要素ト共ニ經費ノ分類中ニ加フルコトヲ得例ハバ動力用燃料費、動力係員ノ給料及賃金、買入動力費等ヲ複合シテ動力費ヲ設定シ修繕用材料費、修繕作業係員

ノ給料及賃金、支拂修繕料等ヲ複合シテ修繕費ヲ設定シ従業員募集係員ノ給料、募集旅費、募集手数料等ヲ複合シテ従業員募集費ヲ設定スルガ如シ

複合費ヲ設定スル場合之ニ複合セラルル諸原價要素ハ同一業種ニ在リテハ之ヲ統一スルモノトス

第十六 減價償却費

減價償却費ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

一 減價償却費トハ經常ノ減價償却ヲ意味シ固定資産ノ原價耐用年數及残存價額ヲ測定シ當該固定資産ノ原價ヲ每期繼續的ニ減額シ以テ投下資本ノ回收ヲ爲スコトヲ謂フ

二 減價償却ヲ爲スベキ固定資産ノ種類ハ概ネ左ノ如シ

イ 建物

建物トハ建物ノ外燬房、冷房、照明、通風等ノ建物附屬設備ヲ含ム

ロ 構築物

構築物トハ船渠、橋梁、岸壁、棧橋、軌道、貯水池等ノ土地ニ定着スル土木的設備ヲ謂フ

ハ 機械裝置

機械裝置トハ機械及裝置ノ外コンベヤ、ホイスト、起重機等ノ搬送設備ヲ含ム

ニ 船舶

船舶トハ貨物船、機帆船、舢舨、曳船等ノ水上運輸機關ヲ

- 謂フ
- ホ 車輛運搬具
車輛運搬具トハ鐵道車輛、自動車、牽引車等ノ陸上運輸機關ヲ謂フ
- ヘ 工具器具備品
工具器具備品トハ耐用年數一年以上ニシテ相當價額以上ノ工具、器具及備品ヲ謂フ
- ト 特許權、實用新案權、意匠權等
- 三 建物、機械裝置、工具器具備品其ノ他ノ有形固定資産ノ減價償却ハ其ノ取得又ハ製作ニ要シタル實際ノ原價ヲ基礎トシテ之ヲ爲ス組立費、基礎工事費、諸稅等有形固定資産ノ取得又ハ製作ニ要シタル正當ノ附帶費用ハ其ノ原價ニ算入スルモノトス
- 改造又ハ修繕ニ因リ有形固定資産ノ效用又ハ耐用年數ヲ増加シタルトキハ其ノ増加ノ限度ニ於テ改造又ハ修繕ニ要シタル費用ノ一部又ハ全部ヲ有形固定資産ノ原價ニ算入ス
- 建設助成金ヲ受入レタルトキハ其ノ金額ヲ有形固定資産ノ原價ヨリ控除ス
- 建設利息ハ固定資産ノ原價ニ算入セズ
- 四 特許權、實用新案權、意匠權等ハ有償ニテ取得又ハ特別ノ費用ヲ支出シテ創設シタル場合ニ限リ之ヲ固定資産ニ計上シ其ノ原價ヲ基礎トシテ減價償却ヲ爲ス

- 前項ノ無形固定資産ノ原價ハ有償ニテ取得シタル場合ニハ買入代價ニ取得ニ要シタル費用ヲ算入シタルモノトシ特別ノ費用ヲ支出シテ創設シタル場合ニハ之ニ要シタル諸費用ヲ合計シタルモノトス
- 五 固定資産ハ各物件別ニ原價ヲ計算シ其ノ原價ヲ基礎トシテ各物件別ニ減價償却ヲ爲ス但シ各物件別ニ計算シ難キ場合ニハ諸物件ヲ一括シテ減價償却ヲ爲スコトヲ得
- 六 固定資産ノ耐用年數ハ別ニ定ムル固定資産耐用年數表ニ依ル
- 七 耐用年數經過後ニ於ケル固定資産ノ殘存價額ハ殘存資産ノ種類、用途等ヲ考慮シテ之ヲ定ム
- 八 減價償却ハ定額法ニ依ル但シ業種ニ依リ必要アルトキ又ハ固定資産ノ性質上之ニ依リ難キトキハ定率法ニ依ルコトヲ得
- 九 器具及備品ニシテ減價償却ノ困難ナルモノニ付テハ取替法ヲ以テ減價償却ニ代フルコトヲ得
- 十 過去ノ期間ニ償却スベカリシ減價ニシテ未償却ノモノハ之ヲ將來ノ減價償却費ニ計上セズ原價計算外ノ損失トシテ處理ス
- 十一 不慮ノ災害又ハ豫期シ得ザル經濟事情ノ激變ニ因リ固定資産ニ著シキ減價ヲ生ジタル場合ノ特別償却ハ之ヲ原價計算外ノ損失トシテ處理ス

- 第十七 試験研究及試作ニ關スル費用
試験研究及試作ニ關スル費用ニシテ經常ノ性質ヲ要スルモノハ之ヲ當該期間ノ費用トス
- 新技術採用ノ爲ニ支出シタル試験研究又ハ試作ニ關スル費用ハ之ヲ繰延ベ固定資産ニ計上スルコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テハ第十六ニ定ムル所ニ依リ其ノ減價償却ヲ爲ス
- 第十八 修繕ニ關スル費用
建物、機械、裝置等ノ修繕ニ關スル費用ハ修繕維持ノ程度ニ限リ之ヲ當該期間ノ費用トス
- 第二節 一般管理及販賣費ノ要素
- 第十九 一般管理及販賣費
一般管理及販賣費ニ關スル費用ハ之ヲ一括シ一般管理及販賣費トシテ處理ス但シ一般管理費ト販賣費トニ區別シテ處理スルコトヲ得
- 第二十 一般管理及販賣費ノ分類
- 一 一般管理及販賣費ハ之ヲ左ノ原價要素ニ區分ス
- 一 役員報酬
取締役、監査役其ノ他ノ役員ニ對スル報酬ヲ謂フ
- 個人事業ニ於ケル事業主報酬ハ適當ナル額ヲ見積リテ之ヲ原價ニ算入ス
- 二 給料賃金

- 一 一般管理及販賣事務ニ従事スル従業員ノ給料及賃金ヲ謂フ
- 三 従業員賞與手當
一般管理及販賣事務ニ従事スル従業員ノ賞與及手當ヲ謂フ
- 四 健康保險料負擔金等
健康保險法、退職積立金及退職手當法等ニ依ル事業主負擔額ニシテ一般管理及販賣事業ニ従事スル従業員ニ對スルモノヲ謂フ
- 五 厚生費
一 一般管理及販賣事務ニ従事スル従業員ノ醫務衛生、保健、慰安、修養等ノ爲ニ支拂フ費用ヲ謂フ
- 六 福利施設負擔額
學校、病院等福利施設ヲ獨立會計ト爲シタル場合ニ於ケル一般管理及販賣部ノ負擔額ヲ謂フ
- 七 減價償却費
一 一般管理及販賣事務用ノ建物、備品其ノ他ノ固定資産ノ減價償却費ヲ謂フ
- 八 地代家賃
一 一般管理及販賣事務用ノ土地及建物ノ賃借料ヲ謂フ
- 九 保險料
一 一般管理及販賣事務用ノ建物、備品等ノ火災保險料其ノ他ノ損害保險料ヲ謂フ
- 十 修繕費

- 一 般管理及販賣事務用ノ建物、備品等ノ修繕費ヲ謂フ但シ修繕維持ノ程度ニ限ル
- 十一 照明費、暖房費、冷房費
- 一 般管理及販賣事務用ノ照明、暖房、冷房等ノ費用ヲ謂フ
- 十二 租稅課金
- 租稅ハ製造原價ニ計上セラルル租稅、固定資産ノ原價ニ算入セラルル租稅、法人稅、營業稅及同附加稅、臨時利得稅、所得稅等ヲ除キタル營業ニ關係アル租稅ヲ謂ヒ課金ハ商工會議所費、組合離出金其ノ他ノ營業ニ關係アル課金ニシテ製造原價ニ算入セラレザルモノヲ謂フ
- 十三 旅費交通費
- 一 般管理及販賣事務ニ關スル旅費及交通費ヲ謂フ
- 十四 通信費
- 一 般管理及販賣事務ニ關スル通信費ヲ謂フ
- 十五 消耗工具器具備品費
- 一 般管理及販賣事務用ノ消耗工具器具備品費ヲ謂フ
- 十六 事務用消耗品費
- 一 般管理及販賣事務用ノ事務用消耗品費ヲ謂フ
- 十七 交際費
- 交際費ハ種類及金額ニ於テ正當ノモノニ限ル
- 十八 保管費
- 十九 運送費

- 製品ノ發送其ノ他運送ニ關スル費用ヲ謂フ
 - 二十 納入試驗費
 - 二十一 販賣手数料
 - 委託販賣等ノ場合ニ於ケル手数料ヲ謂フ
 - 二十二 販賣調査費
 - 二十三 廣告宣傳費
 - 廣告宣傳費ハ種類及金額ニ於テ正當ノモノニ限ル
 - 二十四 雜費
- 第三節 原價ニ算入シ得ザル項目
- 第二十一 原價ニ算入シ得ザル項目
 - 左ニ掲グルモノハ之ヲ原價ニ算入スルコトヲ得ズ
 - 一 火災、風水害、盜難等ニ因ル損失、偶發債務ニ因ル損失
 - 訴訟費其ノ他偶發的事情ニ因ル損失
 - 二 設立費償却、營業權償却、建設利息償却、役員ノ賞與及臨時の退職手當、役員及社員ノ臨時ノ給與、法人稅、營業稅及同附加稅、臨時利得稅並ニ所得稅、寄附金、贈與其ノ他利益ヲ以テ支辨スベキ性質ヲ有スル項目
 - 三 投資不動産、長期出資、長期貸付金等ノ管理費用及此等ノ資産ニ對スル諸稅、投資資産賣却其ノ他事業本來ノ目的ニ在ラズシテ利殖、統制其ノ他ノ目的ヲ以テ長期ニ亙リ所有スル資産ニ關スル費用又ハ損失
 - 四 擴張用ノ土地、建物、機械、裝置、建築用材料、特許權

- 等ノ取得、建設又ハ管理ノ費用及此等ノ資産ニ對スル諸稅其ノ他經營擴張ノ爲豫備のニ保有スル資産又ハ建設中ノ設備ニ關スル費用
- 五 未經過保險料、前拂賃借料其ノ他ノ前拂費用
- 六 財産評價損、貸倒償却又ハ違約金
- 七 利子並ニ手形割引料、社債發行差金及發行費償却其ノ他利子ノ性質ヲ有スルモノ
- 八 前各號ニ掲グルモノノ外法令ニ依リ經費トシテ處理スルコトヲ得ザル費用

第三章 原價計算ノ方法

第一節 製造原價計算

第二十二 製造原價計算ノ手續

製造原價計算ハ製造原價要素ヲ要素別ニ計算シ次ニ之ヲ原價部門ニ集計シ最後ニ製品ノ一定單位ニ負擔セシムル手續ヲ經ルヲ原則トス

第二十三 個別原價計算ト綜合原價計算

製造原價計算ハ之ヲ個別原價計算ト綜合原價計算トニ分ツ個別原價計算トハ特定ノ製品ニ付個別的ニ其ノ原價ヲ計算スル方法ヲ謂フ種類又ハ規格ヲ異ニスル製品ヲ個別的ニ生産スル工場ニ在リテハ此ノ方法ニ依リ製造原價ヲ計算ス

綜合原價計算トハ一期間ニ於ケル製品全部ノ原價ヲ綜合算定

シ次デ之ヲ製品ニ分割シ其ノ原價ヲ計算スル方法ヲ謂フ同種製品ヲ反覆繼續シテ大量ニ生産スル工場ニ在リテハ此ノ方法ニ依リ製造原價ヲ計算ス

第二十四 製造原價要素ノ賦課手續上ノ分類

個別原價計算ニ在リテハ原價賦課ノ手續上製造原價要素ハ之ヲ直接費ト間接費トニ分ツ直接費トハ特定ノ製品ニ直接ニ負擔セシムル原價要素ヲ謂ヒ直接材料費、直接勞務費及直接經費ニ區分ス間接費トハ多數ノ製品ニ對シ共通のニ發生シ特定ノ製品ニ直接ニ負擔セシムルコト困難ナル爲間接ニ負擔セシムル原價要素ヲ謂ヒ間接材料費、間接勞務費及間接經費ヨリ成ル

綜合原價計算ニ在リテモ原價計算ノ手續上必要アル場合ハ製造原價要素ハ之ヲ個別原價計算ニ準ジテ直接費ト間接費トニ分ツ

第一款 部門費計算

第二十五 原價部門

製造原價ノ計算ニ在リテハ工場ヲ原價部門ニ分チ部門費計算ヲ爲ス但シ原價計算上補助部門費ノ重要ナラザル工場ニ在リテハ其ノ計算ヲ省略スルコトヲ得

原價部門トハ原價要素ヲ其ノ發生ノ場所ニ從ヒ集計スル計算上ノ區分ヲ謂ヒ必ズシモ生産技術上又ハ職制上ノ部門ニ依リ區分スルコトヲ要セズ

原價部門ハ之ヲ製造部門ト補助部門トニ區分ス
 製造部門トハ當該事業ノ目的タル製品ノ生産ノ行ハルル部門
 ヲ謂フ
 製造部門ハ作業ノ種別ニ依リ之ヲ各種ノ部門ニ區分ス例ヘバ
 機械工業ニ於ケル鑄造部、鍛造部、機械部、組立部等又ハ鐵
 鋼業ニ於ケル煉炭部、製銑部、銅塊部、鍛造部、壓延部等ノ
 如シ
 補助部門トハ製造部門ニ對シテハ補助的關係ニアル部門ヲ謂
 ヒ之ヲ補助經營部門ト工場管理部門トニ區分ス
 補助經營部門トハ當該事業ノ目的タル製品ノ生産ニ直接關與
 セズ自己ノ製品又ハ生産的用途ヲ製造部門ニ提供スル部門ヲ
 謂ヒ之ヲ動力部、用水部、修繕部、運搬部、検査部、工具製
 作部等ニ細分ス
 工場管理部門トハ材料又ハ勞務ノ管理、企畫、設計、其ノ他
 工場ノ管理事務ヲ管掌スル部門ヲ謂ヒ之ヲ材料部（材料購買
 部及倉庫部）、工具管理部、勞務部、福利部、企畫設計部、
 試驗研究部、工場事務部等ニ細分ス
 製造部門及補助部門ニ屬スル各部門ハ業種、經營規模及生産
 様式ノ實情ニ依リ之ヲ定ム但シ同一ノ業種ニ屬スル工場ニシ
 テ經營規模及生産様式ノ同一ナルモノニ在リテハ已ムヲ得ザ
 ル場合ヲ除クノ外之ヲ統一スルモノトス
 第二十六 部門費計算ノ手續

部門費計算ハ左ノ手續ニ依ル
 一 總テノ製造原價要素又ハ一部ノ製造原價要素ヲ製造部門
 及補助部門ニ屬スル各部門ニ賦課又ハ配賦ス
 二 次デ總テノ補助部門費又ハ一部ノ補助部門費ヲ製造部門
 ニ配賦シ以テ製造部門費ヲ計算ス
 工具製作部ハ部門費計算上製造部門ニ屬セシムルコトヲ得
 第二十七 部門個別費ト部門共通費
 製造原價要素ハ部門配賦手續上之ヲ部門個別費ト部門共通費
 トニ分ツ
 部門個別費トハ特定ノ部門ニ個別的ニ發生シ當該部門ニ賦課
 スル原價要素ヲ謂フ例ヘバ特定部門ノ補助材料費、賃金、機
 械及裝置ノ減價償却費、特許權使用料等ノ如シ
 部門共通費トハ數個ノ部門ニ共通的ニ發生シ各部門ニ配賦ス
 ル原價要素ヲ謂フ例ヘバ建物減價償却費、建物火災保險料、
 家賃、地代、租稅、旅費、通信費等ノ如シ
 部門個別費ハ各部門ニ於ケル發生額ヲ當該部門ニ賦課ス
 部門共通費ハ各原價要素ニ付各部門ガ享クル用途ニ應ジ部門
 ノ面積、容積、従業員數、労働時間數、生産數量、賃金額、
 固定資産ノ價額其ノ他適當ナル配賦基準ニ依リ各部門ニ配賦
 ス配賦基準ハ各原價要素ニ付之ヲ定ム但シ金額大ナラズ且正
 確ヲ要スル程度ノ小ナル場合ニハ類似科目ヲ一括シテ定ムル
 コトヲ得配賦基準ハ同一ノ業種ニ屬スル工場ニシテ經營規模

ノ同一ナルモノニ在リテハ已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外之ヲ
 統一スルモノトス
 第二十八 補助部門費配賦

一 直接配賦法
 補助部門費ノ製造部門ヘノ配賦ハ原則トシテ左ノ方法ニ依ル
 直接配賦法ニ在リテハ各補助部門間ニ授受スル用途ハ之ヲ
 全ク無視シ總テノ補助部門費又ハ一部ノ補助部門費ヲ其ノ
 用途ヲ享ケタル製造部門ニ用途ノ程度ニ應ジテ直接ニ配賦
 ス
 直接配賦法ノ第一法ハ原則トシテ總テノ補助部門費ヲ製造
 部門ニ直接ニ配賦スル方法トス
 此ノ場合製造部門ヘノ配賦基準ハ左ノ如シ
 イ 動力部費 計量器ニ依リ測定シタル製造部門ノ動力消
 費量、各製造部門据付機械ノ馬力數又ハ馬力時間數其ノ
 他適當ナル配賦基準
 ロ 用水部費 計量器ニ依リ測定シタル各製造部門ノ用水
 消費量其他適當ナル配賦基準
 ハ 修繕部費 修繕作業ノ單價ヲ基礎トシ計算シタル各製
 造部門ノ修繕額其ノ他適當ナル配賦基準
 ニ 運搬部費 各製造部門ニ於ケル運搬物品ノ重量、運搬
 距離、運搬回數其ノ他適當ナル配賦基準
 ホ 検査部費 各製造部門ニ於ケル検査工ノ作業時間其ノ

他適當ナル配賦基準
 一 材料部費 各製造部門ヘノ出庫材料ノ價額、重量其ノ
 他適當ナル配賦基準
 二 勞務部費又ハ福利部費 各製造部門ノ賃金、従業員數
 其ノ他適當ナル配賦基準
 三 學校、病院等ノ施設ハ原則トシテ之ヲ獨立會計トシ之ニ
 對スル工場ノ負擔額ヲ福利部費ニ計上ス
 四 試驗研究部費、企畫設計部費又ハ工場事務部費 各製
 造部門ノ直接労働時間數其ノ他適當ナル配賦基準
 直接配賦法ノ第二法ハ補助經營部門費ヲ原則トシテ直接ニ
 製造部門ニ配賦シ工場管理部門費ヲ直接ニ製品ニ配賦スル
 方法トス補助經營部門ヘノ配賦基準ハ前項ニ定ムル配賦基
 準ニ依ル
 二 階梯式配賦法
 階梯式配賦法ニ在リテハ補助部門相互間ニ授受スル用途ヲ
 比較シ最モ多數ノ部門ヘ用途ヲ提供スルモノノ順位ニ從ヒ
 補助部門ヲ階梯式ニ配列シ此ノ順位ニ從ヒ先ヅ第一順位ニ
 在ル補助部門ノ部門費ヲ其ノ用途ヲ享ケタル他ノ補助部門
 及製造部門ニ其ノ享ケタル用途ノ程度ニ應ジテ配賦シ次ニ
 第二順位ニ在ル補助部門ノ部門費ヲ其ノ用途ヲ享ケタル第
 三順位以下ノ補助部門及製造部門ニ其ノ享ケタル用途ノ程
 度ニ應ジテ配賦シ此ノ計算ヲ繰返スコトニ依リ補助部門費

ヲ最終部門ニ配賦シ了ルモノトス
各補助部門費ノ配賦基準ハ直接配賦法ニ定ムル配賦基準ニ依ル

三 相互配賦法

相互配賦法ニ在リテハ補助部門相互間ニ授受スル用役ヲ測定シ先ヅ各補助部門ノ部門費ヲ其ノ用役ヲ享ケタル他ノ補助部門及製造部門ニ用役ノ程度ニ應ジテ配賦シ次デ各補助部門ガ他ノ補助部門ヨリ配賦セラレタル額ヲ製造部門ニ直接ニ配賦ス配賦基準ハ直接配賦法ニ定ムル配賦基準ニ依ル補助部門費ハ實際額ヲ配賦ス但シ事情ニ依リ動力部費、用水部費、修繕部費等ハ當該用役ノ豫定價格ヲ以テ配賦スルコトヲ得

補助部門費ノ配賦方法及配賦基準ハ業種、經營規模及生産様式ノ實情ニ依リ適當ニ之ヲ定ム但シ同一ノ業種ニ屬スル工場ニシテ經營規模及生産様式ノ同一ナルモノニ在リテハ已ムヲ得ザル場合ヲ除ク外之ヲ統一スルモノトス

第二十九 製造指圖書及原價計算表

種類又ハ規格ヲ異ニスル製品ヲ個別的ニ生産スル工場ニ在リテハ製品ノ一定單位毎ニ製造指圖書ヲ發行シ各指圖書別ニ原價計算表(原價元帳)ヲ設ケテ製造原價ヲ計算ス
一 製造指圖書ニ依ル生産ヲ數個ノ作業ニ區分シテ製造原價ヲ

計算スル場合ニハ各區分作業ニ對シテ副指圖書ヲ發行シ製造原價ハ先ヅ副指圖書毎ニ計算シ更ニ之ヲ主指圖書ニ綜括ス

第三十 製造原價ノ集計

個別原價計算ニ在リテハ直接費ハ之ヲ各指圖書ニ賦課シ間接費ハ原價計算期間ニ於ケル金額ヲ集計シ指圖書ニ配賦ス
間接費配賦ヲ爲ス場合ニ於テ部門費計算ヲ爲ス場合ニハ原則トシテ製造間接費要素ヲ先ヅ各部門ニ配賦シ次デ總テノ補助部門費又ハ一部ノ補助部門費ヲ製造部門ニ配賦シ最後ニ各製造部門費又ハ各製造部門費及製造部門ニ配賦セラレザル補助部門費ヲ指圖書ニ配賦ス
部門費計算ヲ爲サザル場合ニハ間接費ハ之ヲ直接ニ指圖書ニ配賦ス

第三十一 間接費ノ指圖書ヘノ配賦

間接費配賦ヲ爲ス場合ニ於テ部門費計算ヲ爲ス場合ニハ各製造部門ニ集計セラレタル間接費ハ之ヲ當該製造部門ヲ通過スル指圖書ニ配賦ス其ノ配賦基準ハ直接勞動時間ニ依ル但シ機械作業ヲ主トスル場合ニハ機械作業時間ニ、材料費又ハ賃金ガ製造原價ノ主タル部分ヲ占ムル場合ニハ直接材料費又ハ直接賃金ニ依ルコトヲ得部門費計算ヲ爲ス場合ニ於テ一部ノ補助部門費ヲ製造部門ニ配賦セズシテ直接ニ指圖書ニ配賦スル場合ニハ其ノ各々ニ付適當ナル基準ヲ定メテ之ヲ配賦ス例ハバ材料部費ハ各指圖書ノ直接材料費ヲ、勞務部費又ハ福利部

費ハ各指圖書ノ直接賃金又ハ直接勞動時間ヲ、企畫設計部費、試験研究部費又ハ工場事務部費ハ各指圖書ニ集計セラレタル製造原價ヲ夫々配賦基準ト爲スガ如シ

間接費ヲ配賦スル場合ニ於テ部門費計算ヲ爲サザル場合ニハ間接費要素ヲ一括シ又ハ間接費要素ヲ其ノ性質ニ依リ數個ノ群ニ分類シ夫々適當ノ基準ニ依リ指圖書ニ配賦ス

間接費ノ配賦ハ豫定率ニ依ル
間接費ノ配賦方法及配賦基準ハ同一ノ業種ニ屬スル工場ニシテ經營規模ノ同一ナルモノニ在リテハ已ムヲ得ザル場合ヲ除ク外之ヲ統一スルモノトス

第三十二 作業層

作業層ハ其ノ賣却價額又ハ利用價額ヲ見積リ之ヲ直接材料費又ハ製造原價ヨリ控除ス但シ必要アル場合ニハ之ヲ其ノ發生部門ノ部門費ヨリ控除スルコトヲ得

第三十三 綜合原價計算

一 單一工程綜合計算

單一工程綜合計算ハ同種ノ製品ヲ單一工程ニ依リ連續的ニ生産スル生産様式ニ適用スルモノニシテ原價計算期間ニ於ケル總製造費用ヲ集計シテ其ノ綜合原價ヲ計算スル方法ヲ謂フ

二 工程別綜合計算

工程別綜合計算ハ同種ノ製品ヲ數個ノ工程ニ依リ連續的ニ生産スル生産様式ニ適用スルモノニシテ原價計算期間ニ於ケル總製造費用ヲ工程別ニ集計シテ各工程ノ綜合原價ヲ計算スル方法ヲ謂フ

工程トハ第二十五ニ定ムル製造部門ヲ謂ヒ原則トシテ製造過程ニ於テ販賣又ハ貯藏ノ可能ナル半製品ノ形成セラレル段階毎ニ之ヲ定ム工程ハ原價計算上必要アル場合ニハ更ニ作業ノ段階ニ應ジテ之ヲ數個ノ工程ニ細分ス

材料(原料)ガ各工程ヲ通過シ各工程ニ於テハ之ニ加工ヲ爲スニ過ギザル生産様式ニ在リテハ加工費工程別綜合計算(加工費法)ヲ適用ス加工費工程別綜合計算トハ總製造費用ノ中加工費ノミヲ工程別ニ集計シテ各工程ノ加工費ヲ計算シ主要材料費ハ直接ニ製品ニ付計算スル方法ヲ謂フ

三 組別綜合計算

組別綜合計算ハ異種ノ製品ヲ組別ニ連續的ニ生産スル生産様式ニ適用スルモノニシテ原價計算期間ニ於ケル總製造費用ヲ組別ニ集計シ各組ノ綜合原價ヲ計算スル方法ヲ謂フ

第三十四 綜合原價ノ計算

綜合原價計算ニ在リテハ綜合原價計算表ヲ設ケ原價計算期間ニ於ケル綜合原價ヲ計算ス
部門費計算ヲ爲ス場合ニハ先ヅ總テノ製造原價要素若ハ主要

材料費ヲ除キタル製造原價要素又ハ製造間接要素ヲ各部門ニ賦課又ハ配賦シテ補助部門費ヲ製造部門(工程)ニ配賦シ以テ製造部門ノ總製造費用又ハ總加工費ヲ計算ス

單一工程綜合計算ニ在リテハ總製造費用ニ開始繰越仕掛品原價ヲ加ヘ之ヨリ期末仕掛品原價、副産物價額等ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ綜合原價トス

工程別綜合原價ニ在リテハ各工程ノ總製造費用ニ其ノ工程ノ開始繰越仕掛品原價ヲ加ヘ之ヨリ其ノ工程ノ期末仕掛品原價、副産物價額等ヲ控除シタルモノヲ以テ當該工程ノ綜合原價トス

第二次工程以下ノ工程ノ總製造費用ニハ前工程ヨリ振替ヘラレタル半製品ノ製造原價ヲ材料費トシテ算入ス

加工費工程綜合計算ニ在リテハ各工程ノ當期ノ總加工費ニ前期繰越仕掛品中ニ含マルル當該工程ノ加工費ヲ加ヘ之ヨリ期末仕掛品中ニ含マルル當該工程ノ加工費ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ工程ノ加工費トス

組別綜合計算ニ在リテハ總製造費用ヲ直接費ト間接費トニ區分シ直接費ハ各組ニ賦課シ間接費ハ個別原價計算ニ準ジ適當ナル配賦基準ニ依リ各組ニ配賦ス

各組ノ總製造費用ニ其ノ開始繰越仕掛品原價ヲ加ヘ之ヨリ期末仕掛品原價、副産物價額等ヲ控除シタルモノヲ以テ各組ノ綜合原價トス

第三十五 仕掛品ノ評價

仕掛品トハ原價計算期末ニ於テ製品ノ生産ノ爲ニ仕掛中ノモノヲ謂フ

期末仕掛品原價ハ仕掛品ニ含マルル主要材料費及加工費ヲ各別ニ算定シテ評價ス

主要材料費ニ付テハ期末仕掛品ノ數量ヨリ其ノ中ニ含マルル主要原料又ハ材料ノ消費量ヲ推定シテ其ノ價額ヲ算定ス

加工費ニ付テハ仕掛品ノ仕上リ程度ノ完成品ニ對スル比率ヲ定メ之ヲ仕掛品現在量ニ乗ジテ仕掛品ノ完成品換算數量ヲ算定シ

當期加工費總額ヲ期末仕掛品ノ完成品換算數量ト當期ニ於ケル完成品數量トノ比例ニ依リ仕掛品ト完成品トニ按分シテ仕掛品ノ加工費ヲ算定ス

期末仕掛品原價ハ前項ノ手續ニ依リ評價スルコト困難ナル場合ニハ仕掛品ノ中ニ含マルル主要材料費又ハ勞務費ヲ算定シ評價スルコトヲ得

第三十六 副産物

副産物トハ主産物ノ製造過程ヨリ必然ニ派生スル物品ヲ謂フ

副産物ノ評價額ハ之ヲ主産物ノ製造費用ヨリ控除ス

副産物ノ評價ハ原則トシテ左ノ方法ニ依ル

一 副産物ニシテ其儘外部ニ賣却シ得ルモノハ賣價豫想額ヨリ保管費、販賣費及通常ノ利益ノ見積額ヲ控除シタル額ヲ以テ之ヲ評價ス

二 副産物ニシテ加工ノ上賣却シ得ルモノハ加工製品ノ賣價

豫想額ヨリ加工費、販賣費及通常ノ利益ノ見積額ヲ控除シタル額ヲ以テ之ヲ評價ス

三 副産物ニシテ其ノ儘自家消費セラルルモノハ之ニ因リテ節約セラルベキ物品ノ購入豫想額ヲ以テ之ヲ評價ス

四 副産物ニシテ加工ノ上自家消費セラルルモノハ之ニ因リテ節約セラルベキ物品ノ購入豫想額ヨリ加工費ノ見積額ヲ控除シタル額ヲ以テ之ヲ評價ス

副産物ノ價額大ナラザルモノハ前項ノ手續ニ依リ要セズ之ヲ賣却シテ得タル收入ハ原價計算外ノ利益ト爲スコトヲ得

作業屑其ノ他ノ不用品ノ處理ハ副産物ニ準ズ

第三十七 等級別製品計算

等級別製品計算ハ同種製品ヲ等級ニ區別シ工程又ハ組別ノ綜合原價ヲ等級別ニ分割シテ各等級製品ノ製造原價ヲ計算スル方法ヲ謂フ

等級別製品計算ニ在リテハ各等級ノ製品ニ付豫メ等價比率ヲ定メ之ヲ各等級製品ノ生産量ニ乗ジタル積數ノ比ヲ以テ綜合原價ヲ按分シ以テ各等級製品ノ製造原價ヲ計算ス

等價比率ハ各等級製品ノ重量、長さ、面積、純分度、熱量、硬度、各等級製品ニ含マルル主要原價要素ノ標準消費量(例ヘバ主要原料ノ標準消費量又ハ標準主要勞働時間)等ノ數量ノ尺度又ハ標準調査ニ依リ算定シタル製造原價ヲ基準トシ適正ニ決定ス但シ適當ナル數量ノ尺度又ハ標準調査ニ依リ算定

シタル原價ヲ見出スコト困難ナル場合ニハ各等級製品ノ正常市價ヲ基準トシテ等價比率ヲ決定スルコトヲ得

等級別製品計算ハ工程ニ於テ同一原料ヨリ主副ヲ明確ニ區別シ得ザル異種ノ製品即チ聯產品ヲ連續的ニ生産スル生産様式ニ之ヲ準用ス

聯產品ノ等價比率ハ各聯產品ノ正常市價等ヲ基準トシテ之ヲ決定ス

聯產品ニシテ加工ノ上賣却シ得ルモノハ加工製品ノ賣價豫想額ヨリ加工費ノ見積額ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ聯產品ノ市價トス

第三十八 綜合原價計算ノ適用

綜合原價計算ノ計算方式ハ同一ノ業種ニ屬スル工場ニシテ經營規模及生産様式ノ同一ナルモノニ在リテハ已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外之ヲ統一スルモノトス

第二節 一般管理及販賣費ノ計算

第三十九 販賣直接費ト一般管理及販賣間接費

一般管理及販賣費ノ要素ハ之ヲ販賣直接費ト一般管理及販賣間接費トニ分ツ

販賣直接費トハ販賣費要素ノ内特定賣上品ノ販賣ニ要シタルモノニシテ當該賣上品ニ直接ニ負擔セシムルモノヲ謂ヒ一般管理及販賣間接費トハ一般管理及販賣費中販賣直接費ヲ除キタルモノヲ謂フ

第四十 一般管理及販賣費ノ配賦

販賣直接費ハ之ヲ當該賣上品ニ賦課ス

- 一 一般管理及販賣間接費ハ賣上品ノ製造原價ヲ基準トシ賣上品ニ配賦シ又ハ製造原價若ハ加工費ヲ基準トシテ製品等ニ配賦ス
- 一 一般管理及販賣間接費ノ配賦ハ豫定率ニ依ルコトヲ得
- 一 一般管理及販賣間接費ヲ一般管理費ト販賣間接費トニ區別シテ處理スル場合ニハ一般管理費又ハ販賣間接費ノ配賦ニ付テハ前二項ヲ準用ス
- 一 一般管理及販賣間接費ハ必要アル場合ニハ原價部門ヲ設ケテ部門費計算ヲ行ヒ次テ賣上品又ハ製品ニ配賦スルコトヲ得
- 一 一般管理及販賣費ノ配賦ハ同一ノ業種ニ屬スル事業ニシテ經營規模ノ同一ナルモノニ在リテハ已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外之ヲ統一スルモノトス

第四章 工業會計ノ勘定又帳簿書類

第四十一 工業會計ト原價計算トノ關係

工業會計ハ單ニ外部ニ對スル營業取引ノミナラズ内部ニ於ケル經營活動ヲモ記録計算スル諸勘定ヲ設ケ原價計算トノ關係ヲ保ツベキモノトス

第四十二 勘定組織

工業會計ニ於ケル勘定組織ハ左ノ基準ニ依リ分類ス但シ同一ノ業種ニ屬スル事業ニシテ經營規模ノ同一ナルモノニ在リテハ已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外之ヲ統一スルモノトス

一 靜止勘定

靜止勘定トハ原則トシテ事業年度計算ノミニ關スル勘定ニシテ事業年度中ハ特別ノ場合ノ外記帳セラレザルモノヲ謂ヒ固定資産及資本勘定ノ外長期ノ債權及債務勘定ヲ含ム

二 財務勘定

財務勘定トハ現金取引及短期信用取引ニ關スル勘定ヲ謂フ例ヘバ現金、預金、賣上債權、買入債務、短期借入金等ノ勘定之ニ屬ス

三 原價計算外損益勘定

原價計算外損益勘定トハ製品ノ生産及販賣ニ關聯セザル損益要素ニ關スル勘定ヲ謂フ例ヘバ偶發事故ニ因ル損失、財產評價損、貸倒損失、法人税、營業税、寄附金、利息等ノ勘定之ニ屬ス

四 製造原價要素勘定

製造原價要素勘定トハ製造原價要素ニ關スル勘定ヲ謂フ例ヘバ材料及材料費勘定、賃金勘定、給料勘定、各經費要素ノ勘定ニ屬ス

五 部門費勘定

部門費勘定トハ部門費ヲ集計スル勘定ヲ謂フ部門ヲ區別セザル個別原價計算ノ場合ニハ別ニ間接費ヲ集計スル勘定ヲ設ケ

六 製造勘定

上損益ヲ月次ニ計算スル勘定ヲ謂フ
十四 年次損益勘定
年次損益勘定トハ事業全體ノ損益ヲ年次ニ計算スル勘定ヲ謂フ

第四十三 帳簿書類

- 一 製造命令ニ關スル書類
- 二 材料及材料費ニ關スル帳簿書類
- 三 勞務費ニ關スル帳簿書類
- 四 經費ニ關スル帳簿書類
- 五 部門費ノ計算ニ關スル帳簿書類
- 六 製造原價ノ集計ニ關スル帳簿書類
- 七 製品、仕損品、副産物、作業屑等ニ關スル帳簿書類
- 八 一般管理及販賣費ニ關スル帳簿書類
- 九 總原價ニ關スル帳簿書類
- 十 賣上ニ關スル帳簿書類

製造勘定(仕掛品勘定)トハ製造原價ヲ集計スル勘定ヲ謂フ

ヒ工程別綜合計算ニ在リテハ各工程ノ勘定ハ各工程ノ製造原價ヲ集計スル勘定タルモノトス

七 製品勘定

製品勘定トハ製品、仕損品、副産物、作業屑等ノ受拂ヲ整理スル勘定ヲ謂フ

八 一般管理及販賣要素勘定

一 一般管理及販賣要素ニ關スル勘定ヲ謂フ

九 一般管理及販賣間接費勘定

一 一般管理及販賣間接費要素ヲ集計スル勘定ヲ謂フ

十 差額勘定

材料費、賃金、製造間接費、一般管理及販賣間接費等ノ計算ヲ豫定ニ依リテ爲ス場合其ノ實際額ト豫定額トノ差額ヲ處理スル勘定ヲ謂フ

十一 賣上品總原價勘定

賣上品總原價勘定トハ賣上品ノ總原價ヲ集計スル勘定ヲ謂フ

十二 賣上勘定

賣上勘定トハ製品、仕掛品、副産物等ノ賣上ニ關スル勘定ヲ謂フ

十三 月次損益勘定

月次損益勘定トハ製品、仕掛品、副産物等ノ賣上ニ依ル賣

◎會社經理統制令に對する 大藏當局の運用方針

一、第三條關係(利益配當ノ許可)

(一) 第三條第一項第一號ノ配當率(以下「一號配當率」ト稱ス)ノ超ユル率ニ依ル配當ハ原則トシテ之ヲ許可セザルコト

但シ本令施行直前ノ事業年度ノ配當率ガ「一號配當率」ヲ超過シ居ル場合ニハ本令施行後三事業年度ヲ限り直前ノ事業年度ノ配當率ヨリ二分(一年ヲ一事業年度トスルモノニ在リテハ年三分)減ノ率迄ハ「一號配當率」ヲ超ユル配當ヲ許可スルコト

(二) 第三條第一項第二號ノ配當率ヲ超ユル率ニ依ル配當ハ左ニ掲グルガ如キ例外トシテ認ムルヲ適當トスル場合ノ外原則トシテ之ヲ許可セザルコト

(イ) 後配株ニ對スル配當ヲ普通株ト同一率迄引上グル場合

(ロ) 一年ノ内ニ於テ上期及下期ニ付配當率ニ付定例的ナル高低ヲ存スル會社ニシテ直前ノ事業年度ニ其ノ低キ率

ニ依リ配當シタルモノガ其ノ高キ率ニ依リ配當ヲ爲サントスル場合(此ノ場合ニ於テハ前年相當期ノ配當率ヲ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做スコトトス但シ此ノ場合ニハ次期ノ事業年度ノ配當ニ關シテハ之ヲ直前ノ事業年度ノ配當率トセザル様措置スルコト)

(ハ) 直前ノ事業年度ノ配當率ガ當該事業年度ノ突發的ノ事情ニ依リ臨時ニ減配セラレタリト認メラルル場合ニ從前ノ例ニ鑑ミ相當ト認メラルル配當ヲ復活スル場合

(ニ) 新設會社ノ初度配當ニ關シ從來相當高率ナル配當ヲ爲シ居タル會社ヨリ其ノ事業ノ一部ヲ分割シ之ヲ主體トシテ新會社トナシタルモノニシテ之ヲ新會社ノ原則ニ依リ取扱フコトガ不適當ナリト認メラルル場合

(ホ) 資本金二十萬圓未滿タリシ會社ガ資本増加ニ因リ資本金二十萬圓以上ト爲リタル後最初ノ事業年度ニ付爲ス配當ナル場合(此ノ場合ニ於テハ當該會社ニ會社經理統制令ノ適用アリタルモノト假定シテ得ベキ率ニ依ルコトトス)

二、第五條關係(合併會社ノ配當率ノ指定)

合併會社ノ配當率ノ指定ハ原則トシテ左記ノ標準ニ依ルコト

(イ) 合併前ノ各會社ノ最終事業年度ノ配當金ノ合計額(各會社相互間ニ授受シタルモノヲ除ク)ヲ合併後ノ拂込

資本金ヲ以テ除シテ得タル率ヲ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做シ、第三條關係ヲ準用スルコト

合併前ノ會社ニ資本金二十萬圓未滿ノモノアル場合ニハ當該會社ニ會社經理統制令ノ適用アリタルモノト假定シテ得ベキ利益配當ノ金額ニ依リ前項ノ計算ヲ爲スモノトスルコト

(ロ) 企業ノ合理化特ニ(イ)ノ原則ニ依ルヲ適當トセザルモノニ付テハ其ノ實情ニ從ヒ特別ノ取扱ヒヲ爲スコトヲ得ルコト

三、第十二條關係(役員報酬ノ許可)

(一) 役員報酬ノ増加支給ハ左ニ掲グルガ如キ例外トシテ認ムルヲ適當トスル場合ノ外原則トシテ之ヲ許可セザルコト

(イ) 役員報酬ガ營業規模、事業種目、所在地域、營業成績ノ類似スル他ノ會社ノ一般水準ニ比シ劣レル會社ガ一般水準迄之ヲ改善スルガ爲ニ増給スル場合(從來報酬ガ過少ニシテ賞與ガ過大ナリシ會社ガ本令施行ノ結果減額セラルベキ賞與ノ一部ヲ報酬ニ組入レントスル場合ヲ含ム)

(ロ) 増資其ノ他ノ事由ニ依リ營業規模ガ擴大シタル會社ガ其ノ營業規模ノ擴大ニ應ジタル増給ヲ爲サントスル場合

四、第十三條關係(役員賞與ノ許可)

(一) 法定賞與額ヲ超ユル賞與支給ハ原則トシテ之ヲ許可セ

(ハ) 會社職員給與臨時措置令ニ依リ許可ヲ受ケ又ハ同令ニ基キ報告シ、承認ヲ受ケ若ハ許可ヲ受ケタル準則ニ依リ役員報酬ヲ増額シタル結果本令施行後最初ニ終了スル事業年度ノ役員報酬ノ合計金額ガ直前ノ事業年度ニ支給シタル役員報酬ノ合計金額ヲ超ユルコトトナル場合ニ於テハ原則トシテ之ヲ許可スルコト

(二) 直前ノ事業年度ニ於テ役員報酬ヲ支給セザリシトキ又ハ設立後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキハ營業規模、事業種目、營業成績ノ類似スル他ノ會社ノ一般水準ヲ勘案シテ適當ト認メラルル額ヲ限度トシテ之ヲ許可スルコト

(三) 合併後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキハ原則トシテ合併前ノ各會社ノ最後ノ事業年度ノ役員報酬ノ範圍内ニ於テ(一)ヲ準用シ適當ト認メラルル額ヲ限度トシテ之ヲ許可スルコト

(四) 令第七條各號ニ掲グル會社ニ該當セザリシ會社令第七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタル後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキハ原則トシテ直前ノ事業年度ノ報酬額ヲ參酌シ(一)ヲ準用シテ適當ト認メラルル額ヲ限度トシテ之ヲ許可スルコト

ザルコト

但シ

(イ) 本令施行前ニ最終ニ決算ヲ確定シタル事業年度ニ付支給シタル役員賞與額ガ其ノ役員賞與ヲ支給セントスル事業年度ノ法定賞與額ヲ超ユル會社ニ付テハ

(a) 本令施行後最初ニ決算ヲ確定スル事業年度ノ役員賞與ニ在リテハ前期賞與額ノ五分ノ四(一年ヲ一事業年度トスルモノニ在リテハ三分ノ二以下同ジ)ニ相當スル金額ヲ限度トシテ許可スルコト

(b) 本令施行後第二回目ニ決算ヲ確定スル事業年度ノ役員賞與ニ在リテハ(a)ニ基テ許可ヲ受ケテ支給シタル前期賞與額ノ五分ノ四ニ相當スル金額ヲ限度トシテ許可スルコト

(c) 本令施行後第三回目ニ決算ヲ確定スル事業年度ノ役員賞與ニ在リテハ(b)ニ基テ許可ヲ受ケテ支給シタル前期賞與額ノ五分ノ四ニ相當スル金額ヲ限度トシテ許可スルコト

(ロ) 事業ノ性質上又ハ操業開始ニ至ラザル等ノ爲メ利益率著シク低ク法定賞與額ヲ其ノ儘適用スルヲ不適當トスル場合ニ在リテハ其ノ實情ニ從ヒ特別ノ取扱ヲ爲スコトヲ得ルコト

(二) 法定賞與額ヲ超エザル限度ニ於テ前期賞與額ノ百分ノ

百二十ニ相當スル金額ヲ超ユル賞與ノ支給ハ原則トシテ之ヲ許可セザルコト

但シ

(イ) 一年ノ内ニ於テ上期及下期ニ付利益ニ定例的ナル高低ヲ存スル會社ニ在リテハ前年相當期ノ賞與額ヲ前期賞與額ト看做スコトトス但シ此ノ場合ニハ前期賞與額ヲ超エテ許可シタル金額ニ付テハ之ヲ次期ノ賞與支給ニ關シ前期賞與額ニ算入セザル様措置スルコト

(ロ) 前期賞與額ガ當該事業年度ノ突發的事情ニ依リ減額セラレタリト認メラルル場合ニ在リテハ前々期ノ經常的ト認メラルベキ賞與額ヲ前期賞與額ト看做スコトトス

(三) 直前ノ事業年度ニ付役員賞與ヲ支給セザリシ會社ガ法定賞與額ノ百分ノ七十ヲ超ユル賞與ヲ給セントスル場合ハ原則トシテ之ヲ許可セザルコト
但シ直前事業年度迄ハ經費處分ニ依リ役員賞與ニ相當スル金額ヲ支給シ來リタル會社ガ本事業年度ニ於テ役員賞與ヲ支給セントスルトキハ令第十三條第二項第二號ノ規定ノ適用ヲ受クベキモノナル所之ガ許可ニ際シテハ直前ノ事業年度ニ於テ經費處分ニ依リ支給シタル役員賞與相當額ヲ前期賞與額ニ代用シテ令第十三條ノ規定並ニ(一)及(二)ヲ準用スルコト

(四) 設立後最初ノ事業年度ニ付法定賞與額ノ百分ノ七十ニ

相當スル金額ヲ超ユル役員賞與ヲ支給セントスルモノハ原則トシテ之ヲ許可セザルコト

但シ既設會社ヨリ其ノ事業ノ一部ヲ分割シ之ヲ主體トシテ新會社トナシタルモノ、個人經營ガ會社トナリタルモノ等ニシテ既設會社ノ役員賞與ノ實情ニ鑑ミ之ヲ新會社ノ原則ニ依リ取扱フコトガ不適當ナリト認メラルル場合ハ法定賞與額ノ範圍内ニ於テ適當ト認メラルル金額ヲ限度トシテ之ヲ許可スルコト

(五) 合併後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ニ關シテハ原則トシテ法定賞與額ノ範圍内ニ於テ合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ノ役員賞與ノ合計額ヲ前期賞與額ト看做シテ得ベキ金額ヲ限度トシテ之ヲ許可スルコト

尙合併前ノ各會社ノ賞與ノ合計額ガ著シク法定賞與額ヲ超ユル場合ニシテ法定賞與額迄急激ニ減小セシムルヲ不適當ト認メラルル場合ニ於テハ四ノ(一)ノ(イ)ニ準ジテ取扱フコト

(六) 令第七條各號ノ一ニ該當セザリシ會社令第七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタル後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ナルトキハ原則トシテ法定賞與額ノ範圍内ニ於テ前期賞與額ノ百分ノ百二十ヲ限度トシテ之ヲ許可スルコト

五、第十四條關係(役員退職金ノ準則又ハ支給ノ許可)

附錄 會社經理統制關係法令集

(一) 役員退職金準則ノ許可ハ當分ノ内會社ノ營業規模、事業種目、所在地域、營業成績、役員ノ在職年數、資格等ヲ勘案シ又當該會社ニ於ケル從來ノ役員退職金ニ關スル内規從來ノ役員退職金支給ノ實績等ヲ參酌シ不適當ナリト認メラザル限り之ヲ許可スルコト(但シ右ノ準則ニ付テハ取締役會ノ決議ニ依リ)ト定ムルガ如キ支給ノ金額、割合等ノ不確定ナルモノハ之ヲ認メザルコト)

(二) 準則ニ依ラザル役員退職金支給ノ許可ハ當分ノ内會社ノ經理ノ狀況、營業規模、從來ノ役員退職金支給ノ實績在職年數等ニ照シ不適當ナリト認メラレザル限り之ヲ許可スルコト

(三) 役員退職金許可ノ標準ニ付會社經理統制令施行後ノ在職期間ニ對スルモノニ關シテハ漸次適正ナル規程ヲ設クルコト(其ノ結果必要アリト認ムルトキハ(一)ニ依リ許可ヲ受ケタル準則ヲ變更セシムル爲メ措置ヲ講ズルコト)

第十八條關係(社員初任基本給料ノ許可)

轉職者又ハ特別ノ經歷者ハ技能ヲ有スル社員ニ對スル法定ノ限度ヲ超ユル初任基本給料ノ支給ハ左ニ掲グルガ如キ例外トシテ認ムルヲ適當トスル場合ノ外原則トシテ之ヲ許可セザルコト

(イ) 從來自家營業ヲ營ミ居リタル者等轉職者ニ該當セザル

モノニシテ特別ノ經歷者ハ技能ヲ有シ初任基本給料ニ付法定ノ限度ヲ適用スルヲ不適當トスル場合

(ロ) 前職ニ於テ最後ニ受ケタル役員報酬、社員基本給料又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與ガ其ノ社員ノ學歷、經歷技能等ニ照シ著シク少額ニシテ法定ノ限度ヲ超エテ初任基本給料ヲ支給スルノ必要アリト認メラルル場合

(ハ) 前職ニ於テ手當、賞與其ノ他役員報酬、社員基本給料又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與以外ノ給與ヲ受ケ居リタル者ニ付轉職後之等ノ給與ガ減額セラルル結果總收入ノ減額ヲ來サザル様法定ノ限度ヲ超エテ初任基本給料ヲ支給スルノ必要アリト認メラルル場合

七、第十九條關係(社員昇給ノ許可)

法定ノ限度ヲ超ユル昇給ハ原則トシテ之ヲ許可セザルコト但シ

(一) 基本給料ガ所在地域、事業種目ノ類似スル他ノ會社ノ一般水準ニ比シ劣レル會社ガ之ヲ一般水準迄引上グル爲ノ昇給ハ之ヲ許可スルコト(從來基本給料ガ過少ニシテ一般的手當、賞與ガ過大ナリシ會社ガ本令施行ノ結果減額セラレベキ一般的手當、賞與ヲ基本給料ニ組入レントスル場合初任基本給料ノ改訂ニ伴ヒ古參社員ノ基本給料ヲ改訂セントスル場合ヲ含ム)

八、第二十一條關係(社員賞與及一般的手當ノ許可)

(一) 左ニ掲グル場合ノ昇給ハ原則トシテ許可スル事
應召者又ハ入營者(短期現役士官ヲ含ム)ニシテ應召又ハ入營中昇給ヲ停止セラレ居リタル者ニ付召集解除又ハ除隊ニ依リ復務シタル後ノ最初ノ昇給

(二) 高級社員ト下給社員トニ付昇給期ヲ異ニスル會社ニ於テ其ノ昇給金額ノ合計ガ一年(昭和十五年十月二十日ヲ起算點トス)ヲ通ジテ則第十七條ノ限度ヲ超エザル場合ニ於テハ之ヲ許可スルコト此ノ場合ニ於テハ當該一年間ニ於ケル昇給期毎ニ昇給實績ノ届出ヲ爲サシムルコト

(三) 會社ノ社員構成ガ比較的下級ノ社員トシテ昇給率ニ關シ特別ノ取扱ヲ爲スヲ必要ト認メラルルモノニ關シテハ特別ノ考慮ヲ爲スコト

(一) 施行規則第二十四條第一項第二號ノ許可ハ原則トシテ之ヲ爲サザルコト但シ

昭和十六年七月一日以後同年十二月末日以前ニ終了スル賞與期間ノ社員賞與及一般的手當ニ關スル施行規則第二十四條第一項第二號ノ許可ニ付テハ原則トシテ左ノ方針ニ依ルモノトス

(A) 賞與及一般的手當ノ支給總額ガ當該賞與期間中ニ於ケ

ル基本給料支給總額ノ四分ノ五(一年ニ付十五ヶ月分)ヲ超ユル爲ノ許可申請ニ付テハ當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ニ前年同期ノ率(前年同期ニ於ケル賞與及一般的手當ノ支給總額ノ基本給料支給總額ニ對スル割合)ヲ乘ジテ得ベキ金額ヲ限度トシテ之ヲ許可スルコト

(b) 賞與及一般的手當ノ支給總額中現金支給額(施行規則第二十四條第一項第一號ニ掲グル方法ニ依ラズシテ支給スル金額ヲ謂フ)ガ當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ノ四分ノ三(一年ニ付九ヶ月分)ヲ超ユル爲ノ許可申請ニ付テハ當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ニ前年同期ニ於ケル現金支給率(前年同期ニ於ケル賞與及一般的手當ノ支給總額中施行規則第二十四條第一項第一號ニ掲グル方法ニ依ラズシテ支給シタル金額ノ基本給料支給總額ニ對スル割合)ヲ乘ジテ得ベキ金額ノ五分ノ三ヲ現金支給額ノ限度トシテ之ヲ許可スルコト

前項ノ方針ハ當該賞與期間終了以前ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケ施行規則第十七條ノ限度ヲ超エテ基本給料ノ一般的改訂ヲ爲シタル場合ニ於テハ之ニ依リ修正ノ上之ヲ準用スルモノトスルコト

尚令第二十一條第二項ノ社員賞與及一般的手當ノ經費支出ノ許可ハ原則トシテ之ヲ爲サザルコト

(二) 施行規則第二十四條第一項第一號(丙)ノ承認支給額ガ安全ニ保管セラレ購買力ノ散佚ヲ來サザル限リハ原則トシテ承認スルコト

例(ハ)左ニ掲グル如キ場合ニシテ證書ノ保管ニ關シ當該社員退職ニ至ル迄本人ノ自由處分ヲ爲サシメザル措置ヲ講ズル場合ハ承認スルコト

(三) 令第二十一條第二項ノ許可ハ原則トシテ之ヲ爲サザルコト

但シ會社ガ創業當初ニシテ比較的高給ナル社員ガ多數ヲ占ムル爲基本給料ノ九ヶ月分ヲ超ユル一般的手當及賞與ノ支給ヲ必要トスルニ拘ラズ會社ガ缺損ノ狀態ニアル場合ノ如キ例外的ノ場合ハ許可スルコトアルベキコト

九、第二十六條關係

退職金ノ支給方法

(一) 役員退職金ノ一部國債支給
役員退職金ノ支給ニ付テハ其ノ支給總額中一部ノ國債證券貯蓄債券又ハ報國債券ヲ以テ支給セシムルモノトス

(二) 會社合併ノ場合ニ於ケル引繼役員又ハ引繼社員ニ對スル退職金ノ新會社ニ於ケル保管
會社役員合併又ハ吸收合併ノ場合ニ於テ、合併ニ因リ解散

スル會社ノ役員又ハ社員ニシテ合併ニ因リ設立セラレヌハ合併後存続スル會社ニ引繼ガルル者ニ對シ退職金ヲ支給スル場合ニ於テハ分類所得稅ヲ控除シタル金額ヲ施行規則第二十四條第一項第一號ニ掲グル支給方法ニ依ラシムルモノトシ、其ノ引繼後ハ新會社ニ於テ同號(甲)、(乙)又ハ(丙)ノ保管方法ヲ講ゼシムルモノトス

十、第二十九條關係(機密費等ノ許可又ハ承認)

(一) 令第二十九條第二項ノ機密費等ノ基準月額ノ承認ハ、營業規模ノ事業種目ニ類似スル他ノ會社ノ一般水準ヲ標準トシ、當該會社ノ所在地域、支店出張所等ノ狀況、營業成績及事業經營ノ特殊性ヲ勘案シ合併ニ因リ設立セラレタル會社ニ付テハ合併前ノ各會社ノ基準月額ヲ斟酌シテ、必要最少限度ト認メラルル金額ヲ限リ承認スルコト
(二) 令第二十九條第三項ノ機密費等ノ基準月額ノ増額ノ許可ハ原則トシテ之ヲ爲サザルコト但シ左ニ掲グルガ如キ眞ニ已ムヲ得ザル場合ニ於テハ之ヲ許可スルコト

(イ) 營業規模、事業種目ノ類似スル他ノ會社ノ一般水準ヲ標準トシ、當該會社ノ所在地域、支店出張所等ノ狀況、營業成績、營業規模擴張ノ程度及事業經營ノ特殊性ヲ勘案シテ必要最少限度ト認メラルル金額迄増額セントスル場合

(ロ) 基準月額算定ノ基準タル事業年度ニ於テ特別ノ事由ニ依リ機密費等ノ基準月額ヲ特ニ減額シタルコトガ過去數期間ノ実績ニ徴シ明カナル場合ニ於テ過去ノ平均実績ヲ斟酌シテ必要最少限度ト認メラルル金額迄増額セントスル場合

(三) 令第二十九條第五項ノ基準月額ニ依ル金額ヲ超ユル支田ノ許可ハ原則トシテ之ヲ爲サザルコト

但シ當該事業年度ノ支田ガ總テ緊要ナルモノニシテ節減ノ餘地ナキ會社ガ基準月額ニ依ル金額ヲ超エテ必要ナル廣告宣傳費ノ支田ヲ爲サントスル場合ノ如ク眞ニ已ムヲ得ザル事由アリト認メラルル場合ニ於テ許可スルコトアルベキコト
尚機密費等ノ支田過大ナリト認メラルル會社ニ對シテハ監査ヲ行ヒ之ガ減額ヲ命ズルコト

耐用年數表

(昭和十七年七月一日閣議決定)

第一、各事業に共通する固定資産

△事務所用又は住宅用建物(工場用又は倉庫用建物以外ノ建物ヲ謂ヒ附属建物及び建物附属設備を含む)

耐用年數	現行	改正
鐵骨鐵筋コンクリート造鐵筋コンクリート造、又は鐵骨造(鐵骨煉瓦造及び鐵骨石造を含む)	八〇	六〇
煉瓦造又は石造	七〇	五〇
土藏造又は木造(木骨煉瓦造、木骨造鐵網モルタル塗其他の木骨造塗家を含む)	三〇—五〇	二五
△工場用又は倉庫用建物(附属建物及び建物附属設備を含む)		
●鐵骨鐵筋コンクリート造、鐵筋コンクリート造又は鐵骨造(鐵骨煉瓦造及び鐵骨石造を含む)		
時局産業用	五二	四〇
(劇薬等を使用する工場にして)腐蝕し易き建物は三十年とす)	七〇	五〇
其他(同二十五年とす)		
●煉瓦造、石造又は鐵骨亞鉛鐵張板	四五	三五
時局産業用(同三十五年とす)	六〇	四〇
其他(同三十年とす)		
●土藏造又は木造(木骨煉瓦造、木骨造鐵網モルタル塗其他の木骨造塗家を含む)	一五—二六	一二
時局産業用(同八年とす)	二〇—三五	一五
其他(同十年とす)		
△構築物(煙突を含む)		
木造(他の種目に特掲したるものを除く)	一	一五
其他(同)	三四—六〇	四〇
△船舶		
●船舶法第四條乃至第十九條の適用を受くる船舶		
鐵船	二〇—二五	一八
鋼船	一五	一二
其他	一〇	八
●其他		
木船	二五	一五
其他	三—四	四
△車輛運搬具		
鐵道車輛(鐵道及び軌道業用を除く)	三—四	四
自動車及び自動自轉車(自動車運轉業用を除く)	五—七〇	五
其他(特掲したる事業用を除く)	二—三	六
△工具、器具及備品		
工具	二五—五〇	一五
器具及備品	三—五	五
主として金屬製のもの	二—三	八
其他	一—二	八

第二、事業別固定資産

(第一及び第三に掲ぐる資産並に土地を除く)

事業	耐用年動	現行	改正
(1) 金屬鑄業 (鑄業權及び坑道を除く)	二一五	一〇	一〇
(2) 硫黃鑄業 (同)	二一五	一〇	一〇
(3) 石綿鑄業 (同)	二一五	一〇	一〇
(4) 石炭 (亞炭を含む) 鑄業 (同)	四一五	八	八
(5) 石油鑄業	三五一	一〇	一〇
掘鑿用機械器具又は掘鑿用及び坑井用鐵管	三五一	一〇	一〇
タンク	二二五	四	四
其他 (鑄業權及び坑道を除く)	七一	八	八
(6) 製鐵業	三一四	一〇	一〇
熔鑄爐、熱風爐及び熔燒爐 (煉瓦の取替費を損金に計上するものは二十年とす)	三一四	一〇	一〇
其他	六〇四	二〇	二〇
(7) 非鐵金屬鑄業	一五三	二	二
(8) 輕金屬鑄業	一五三	二	二
(9) 鑄造及び鍛造業			一五
(10) 其他の金屬工業			二〇
(11) 原動機製造業 (蒸汽錘を含む)			二〇
(12) 電氣機械器具製造業 (無線電信電話機、器具を含み家庭用電氣器具を除く)			二〇
(13) 金屬工機械及び工具並に刀具類製造業			二〇
(14) 探鑛、選鑛及び製鍊機械器具製造業			二〇
(15) 製鐵用機械器具製造業			二〇
(16) 化學工業用機械裝置製造業			二〇
(17) 鐵道用及び軌道用車輛製造業			二〇
(18) 自動車及び同部分品製造業 (小型自動車關係を除く)			二〇
(19) 船舶製造業			二〇
岸壁及び船渠			二〇
造船臺			二〇
其他			二〇
鋼船製造用			二〇
木造製造用			二〇
(20) 航空機及同部分品製造業			二〇

(21) 運搬機械製造業	二〇三	一五	一五
(22) ポンプ製造業 (水壓機を含む)	二〇三	一五	一五
(23) 計器製造業 (寒暖計及體溫計を除く)	二〇三	一五	一五
(24) 學術及醫療機械器具製造業	二〇三	一五	一五
(25) 光學機械器具製造業	二〇三	一五	一五
(26) 電球製造業	二〇三	一五	一五
(27) 兵器及び同部分品製造業	二〇三	一五	一五
(28) 軸受及び鋼球製造業	二〇三	一五	一五
(29) 其他の機械類製造業	二〇三	一五	一五
(30) 醫藥品製造業	一〇	一〇	一〇
(31) ソーダ製造業	一〇	一〇	一〇
(32) 水晶石及び弗化アルミニウム製造業	一〇	一〇	一〇
(33) 硫酸製造業	一〇	一〇	一〇
(34) 石炭酸製造業	一〇	一〇	一〇
(35) 硝酸製造業	一〇	一〇	一〇
(36) 鹽酸製造業	一〇	一〇	一〇
(37) 醋酸製造業	一〇	一〇	一〇
(38) メタノール系合成品製造業	一〇	一〇	一〇
(39) アセチレン系合成品製造業	一〇	一〇	一〇
(40) カーバイト製造業			一〇
(41) 分析藥品及寫真用藥品製造業			一〇
(42) 代用液體燃料製造業			一〇
(43) コールタル分溜物製造業			一〇
(44) 染料中間物其他コールタル分溜物誘導體製造業			一〇
ピクリン酸其他の爆藥原料の製造裝置			一〇
其他 (タール系醫藥品製造業を含む)			一〇
(45) 火藥及爆藥製造業			一〇
(46) 其他の工業藥品製造業			一〇
(47) 染料製造業			一〇
(48) インキ製造業			一〇
(49) 塗料製造業			一〇
(50) マツチ製造業			一〇
(51) 石油精製及輸入業			一〇
貯油タンク、タンカーガス槽及製罐裝置			一〇
其他			一〇
(52) 人造石油製造業			一〇
貯油タンク・タンカーガス槽及び製罐裝置			一〇

其他	七一八	一〇	一〇
(53)油、脂、蠟及び加工油製造業	一五二二五	二〇	一〇
(54)ゴム製品製造業	一五二二五	二〇	一〇
(55)パルプ製造業	一五二二五	二〇	一〇
(56)製紙業	一五二二五	二〇	一〇
(57)セルロイド製造業	二〇	二〇	一〇
硝化装置	二〇	二〇	一〇
其他	三〇一四〇	二五	一〇
(58)人絹糸及びスフ製造業	八二二五	二二	一〇
(59)化学肥料製造業	一〇	二〇	一〇
(硫酸製造業は七年とす)	一〇	二〇	一〇
(60)製革業	一〇一四〇	二〇	一〇
(61)石鹼製造業	一〇一三〇	二〇	一〇
(62)糊料製造業	三〇	二五	一〇
(63)ガス、コークス及び同副産物製造業	二〇一三〇	一〇	一〇
ガス發生装置(ピーハイブ爐を含む)	二〇一三〇	一〇	一〇
ガス精製装置	二〇一三〇	一〇	一〇
ガス槽	四〇	二五	一〇
ガス導管	二〇一三〇	二〇	一〇
其他	二〇一三〇	二〇	一〇
(64)ピッチコークス製造業	一〇	二〇	一〇
(65)電線製造業	七一八	一〇	一〇
(66)カーボンブラツク製造業	一五二二五	二〇	一〇
(67)電氣業水力發電設備	一五二二五	二〇	一〇
(自家用發電を含む)(發動機)	一五二二五	二〇	一〇
火力發電設備、送電設備(同)	一五二二五	二〇	一〇
鐵柱又は鐵骨コンクリート柱のもの	一五二二五	二〇	一〇
木柱のもの	二〇	二〇	一〇
變電設備	三〇一四〇	二五	一〇
配電設備	八二二五	二二	一〇
需用者屋内設備	一〇	二〇	一〇
(68)ガラス製造業	一〇一四〇	二〇	一〇
爐	一〇一三〇	二〇	一〇
其他	一〇一三〇	二〇	一〇
(69)セメント製造業	二〇一四〇	一〇	一〇
燒窯	二〇一四〇	一〇	一〇
其他	二〇一四〇	一〇	一〇
(70)煉瓦製造業	二〇一四〇	一〇	一〇
燒窯(耐火煉瓦製造用は五年とす)	二〇一四〇	一〇	一〇
其他	二〇一四〇	一〇	一〇
(71)其他の窯業	五二四〇	一八	一〇
燒窯	一〇	一〇	一〇

其他	五一四〇	二〇	二〇
(72)製糸業	二〇一三〇	二〇	一〇
(73)紡績業(撚糸を含む)	二〇一三〇	二〇	一〇
(74)織物業	一五二二五	二〇	一〇
(75)メリヤス製造業(レース類を含む)	二五	二〇	一〇
(76)綿製造業	三一〇	一〇	一〇
(77)捺染業	三一〇	一〇	一〇
ロール	三	三	一〇
其他	一五二二五	二〇	一〇
(78)染色、精練及び漂白業	一五二二五	二〇	一〇
(79)帽體及びフェルト地製造業	一〇一三〇	二〇	一〇
(80)製材業	一〇一三〇	二〇	一〇
(81)木製品工業	二〇一三〇	二〇	一〇
(82)製穀業	一〇一三〇	二〇	一〇
(83)製粉業	一〇一四〇	二五	一〇
(84)澱粉製造業	八一三〇	二五	一〇
(85)製糖業	二〇一四〇	二五	一〇
(86)和酒製造業(酒精蒸餾を除く)	二〇一三〇	二〇	一〇
(87)麥酒製造業	二〇一四〇	二五	一〇
(88)其他の酒類製造業	一五	一五	一〇
(89)醬油製造業	二〇一三〇	一五	一〇
(90)清涼飲料製造業	二〇	二〇	一〇
(91)菓子及びパン類製造業	一〇一三〇	二〇	一〇
(92)罐詰製造業	二〇一四〇	二五	一〇
(93)煉乳及びバター製造業	二〇	二〇	一〇
(94)製氷業(冷凍を含む)	三〇	二五	一〇
(95)印刷、製本及び出版業	三〇一四〇	二五	一〇
(96)土木建築業	八一二	八	一〇
(97)網及び綱製造業	一五二二五	二〇	一〇
(98)紐製造業	一五	一五	一〇
(99)鐵道及び軌道業	一五二二五	三〇	一〇
(土地を除く一切の固定資産に適用)	一五二二五	三〇	一〇
(100)自動車運輸業	三一四	三	一〇
(101)前掲以外の事業	二五	二〇	一〇
主として金屬製のもの	一〇	一〇	一〇
其他	一〇	一〇	一〇
第三、無形固定資産			
種類			
特許權	現行	改正	
商標權	一〇	一五	

意匠權
 實用新案權
 水利權
 漁業權
 營業權
 試驗研究費
 開發費

| | | | |
 五五〇〇七七

【備考】

- 一、同一法人が數種の事業を兼營する場合は各事業別に所定の年數に依り計算すること但し其兼營事業が獨立の事業と認められざる程度のものにして主たる事業と其耐用年數に著しき相違なき場合は主たる事業の年數に依り一括計算するも妨げなきこと
- 二、本表に時局産業とは臨時租稅措置法施行規則表に掲ぐる事業を指稱するものなるもその資産に付ては昭和十二年七月一日以前に取得したるものを含むこと
- 三、特許權以下の資産にして實際の存續期間の明かなるもの又は本表の年數に依るを著しく不適當と認むるものに付ては適當と認むる年數に依るも妨げなきこと

出文協承認あ130179號

昭和十七年九月十七日 初版印刷
 昭和十七年九月二十日 初版發行



著者 石巻良夫
 發行者 東京市麴町區九段一丁目四番地 國松
 印刷者 東京市麴町區九段一丁目四番地 國松

發行所

文雅堂書店

電話九段一四五二、一四五三
 振替東京四二八二一番

配給元・東京市神田區淡路町二ノ九・日本出版配給株式會社

(第一次初版・昭和十六年九月五日發行)

改訂増補

會社經理統制令精義

定價金 五圓也

行印 所刷印堂雅文 (一三東東)

K25-72

株式會社設立の實際 苗村治一著 定價一・五〇 送一五 <small>A五判清裝一四五頁</small>	<small>改訂 增補</small> 臨時資金調整法講話 石卷良夫著 定價二・九〇 送二〇 <small>B六判布製四二〇頁</small>	會社實務と法律との交渉 井上勝馬著 定價三・二〇 送三〇 <small>菊判布製三八四頁</small>	<small>實物 集成</small> 株主總會關係書式集 妹尾一雄編 定價三・五〇 送三〇 <small>菊判布製三七二頁</small>	新會社法の重要諸點 小林徳三郎著 定價一・二〇 送一五 <small>四六判布製二二五頁</small>	取締役の會社取引 平井信也著 定價一・三〇 送一五 <small>四六判布製二一五頁</small>	株式事務の法律問題 太田義繁著 定價一・三〇 送一五 <small>四六判布製二三四頁</small>	有限會社法講話 岡野哲二著 定價一・五〇 送一五 <small>四六判布製二六五頁</small>	金利計算法 岡本廣作著 定價五・〇〇 送二〇 <small>A五判布製四七一頁</small>	商業計算法 岡本廣作著 定價三・五〇 送二〇 <small>A五判布製三〇七頁</small>
--	--	---	---	---	---	--	--	--	--

終